

平成 27 年度

飯 館 村 歳 入 歳 出  
予算審査特別委員会記録

自 平成 27 年 3 月 10 日  
至 平成 27 年 3 月 12 日

飯 館 村 議 会

平成27年3月10日

平成27年度飯舘村予算審査特別委員会記録（第1号）

平成27年3月10日、飯館村役場飯野出張所議場において午前9時00分より開催された。

◎出席委員（9名）

委員長	松下義喜君		
副委員長	高野孝一君		
委員	渡邊計君	菅野新一君	北原経君
	伊東利君	佐藤八郎君	佐藤長平君
	飯樋善二郎君		

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村長	菅野典雄	副村長	門馬伸市
総務課長	中井田 榮	住民課長	藤井一彦
復興対策課長	愛澤伸一	除染推進課長	中川喜昭
生活支援対策課長	細川 亨	会計管理者	但野正行
健康福祉課長	高橋正文	教育長	八巻義徳
教育課長	村山宏行	農業委員会 事務局長	但野正行
選挙管理委員会 書記長	中井田 榮		

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長職務代理者	但野正行	書記	菅野久子
-----------	------	----	------

## 飯舘村予算審査特別委員会記録

### ◎開会及び開議の宣告

委員長（松下義喜君） おはようございます。

本日の出席委員は9名です。

ただいまから平成27年度会計予算審査特別委員会を開会します。

(午前9時00分)

委員長（松下義喜君） 議事に先立ちまして一言ご挨拶申し上げます。

本特別委員会は、去る3月3日の本会議において付託をされました平成27年度飯舘村一般会計のほか5つの特別会計、計6会計の予算について本日から審査を行います。図らずも、私こと松下が委員長を仰せつかりました。よろしくお願いいたします。なお、副委員長に高野孝一委員が選任されました。まことに重責ではありますが、賢明に務めたいと思います。

あしたで東日本大震災発生から4年となります。これによる原発事故によって、私たちの生活の基盤はもとより、日本の産業、経済も大きな打撃を受け、村民にとっては厳しい4年間でありました。村民は今なお収束しない原発事故による放射能汚染の不安と行政、東電への不信感を抱え、避難生活を送っておりますが、一日も早く普通の生活を取り戻せるよう、議会も行政も一緒になって取り組んでいかなければならないものと思っております。

今まで以上、村民一人一人の復興に向けた取り組みが大事であります。

そのような中での平成27年度の予算審査特別委員会でありますから、村民の健康管理はもとより、避難生活の安全・安心と、復興への前進に向けた取り組みができる事業の確保に特に気を配り、村民が抱えている不安を一つでも払拭しなければならないものと思っております。

お手元の予算書は、平成27年度で実施する事務事業とそれに充当する経費及びそれを賄うために必要な財源をどのように調達し、村民のためにどのように使われていくのかを示したものであります。村としては村民の安全・安心が大事と捉えた予算の策定をしているものと思われませんが、ご承知のようにこの予算は今後の村政を左右する重要な歳入歳出予算案であります。本委員会は、本当に村民生活の安全・安心につながる予算であって、村民の心の復興にもつながる事業または内容となっているかなどを確認する重要な委員会であります。

どうか委員各位におかれましては、この予算審査の意義に強い思いを持って審査に臨んでいただきますよう切にお願いするものであります。

なお、議事の進行においては特段のご協力のほど、よろしく申し上げます。

また、村長を初め、各課長等の皆様におかれましては、審査期間の全般を通して実のある審査ができますようご協力をお願いいたします。

それでは、予算審査特別委員会に付託されました議案第7号「平成27年度飯舘村一般会計予算」、議案第8号「平成27年度飯舘村国民健康保険特別会計予算」、議案第9号

「平成27年度飯館村簡易水道事業特別会計予算」、議案第10号「平成27年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算」、議案第11号「平成27年度飯館村介護保険特別会計予算」、議案第12号「平成27年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。

お諮りします。

本委員会の進め方ですが、この予算審査特別委員会は本日から12日までの3日間であり、この後、各課長等から担当する事務及び事業に係る予算等について説明を求め、2日目及び3日目は、議案第7号から議案第12号までの総括質疑を行い、質疑を終えてから採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(松下義喜君) 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

なお、事前をお願いいたしますが、説明の時間は限られておりますので、各課長等の説明に当たっては新規事業や要点について特に説明をしていただき、若干の質疑時間を持ちたいと思いますので、配付の時間割表によって進めてまいりたいと思いますので、予定時間前に終わられるようにご協力願います。

◎休憩の宣告

委員長(松下義喜君) ここで若干休憩します。

なお、説明員の皆様には一旦退席願います。

(午前9時08分)

◎再開の宣告

委員長(松下義喜君) 再開をいたします。

(午後3時57分)

◎散会の宣告

委員長(松下義喜君) 以上で全ての課長等からの説明は終わりました。

本日はこれで散会します。ご苦勞さまでした。

なお、あしたは午前9時からこの場所にて開催いたします。お疲れさまでした。

(午後3時58分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年3月10日

予算審査特別委員会委員長

松下義喜

○

( )

平成27年3月11日

平成27年度飯舘村予算審査特別委員会記録（第2号）

平成27年3月11日、飯舘村役場飯野出張所議場において午前9時00分より開催された。

◎出席委員（9名）

委員長	松下義喜君		
副委員長	高野孝一君		
委員	渡邊計君	菅野新一君	北原経君
	伊東利君	佐藤八郎君	佐藤長平君
	飯樋善二郎君		

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村長	菅野典雄	副村長	門馬伸市
総務課長	中井田 榮	住民課長	藤井一彦
復興対策課長	愛澤伸一	除染推進課長	中川喜昭
生活支援対策課長	細川 亨	会計管理者	但野正行
健康福祉課長	高橋正文	教育長	八巻義徳
教育課長	村山宏行	代表監査委員	佐藤 榮一
農業委員会長	菅野宗男	農業委員会 事務局長	但野正行
選挙管理委員会 書記長	中井田 榮		

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長職務代理者	但野正行	書記	菅野久子
書記	渡部誉典		

## 飯舘村予算審査特別委員会記録

### ◎開会及び開議の宣告

委員長（松下義喜君） おはようございます。

本日の出席委員は9名であります。これより予算審査特別委員会を再開します。

（午前9時00分）

委員長（松下義喜君） これから質疑に入りますが、申し上げるまでもなく、この委員会は議題となりました平成27年度飯舘村一般会計並びに各特別会計の予算に係るものであります。

委員の皆様には、避難を強いられている村民のことを念頭に置き、安全で安心して避難生活が送れ、何よりも村民の福祉向上のため、効果的に財政運営が図られるか否かということに視点を置いて審査に臨んでいただき、特に議事進行上、議題外にならないようご承知お祈りいたします。

なお、質疑の際は挙手をして発言の許可を受けてから発言してください。また、限られた時間でありますので、効率的な議事の運営に努めてまいりますので、質問の際は、予算書、予算説明書などのページ及び項目を示し、質問の要点を簡潔明瞭に発言してください。答弁者におかれましては、委員長の許可を得てから簡潔明瞭に答弁するようお願いいたします。各位のご協力を切にお願いいたします。

以上申し上げまして、挨拶にかえさせていただきます。

それでは直ちに会議を開きます。

これから議案第7号から議案第12号までの6議案について、一括して質疑を行います。

これより質疑を許します。

委員（渡邊 計君） 私のほうから過不足の関係のところをちょっとお聞きします。まず、No. 6の3ページから行きます。3ページの行政区に関する経費なんですけれども、これ去年も同じような経費が、内容が出ているんですが、これ去年と金額的に大分違ってきているんですが、その内容の違いというのはいかがなものですか。

総務課長（中井田 榮君） 3ページの行政区に関する経費の行政区長の報酬のことかなというふうに思いますけれども、昨年と比べてふえております。ふえた理由というのは、実は避難当初、避難したことによって、行政区長会等で今まではお知らせ版とか広報とか配っていたということもあって、その作業がなくなった、そういうようなこともあって、平等割の26万円ですね、7割支給というようなことでやってきたわけでありましてけれども、今に至って大分復旧・復興の事業が進んで、行政区のワークショップ、あとさらには行政区の集まり等が多くなったというようなこともあって、この26万円の3割減、それをなくしてもとに戻しております。この戸数割につきましては、従来どおり震災後の3割減でやっておりますけれども、平等割につきましては、26万円につきましては100%支給というふうなことで、今回予算計上しましたので、その分がふえているといった内容でございます。

委員（渡邊 計君） 次に、11ページになりますけれども、レターパックの役務費ですけれど

も、このレターパックの中に復興計画と4年間のあゆみ発送となっているんですが、この4年間のあゆみ発送は4,000部ですか、2,000部プラス2,000部ですけれども、この復興計画のほうは何部を印刷して、それでこの送料に関して一緒にまとめて送るのか、別々に送るのか、その辺、お聞かせください。

総務課長（中井田 榮君） 11ページのこのレターパックの345万6,000円の内容でありますけれども、ご承知のとおり、復興計画、3月にまとめて議会にお出しをして、案として村民に説明してよろしいというふうになれば、それを印刷してお配りをしていました。さらに6月議会にかけて成案になったときにもう一度配布しているというような関係もあって、この復興計画につきましては2回送るようになります。つきましては、送るに当たっては3,200戸、避難前は1,700戸だったんですけれども、現在は3,200戸になっておりますので、3,200戸に2回分を送る分と、あとさらに4年のあゆみにつきましては、ダイジェスト版と、あと本編の部分、厚い部分でありますけれども、その部分を3,200戸に送るというようなことで、計3回分、ここにはレターパック代としては計上しております。

委員（渡邊 計君） 4年間のあゆみは、これ2,000部プラス2,000部と聞いたような気なんですけれども、トータル、ダイジェスト版と本版のほうとそれぞれ4,000部ずつ印刷するということですか。

総務課長（中井田 榮君） 4,000部を刷って3,200戸にそれぞれ1部ずつお配りをして、あと800部については、研修等の対応のためにとっておくということで4,000部ございます。

委員（渡邊 計君） 次に、13ページ、1款11項目の中のウェブカメラと、あと光ファイバーケーブルの修繕料ですか、両方、光ファイバーとウェブカメラの修繕と、去年はどのような修繕をされたのか。

それとあと、今ウェブのほうが大分故障して、実際にまだに動いていないのがどのくらいあるのか、その辺お聞かせください。

総務課長（中井田 榮君） ウェブカメラにつきましては、雷と、あと大風等によって何件か修繕がございました。あとさらに、もう一点は、光ファイバー、電柱……、ウェブカメラの電気料、この54万8,000円ですよろしいんでしょうか。（「光ファイバーと修繕費の90万」の声あり）これにつきましては、今までご説明しましたように、昨年は大雨だ、雷で修繕がありましたので、今年もその分を見越しまして160万円ほど修繕をとらせていただいております。（「動いてないウェブカメラあるの」の声あり）済みません。現在、何件かの動いていないカメラございまして、その分は修繕を今かけているところでございます。

委員（渡邊 計君） このウェブカメラ動いていないというのが大分前から、もう3か月以上たっていると思うんですけれども、なぜそんなにかかっているのか。

総務課長（中井田 榮君） 既に発注はしているんですけれども、今修理中というようなことでご了解いただければと。

委員（渡邊 計君） 発注はしているんでしょうけれども、こんな3か月も4か月もとまったまんまで、これ一番大事な冬の時期に、皆さんちょっと飯館に行こうかなと思うようなときに、雪道どんなになっているのかなど。そういうことを見たい中で、この一番大事

な時期に3カ月、4カ月とまっているという。発注はしているけれども、とまっている内容というのは、業者から何か内容を聞いているんでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） 発注はしております、業者のほうには再度大至急急いで修繕するようにお話をしたいというように思います。

委員（渡邊 計君） これ、皆さん、ちょっと自分のふるさどを見るときにとか、見たいもので、ぜひ早急に直していただきたいと思うんですけども、何か以前ちょっと話聞いたときには、型が古いんで部品がなかなか見つからないというようなお話も聞いたような気がするんですけども、その場合、例えばどうしても部品見つからないような話がある場合であれば、それを新しい型に取りかえるとかそういう計画とかは持っていないんでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） 震災以降のことです。4年ですね。ですので、まだ部品はあるかと思っておりますので、とにかく業者のほうには急がせたいというように思います。

委員（渡邊 計君） あと、総務のほうで、資料ちょっといただいておりますので、それについて。自治体の東京電力の賠償ですけども、これの内容について、ちょっと詳しくお聞かせ願えますか。

総務課長（中井田 榮君） 資料、お出ししておりますけれども、まず上の段の2行でありますけれども、避難当初、村は特別交付税を約10億円、23年度にいただいております。さらに、23年度の決算分として、25年の5月2日に2億円の賠償請求を東電のほうにしております。あとさらに、26年の8月5日に、県の方針も賠償を受けられるところからとにかく受けていくという方針でありますので、村もそれにならって1,236万8,000円を個別賠償請求をしたところでございます。表の中でありますけれども、左側、これは25年5月2日に賠償請求をした2億円の内容であります。その内容は、事故対応の人件費5,370万円、さらには移転費用で3,050万円、あとさらに放射線量の測定の部分で859万円、あと被災者の支援で614万円、あと逸失利益、減収分でありますけれども、1億242万7,000円、あとさらに学校給食の検査費用で合わせて2億135万7,000円の請求をしたところでございます。

それに対して、個別の請求なんかでありますけれども、右側を見てもらいたいんですけども、賠償してもいいですよというところで来たのがこの右側の整理をしている内容であります。その中で、今回、個別に賠償ができるというふうになったのが一番下の学校給食の検査費用でありまして、414万8,000円ほど賠償請求ができることになっております。この一番下の1、2、3、4の合計につきましては、この上の移転費用の①から③まで、小学校、幼稚園、あと飯野出張所の移転費用がありますけれども、それを足したものがこの1,236万8,000円になっています。そのうち414万8,000円が賠償になったと。

今後でありますけれども、この真ん中を見ていただきたいんですけども、27年度請求の予定であります。2段目にありますように、土地の賃借料、きこり、まごころ、あとは村民の森でありますけれども、284万円。あと、さらには逸失利益のたばこ税でありますけれども、2,396万円。この2つを足したのが一番下の2,680万円となります。それ

にプラスアルファと書いてあるのが、この逸失利益の黒の四角の2つ目でありますけれども、簡易水道、あとは農集排の使用料の減収分は固定費分を除いて算定というふうにありますけれども、使用料の減収分と、この固定費というのは、こういうふうにならなくても人件費とか薬はかかっているわけですから、その分は除いて算定をしていくというようなことで整理をしております。27年度につきましては、この2,680万円と、さらにこの簡易水道の農集排の使用料の減収分について請求をしていくというふうな内容でございます。

委員（渡邊 計君） そうすると、この26年度の414万8,000円、こういうものが入ったものから順次村のほうへの予算書へ歳入という形をとっていくわけですか。

総務課長（中井田 榮君） はい。順次賠償になったものは入ってきますので、あと決算のほうでお出しできるかなというように思います。

委員（渡邊 計君） 次、14ページですけれども、1項10目の村内防犯カメラシステム、今回新しくなったわけですけれども、この9カ所だったと思うんですけれども、これで全てが網羅されるのかということをちょっと私は疑問抱いているわけなんですけれども、増設とかそういう話は今後出ないんでしょうか。

住民課長（藤井一彦君） 防犯カメラシステムの設置事業についてでございますけれども、今のところ13カ所村内に設置をする予定でございます。この設置箇所の選定に当たりましたは、南相馬警察の生活安全課と十分協議をいたしまして、一つは村への進入経路、それから主要な交差点、それから交通量、それから犯罪発生地点などについて総合的に判断をいたしまして決定をいたしました。ただ、村は非常に広うございますので、それで13カ所で全部見られるかということにはならないと思いますので、その辺は今のところ見守り隊もやっておりますし、警察のほうもパトカー20台ほど入っておりますので、そういったものと協力をしながら防犯を図っていきたいというふうに考えております。以上です。

委員（渡邊 計君） 私もちらっと見たときに、大体のところは枝葉の進入路付近にあるので大丈夫かなと思うんですけれども、ただ一つ、八木沢の糠塚から入って関沢に抜けて小宮方面に出る道路、これごみ運搬とかいろいろもう使っているわけですけれども、この経路に関して何もありませんけれども、それを今後どのようにしていくおつもりなのかお伺いします。

住民課長（藤井一彦君） 今のところそういったいくつかの、全部で二十数カ所候補地を出しましてそれから絞っていったということでございます。こういった意見があったことについて、もちろん警察なんかとも相談をしながら、そういったどうしても足りない箇所というのは出てまいると思いますので、そういうところについては警備、パトカーの巡回の回数をふやすとかそういったことで対応する等、協議をしまいたいと考えております。

委員（渡邊 計君） 今回除染とかそういうものでいろんな県外から人入ってきている中、結構細い道も除染の人たち入って覚えていると。意外と抜け道というのが大分あるんで、今後、増設できるならばそういう方向で計画していただきたいと思います。

次、18ページになります。見守り隊のことについてですけれども、この見守り隊、震災後やっただけでいいわけですが、今回、村職員のほうに関しても、1日屋内の場合600円程度の危険手当つか何か手当出るわけですが、この見守り隊のほうから「都合のいいときだけ臨時公務員扱いをして我々には何の手当もないんじゃないか」という苦情の声も聞こえているわけなんですけれども、震災以降頑張ってくれたということで、何らか危険手当みたいな形で、1日、そんな高額でなくてよろしいので、幾らかの手当つくとかそういう計画はございますでしょうか。

住民課長（藤井一彦君） 今ご質問にありましたとおり、今危険手当等はつけておりませんです。これは2日に一遍とか3日に一遍ということで、放射線量の浴びる量を減らしているということもあるのかと思いますけれども、それについては、今後また検討させていただきたいというふうに思っております。この件については、今の額でご理解をいただければというふうに思います。以上です。

委員（渡邊 計君） 次、47ページですけれども、除染のだけれども、この中に、4款1項5目の中に今回新しく小型積算線量計の点検とかが出ていますけれども、これ校正かけるのはいいんですけれども、これ恐らく村内で業務している人たちがつけているものだと思うんですけれども、その中で単につけているだけなのか、あるいはこれから何らかのデータとかを集約しているのか、その辺はいかがでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 小型軽量線量計ということで、昨年度、25年度予算のほうで購入させていただきまして、今村内の継続事業者、あとは村職員のほうにもつけさせていただいているということであります。この線量計は、電池交換が1年に1回でよろしいということで、24時間、365日見られるということでありまして、これらに基づきまして、一人一人の1日の線量が全て見えるという形になっております。ですので、今線量計については、被ばく線量については計算式でいろいろやっておりますけれども、これについては全てその方の1日、1年間の数字が見えるということであります。それで、事業所関係については、それぞれの会社のほうでやっているということでありますが、職員につきましては、それぞれ月1回読み取り機でデータを読みまして、その方の職場での状況、あとは避難先での状況が全てわかるというような状況で1年間当たりの被ばく線量も見られるという形で、これは個人名もございまして、それぞれ本人のほうにデータを出しているという状況でやっているところであります。以上です。

委員（渡邊 計君） 個人名とかいろんな差しさわりあるので、ただ、この働いた人たち、例えば平均的に年間どのくらい積算線量があるのかと。これ、今後村内に帰るといふ目安とかそういうものになってくるのではないかと思うので、平均的なものを出せたらと思うんですが、いかがでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 例としましては、除染推進課のほうの職員の部分、やっておりますので、やはり職場に来ますと、現場のほう、除染のほうのパトロールとか、あとは苦情相談が行った際に現場に行く方がおりまして、そのような方は今のところ4月から3月までの予測ではありますが、1.6ミリから2ミリ。あと、内部で内業としてやっている方については、約1ミリというような状況になっております。これは3月まではかっ

てみて実態がわかるかと思うんですが、今までの、12月までのデータを年間に見ての数値ということでございます。以上であります。

委員（渡邊 計君） こういうデータが今後大切なことになってきますので、ぜひ調べていただいて、これ見回り隊の人たちも持っていますよね。だから、今出してもらわなくてもいいんですけども、そういうデータをきちっととって、今後の帰村に関してのいろいろな必要なデータのうちになってくるんだと思いますので、その辺はぜひ今後とも十分に対応していただきたいと。

続いて、モニタリングポスト、今回88台設定予定になっているんですけども、これ設置するのはいいんですけども、恐らくリアルタイム型の丸坊主だと思ってしまうんですけども、という可搬型みたいに今電波でデータを送っているとかそういうんじゃないかと、なっているのか、なっていないのか、もしなっていない場合、このリアルタイムの線量計のデータをどういうふうにして集約していくのか、その辺、お聞かせください。

除染推進課長（中川喜昭君） 今回、この事業につきましては、23年、24年から除染の説明会をする中で、仮置き場なり、あと仮々置き場設置に当たっては、村民の方々から、置くことで安全に保管はわかるけれどもやはり不安だというのがあって、強く要望されてまいりました。それで、今回国のほうに要望する中で、何とかテーブルにのっけていただいたということでございます。それで、仕様の的には今委員おただしのおりリアルタイム式でありまして、これはいろんな議論を醸し出しておりますけれども、やはり予測を見るにはシンチレーションタイプ、リアルタイムがいいということでこのタイプにするということでやっておりますし、あとやっぱり表示は現場のほうに、これは今までどおりやりますが、あとデータ等につきましては、今原子力規制庁がやっているように、ホームページに載せるように通信まで含めてやるという形にしております。5分間計測して平均を10分おきに数字を出すというような形でやっているようではありますが、そういう形にしながら、できれば飯館村のホームページに載せるような形。あと、容量的にどうなのかという部分ではありますが、タブレットへの表示という部分も考えていくということで今計画をしております。以上であります。

委員（渡邊 計君） このリアルタイム型、結構あちこちあるわけですが、私たちの伊達仮設のそばにもありますけれども、これ結構シンチレーションのサブメーターと比べても大差ない、大分納得できる数字かなという数字が出ているわけなんで、今タブレット等で数値が見られるようにしてくれるということで、村民にとっては一番ありがたいことではないかなと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと。

それと、その下、1項2目のところの農産物放射性物質測定業務なんですけれども、これ資料いただいたわけなんですけれども、このいろんな住民が持ち込んで検査したものはお知らせ版等とかに載っていますけれども、要は私見たかったのは、土壌とか、あとはスギとか、ヒバとか、ヒノキとか、そういう木の検査とかに関してはお知らせ版に載っていなかったかと思うんですけれども、それで私今回この資料をお願いしたんですけれども、結局こうやって見ると木とかそういうのが結構線量高くなっているわけなんで、お知らせ版に載せられないけれどもこういう資料がありますよと、欲しい人はという形で

もし公開できるのであればありますれば、興味のある方もこういう資料をすぐとれるような体制はとれますでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 食品放射線量の検査については、23年度から始まりまして、避難する際にも村内の畑にある農作物の放射濃度はどうなんだとかそういうのがあったものですから、村単独でその機械を導入して調査は始まったところでありまして。23年度からやりまして、年々持ち込みですか、村民から来る検体が少なくなっている。もちろん避難の中でありまして村内の食べ物等の件数がないということで減ってはいるんですが、やはり心配なのが山菜とかキノコ、今までの宝庫でありましたので、それらがどうなっているのかということで、そういうものがだんだん多くなってきているという状況でありまして、ただ一方ではやはり村内のそういう状況を村としても調査をすべきではないかということで、公表はしておりませんが、このような形で814件ほど4年間で調べてきております。調べて、それをどう生かすかが今後の問題かなということでありまして、25年から本格的にフキノトウとか、今言ったヒバとか、そういう枝をとって、やはりそれを今年年次的に見てどの程度に減ってきているのかなという部分をやはり調査の目的にしようということで、職員の中で話をしているという状況でございます。この状況を村民の方々にお知らせするのも一つの手であるかと思いますが、やはりより一歩進んだ中で考察的なものも入れながらできればなという思いをしておりますので、25、26と2年間やってきました。あと、25、26、あとまた27年度やったあたりでどの程度になっているのか、枝なら枝の状況はどうなっているんだという部分を出していきたいなというように思っているところでございます。公表については、何もございませんので、要望があれば公表していきたいと思っております。

委員（渡邊 計君） 私も、この書類とかこの数字とかあって、ちょっとある人に見せてもらって、こういうものがあるんだと。じゃ、興味のある人らにとっては大変興味深いものであらうと思うので、ぜひ欲しい人には公表していただきたいと思っております。

それと、次、59ページ、この中に5項3目の中に村記録保存事業補助金で仏像、彫刻、石仏等の記録ということで、No.5のほうの一番後ろのほうに300部ほど印刷するという事になっているんですが、これ300部印刷した場合、この配布先とかそういうところはどこになるのでしょうか。

教育課長（村山宏行君） 村記録保存事業ということで、仏像、彫刻、それから震災以降、そういう地域でそういう石仏等、その記録がなかなかなくなっているということで、今回この収集に当たりたいということであります。配布先なんですけど、もちろん各行政区、全戸というわけにはいかないかと思っております。各行政区の記録ということで、配布ということで、また学校、そちらのほうにふるさと教育の一環ということで配りたいというふうに考えております。

委員（渡邊 計君） 各行政区とか、学校とかと配っても、100冊もあれば十分間に合うんですけども、そのほかのものはこれ欲しい人にあげるのか、また各行政区何冊ぐらいずつの均等割でお配りするのか、その辺、お聞かせください。

教育課長（村山宏行君） 必要な部数につきましては、配布も予定しているんですが、中には、

飯舘村だけではなくて、近隣の自治体、市町村のほうにもお配りをするということがありますので、51市町村ですか、そちらのほうについてはそちらのほうということになります。

委員長（松下義喜君） そのほかございませんか。

副委員長（高野孝一君） 本年度当初予算総額が81億1,600万円。昨年比31.2%の大幅な伸びとなっており、うち復旧・復興予算額が47億5,352万円となり、予算総額の58.6%を占める過去最大の予算規模となっているようであります。復興計画重点事業を昨年度に引き続き「生命（いのち）をまもる」初め5つの事業、その他の重点事業を「産業の振興」を初め7つの事業に分けて計画をしているようであります。まさに今年度が村の復旧・復興に向けて加速化する年になるだろうというふうに考えておりますが、この予算執行を確実にするため、どのように取り組んでいかれるのか、その姿勢についてお伺いいたします。

総務課長（中井田 榮君） 過去最高の予算額というようなことで予算計上しているわけでありまして、この予算編成に当たりましては、内部で編成資料をつくりながら進めてきているわけでありまして、とにかく飯舘村の財政規模は小さいわけでありまして、国・県のまずは交付金をできるだけいただくように、庁内を挙げて、全職員を挙げて交付金を取りに行くと、補助金を取りに行くとということが一つであります。あと、さらには、復興・復旧とはいっても、やはり経費の節減をしながら最大の効果が上がるように進めていかなければいけないというようなことで、それぞれの各課で節減、さらには効果が上がるような形で取り組んでいきたいというようなことで進めてきております。先ほどご質問ありましたように、81億の中、47億が、約6割が復旧・復興の予算でありますので、とにかく復旧・復興に向けてこれからは財源の確保、さらには経費の節減、効果が上がるように進めていきたいというように考えているところであります。

副委員長（高野孝一君） そういう意味を踏まえますと、3月に提案されました補正予算書、今回14億の大幅なマイナスになっていまして、昨年度の当初予算からすると約2億7,000万円ほどの増加になってしまいました。この結果を踏まえて、今後そのようなことのないようにどのように進めていく考えなのか、お伺いします。

総務課長（中井田 榮君） ご承知のとおり、26年度の予算でありますけれども、今回の復旧・復興の予算が約6割というようなこともあります。昨年度も5割近くの復興予算をとりながら事業を進めてきたわけでありまして、とにかく予算措置はこの2月にして、あとさらに国・県の交付金、さらには補助金を取りながら各課全職挙げて取り組んでいるわけでありまして、見込めないところもある。歳入は見込んでいたけれども、歳入は見込めない。でも、なるべく交付金・補助金を取りに行くというようなこともあって、3月に補正になりますと、頑張っただけで交付金・補助金を取った分が財源としては浮いてくるというようなこともあります。さらには、いろんな事業を進めておりますので、3月の補正のときにある程度精査をしながら補正減、補正増をしていくというようなことがありますので、その辺はご理解をいただければというふうに思います。

副委員長（高野孝一君） 今の答弁理解するものでありますけれども、私はその減額された要

因というのは除染のおくれというのが大きなものがあるんじゃないかなというようにも思っておりますが、今復興に向けての第一義的に進めなければならない除染の迅速化を図るために村はどのような考えで取り組んでいくのかお伺いします。

除染推進課長（中川喜昭君） 除染の村としての取り組みということでございますが、ご承知のとおり、除染については、国の計画に基づいてやっているということでございます。そのまず始まる部分に対しまして、必要な部分としましては、まずは除染への同意取得という部分があったというように思っております。これにつきましても、なかなか住民説明会、24年25年と2年間、もう3回、5回以上、各行政区との懇談、説明会をやっていきまして、何とかその除染へ向けての同意の取得になってきたということでございます。25年度においても、もう60%の同意があれば国のほうでは発注行為に入るということもありまして、本来であれば国が直接村民の方々との交渉でありますけれども、村としましては、そこに入りまして村民の方々に丁寧に説明を国と一緒にやってきたと。そういう結果が90%以上になってきているということがございます。それを受けて今度国が除染をするわけでありまして、ガイドラインでその手法を取り入れて除染をしてきたということでございます。そういう結果の中で、先行5行政区については、26年度において、3行政区については農地が若干、半分以上残っているという状況があります。あと、14行政区については、住環境の部分が90%、94%まで行っているという状況でございます。ほぼ完了が6月に見込めるかなという状況になっております。そういうことで、何とか除染が進むことが次の村の復興の一手が打てるということでございまして、何しろ担当のほうとしましては、除染の推進に力を入れるということで、村民の方々の話し合いを十二分にやってきたということでございます。ただ、除染作業もハード事業でございます。そういう意味では、天候やら、あとは人員の部分でなかなか予定どおり進まなかったということでございますが、ただ26年を見る中では、ある程度評価できる部分まで行っているのかなと。ただ、そのフォローですね、今後その残っている部分の追いかける部分を27年度にきっちりしていただくというような形で進めてきたところでございます。以上であります。

副委員長（高野孝一君） 除染のおくれによって、農業的には復興組合のおくれ、あるいは営農再開支援事業のおくれ、そして村民全体的には帰村のおくれにつながるというふうに思っていますので、今後とも計画に基づいた除染に向けてしっかり対応していただきたいと思っております。

戻りますが、30%もふえた予算を抱える中で、私はやはり基本的にはマンパワーが必要なのかなというふうに考えておりますが、今年度の人員等についてどのように配置したり、応援を受けたりする考えなのかお伺いします。

総務課長（中井田 榮君） ご承知のとおり、職員66人になりますけれども、さらに140人くらいの応援をいただきながら進めているわけでありまして、今国の職員、さらには県の職員、来年度につきましては県の任期付き職員、さらに復興庁からの派遣ですね、職員、あとさらには今鹿沼、さらには高崎、あと草津については27年度は来ませんけれども、現在4つの村外の市町村から応援職員をいただいているというようなことと、あ

とさらには県のOBの職員も応援をいただいているというようなことも含めまして、国・県職員、さらには村外の市町村の職員、さらには今言った県のOBの職員をいただきながら、27年度につきましても、なるべくマンパワーが不足しないような形で進めていきたいというように考えております。

副委員長（高野孝一君） 大まかな部分はわかりましたが、今年と比べてどのくらいの人員が多くなったりするのかというのはわかるのでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） はい。26年度の職員と比べて若干ふえるような形に全体的にはなるのかなというように考えております。

副委員長（高野孝一君） 予算書の中では、特別職は7名のプラス、一般職は総合的に計算しなければわからないですけれども、先ほど答弁、66人というようなことがありました。当然、その予算額について7人の増加ということになれば、職員に占める仕事の量の割合が多くなるんだろうというふうに思っておりますが、その辺はどのように対応していく考えなのか、お伺いします。

村長（菅野典雄君） ご心配いただきましたように、非常に人の配置と申しますか、人の力が必要になってくるということで、今総務課長がお話ししたようなところであります。今年度、新人が7名といういまだかつてない採用をしております。さらに、今説明しましたように、復興庁、あるいは国からなど、大体県からと7名ぐらいお願いをしているところであります。さらに、今までの流れとして、国2人、県2人が来ておりますし、そういうところから何とかやはりこれから非常に問題になってくる土木関係、さらには除染関係、あるいは農政の関係、そういうところに少しでも多くやっぱり配置をしていかないと復興が進まないだろうとそんなふうに思っていますので、まだまだマンパワー足りないところでありますが、随時足せるものは途中でもやっぱり足らせていただいてこれから進んでいきたいと、復興に向けて頑張っていきたいとこのように思っているところであります。

副委員長（高野孝一君） 了解とするものであります。

それでは、続いて説明資料に基づき何点か質問させていただきます。

まず、8ページの9款1項3目の消防施設費、飯館分署の建設に係る経費でありますけれども、私も何回か一般質問の中で村内の防災拠点の整備について質問いたしましたが、村長のほうからは28年度ごろになるかもしれないというような答弁もいただいておりますが、今回の予算の中に総額2億4,300万円ほどの予算が計上されております。建物を建設するに当たっては、下、造成工事が必要なわけであります。私は、今南相馬市に住んでおりますから、その分署の前を何回も通過しております。ここ何日かであそこのT字路、信号のある部分なんです、その村が所有する土地にピンク色の標識、ピンク色が表示された小さなくいとかがありますけれども、あれは用地造成に係るどういう表示なのか、まずもってお伺いします。

総務課長（中井田 榮君） きっとそのテープにつきましては、現在あそこは公民館の一体整備をというようなことで、前に補正予算とらせていただきましたけれども、その測量のピンクテープかなというふうに思います。

副委員長（高野孝一君） そうすると、今の状況からして、造成工事も行われるということに理解してよろしいのでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） はい。建てかえしなくてははいけませんので、今副村長言っておりますように、造成をしなくてははいけません。さらに、あそこには綿屋さんのところから出てきて、水路、斜めに通っておりますので、あれを県道沿いに沿って水路の配置も変えなくてははいけませんので、その辺の工事費用も今後はとらせていただくようになると思います。

副委員長（高野孝一君） 飯舘署、昭和46年の秋に完成しまして、47年の4月から広域消防が発足いたしました。その中で、本年度、住民が要望しておりました広域化という消防、高機能消防指令施設というものが導入されまして、1月から試験運用、3月24日に竣工式が行われます。そういう意味では、あの分署の周りを見てみますと、大きな無線塔であったり、自家用発電機であったりしております。分署建設のみならず、そういう屋外にある設置している工作物の移動というの大きな予算が生じるんじゃないのかなというふうに思っていますけれども、この2億円の建設工事の中にそういうものは入っているかどうかというようなことを確認します。

総務課長（中井田 榮君） 2億円はあくまでも消防の建てかえ分でありまして、その部分につきましては、補正でとらせていただくようになると思います。

副委員長（高野孝一君） 3月末までの基本設計が委託されておるようでありますけれども、その消防の基本設計に臨んでのコンセプトというか、こういうことをということについては、どのような経過を踏まえて基本設計に臨まれたのか、概要で結構ですから答弁願います。

総務課長（中井田 榮君） 基本設計に当たりましては、その前に広域消防の飯舘分署とも話し合いをしながら、基本構想をつくりながら進めてきております。その基本理念でありますけれども、3つありまして、1つは村の消防・防災の拠点施設としての役割を担う建物とするというのが1つ目。2つ目は、円滑に緊急出動ができるような環境整備をするというのが2つ目。あと3つ目は、独創的な特徴あるスペースを確保するというようなことで、脇に公民館をつくりますので、それと一体的な整備をするというようなことでの施設をつくってまいりたいというようなことで3つ、大まかには挙げております。

副委員長（高野孝一君） 分署建設に係っては、消防団とのかかわりというようにも十分考慮しなければならないというように思っています。特に消防団の訓練の指導とか、ポンプ操法などのかかわりは職員にとっては大きなものがあると思うんですけども、今回のその建設に当たって、消防団に対する訓練等の対応については、ある程度のスペースが必要だというふうに思っています。今までだったら草野小学校に向いてナイターを使ったとか、あるいは地盤が悪ければセンター地区の舗装面で訓練をした、あるいは農協さんの下屋をお願いして使ったというふうな経緯がありますので、今整備しなければできないことになるかと思っておりますので、そういった部分もぜひ考慮して整備を進めるべきだというように考えますが、いかがでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） あそこ、ご承知のとおり、一体整備をやるというようなことで、

公民館と、あと消防と駐在をというようなことをごさいます。限られた面積でありますので、今ご要望のあったような形で消防だけという形にはなかなかならないのかなというように思いますけれども、ただあそこは向きも全協でお示したように、前の駐車場に向かって、東側に向かって一体的に使えるというようなこともありますので、あとさらに右側に駐車場もごさいますので、そこを使いながら、あいているときにやっていただく、さらには大規模であれば、今まで進めてきたように草野小学校等ありますので、そちらをご利用いただければなというふうに思っています。

◎休憩の宣告

委員長（松下義喜君） 休憩いたします。再開は10時15分といたします。

（午前 9時59分）

◎再開の宣告

委員長（松下義喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時15分）

副委員長（高野孝一君） じゃ、次に、説明資料の14ページ、防犯対策事業の村内防犯カメラシステム賃借料についてお伺いします。先ほど渡邊委員からもご指摘ありましたが、その答弁の中で、事業の目的、内容、設置箇所等々については十分理解をしております。その目的に沿って、その経過というものについて、背景というものについてお伺いいたします。

住民課長（藤井一彦君） この防犯カメラシステム設置事業でございませけれども、設置主体としては村が設置をいたしまして、秋から稼働をしたいというふうに考えております。主要箇所13カ所にカメラを設置をいたしまして、3カ月間、その画像を記録をいたします。この画像については、本庁舎とそれから飯野出張所のほうで見られるような形でやりまして、そういったこと。

それから、あともう一点は、村内への……（「背景についてつつうこと」の声あり）あ。はい、失礼いたしました。背景といたしましては、帰村に向けまして村民の安全・安心を図るという意味で、防犯体制の強化を図るということの一環として設置をするものでございます。以上です。

副委員長（高野孝一君） 私は何件か防犯、盗難に遭ったとかいろいろな案件があったように聞いておりますけれども、その犯罪があった、犯罪が多くなったというような背景はないのでしょうか。

住民課長（藤井一彦君） うちの村は小さい村でございませるので、避難者の方でちょっと騒いだりということで警察が来たりということは被災後ありましたけれども、そのほかあと数件、防犯、窃盗等があったということでございませ。で、件数については、ふえているというよりは毎年数件何かしらあるということで、そんなたくさんな数が発生しているという状況ではございませ。以上です。

副委員長（高野孝一君） 今回の予算、設置工事費8,627万5,000円、保守管理運用等で4,169万5,000円というような内部資料を持っていますけれども、この前全協の中でも説明がございましたが、この事業は2年間だというような内容をやりませ。しかしながら、今後、

帰村に向けてやがて見守り隊がなくなるというような経過、社会的には今いろんなところで殺人事件等が発生している。その防犯カメラの果たす役割というのは大変大きなものではないかなというふうに考えております。そういう中で、来年度の保守管理運用費は700万円ほどになっているわけでありまして、今後とも、私的にはこのぐらいの費用であれば撤去しないで引き続き村の防犯のために活用すべきじゃないかというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

住民課長（藤井一彦君） 本事業につきましては、帰還再生加速事業で、国の予算で10分の10でやっております。ですから、こういったかなり大きな事業費でも村でやっていけるということでございますが、国のほうの話ですと、27、28は多分予算があるでしょうということでございますけれども、それ以降についてはわからないという回答をいただいております。この700万円が多いか少ないかというのは議論があるところだと思いますけれども、今回の事業を上げさせていただくに当たりましては、とりあえず国の予算があるというふうに言われている28年度までの2カ年ということで計画をさせていただいております。それ以降のことについては、また状況を見ながら議論が必要になってくることもあるかというふうに考えております。以上です。

副委員長（高野孝一君） 今回の事業は、実質1年半の事業でありますから、今後とも協議してまいりたいというふうに思っております。

次に、18ページ、5款1項2目の緊急雇用創出事業の中で、昨日の説明の中で、この見守り隊員等に対する健康相談、健康増進事業が大幅に減ったというような内容でありましたが、その要因についてお伺いします。

住民課長（藤井一彦君） この事業も、国の緊急雇用対策創出事業について10分の10でやっております。この事業は年々厳しくなっております。そういったことでどこか予算を切らなければいけないということもございまして、賃金を削るわけにもいかないだろうということでありまして、この健康相談の事業について減額をさせていただいたところでございます。以上です。

副委員長（高野孝一君） 今の答弁によると、その費用が減ったからその部分だけ削ったというようなことですが、この見守り隊員の皆さんの健康管理、健康維持は大変重要なものだというふうに思っております。我々が避難している間、約4年にわたって線量の多い地区もそれなりに一生懸命頑張っているわけでありまして、その健康相談、健康推進については、どのような相談内容であったり推進内容であったりしているのか、現況についてお伺いします。

住民課長（藤井一彦君） 相談内容につきましては、これはプライバシーのこともありますのでこちらのほうに報告は受けておりませんが、必要に応じて受診するとかそういったところでいろいろご指導いただいているところでございます。

あと、件数につきましては、今まで3交代でやっておりましたところ2交代になったということもあります。それから、年々件数が少しずつ減っているというふうに聞いておりますので、今のを少し減らしても、十分とは言えないかとは思いますが、健康相談も続けてまいりますので、そういった中で、できる範囲で、この隊員の健康管理、

健康増進についてやってまいりたいと思っております。

それから、あと、健康相談のほかにマッサージの事業なんかもやっておりますので、そういうことで隊員の健康を守ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

村長（菅野典雄君） 今ご質問もあつたように、我々避難している間、村をしっかりと守っていただいたという、まさに大変な役目を担っていただいたわけでありまして。当時、24時間、夜中までということでありまして、あの当時は400人ということでありまして。したがって、去年からいわゆる夜中はやらないし、今大体250人ぐらいでありますし、いわゆる時間帯で8時間のうち4時間は外ですが、4時間は室内と。その室内でただいるよりも、そのときにいろいろな相談を受けたり、あるいはマッサージということで、そんないろいろなものを含めての予算だったわけでありまして、マッサージ、さてね、もっともっとしてもらいたい人はいっぱいいるんじゃないかということ、そういうのも含め回数も減らすということで予算を減らさせていただいたんですが、まずそれぞれ健康には十分これから気を遣っていかなければなりませんけれども、そろそろやはり自分で健康も守るという立場にやっぱり考えてもらわないといけないということで、今回は減らさせていただいたということでありまして。（「一旦終わります」の声あり）

委員（伊東 利君） 何点か伺います。

まず、この予算書の39ページであります。広域農業開発事業農機具売払収入が22万9,000円計上されておりますが、ちょっときのう残高の確認あつたと思っておりますが、記録しませんでした、残高は幾ら残っていて、この22万9,000円の回収計画はこれは年次に基づいてのものなのか、こういう賠償があるから取れるという計画なのか伺います。

住民課長（藤井一彦君） 広域農業開発の農機具の件についてでございますけれども、現在、滞納額が459万4,258円ございまして、1件で、全部で6人の方の連名で借りているということでございます。これについては、うちのほうからもいろいろ連絡をして収納対策をやっているところでございますけれども、農機具の東電賠償が入って来次第支払いたいというふうに去年から言われておりますが、この方、まだこの東電賠償の請求をしていらっしやなくて、27年度中には賠償請求をして一括納付をしたいというお話を伺っているところでございます。以上です。

委員（伊東 利君） この450万円ある、計画的に6人連名の方が払うと。あとこの450万円の残高には何名の方が残っている、さらに東電の金が入れば完納できるという状況にあるんでしょうか。

住民課長（藤井一彦君） 件数に関しましては、6名の方が連名で1件ということでありまして。この方の電話でのやりとりでは、賠償が入り次第一括で返していただけないというふうに聞いております。以上です。

委員（伊東 利君） それは東電が入れば回収できると、東電から回収できるという、入るのでよろしいですね。

それでは、予算書説明書の12ページ、地域づくり補助金2,000万円が農村楽園基金として財源で予算されております。これは、今までは地域つながりプランというような状況で予算措置されてきて昨年は2,000万円だったわけですが、これに今年のこの目的、同じ

事業では、項目は同じなんですけど、内容として何を求めるものなのか伺うものであります。事業の内容をです。

総務課長（中井田 榮君） 各行政区に交付します地域づくりの交付金かなというように思いますけれども、今まで総合計画に基づきながらそれぞれ地域づくりをしてきたわけでありましてけれども、避難することによってそれぞれ20行政区はそのままだけに置きながら、復旧・復興に向けて地域づくりをとというようなことで、交付金、27年度につきましても、それぞれ平等割、あと戸数割の部分はありますけれども、100万円をそれぞれ各行政区にというようなことであります。今までどおりそれぞれの行政区の復旧・復興に向けてのつながりの部分、あとさらにはこれから各行政区の復旧・復興を進めるに当たっての準備をするその事業に今後とも使っていただければなというように考えております。

委員（伊東 利君） と申されれば、今までやってきた事業の中では、この各行政区の交付額が利用に応じてだからまちまちで、私、記憶するにはかなりの差があつて、使わない行政区もあるという状況に見受けていました。この地域づくり補助金は、そういう意味をすれば、80万円と20万円が戸数割でこれは交付されるという考え方でよろしいんですか。

総務課長（中井田 榮君） 交付されるということではなくて、従来のとおり、申請をしていただいて、その事業によって、今まで90%補助でありましたけれども、とにかくそれぞれの地元の負担も一部持っていただければというようなことで、90%から27年度は80%の補助率にしながら、補助事業の申請に基づいて交付をするというような形にしてまいりたいと。

委員（伊東 利君） もうちょっと確認させていただきますけれども、確かにこういう提案があつて復興につながる部分では期待するものがあるんですが、今までのものを見てみますと、利用がされないというのはどういう意味かわかりませんが、それを促す手段というんですか、そういうものは講じていたのかどうか確認したいと思います。

総務課長（中井田 榮君） ご承知のとおり、避難後でありますけれども、それぞれ散り散りばらばらに避難をしたこともあつて、使われている内容というのは、ご承知のとおり、それぞれの行政区の村民をつなぐための研修旅費であつたりとか、あと勉強会の旅費であつたりとかというのがほとんどだったのかなと思います。中でも、行政区によってはなかなかその事業をできない行政区もあつたわけでありましてけれども、これから復旧・復興に向けて、20行政区帰村に向けてワークショップなり、さらには第5版の復興計画をつくる際にも各行政区に入らせていただいてやっていただいているわけでありましてから、今後はそういった地域づくりの事業もふえていくのではないかと考えております。

委員（伊東 利君） じゃ、質問を変えまして、13ページの地上デジタル放送再送信事業工事ということで、平成22年度第2期分の申し込み121件をやるんだと、工事するんだということになります。それはわかるんですが、ちょっと疑問が私あるんですが、やることはまあいいでしょうね。でも、今帰村をする方、確定しているんだかしていないんだかわかんないけれども、この121件申し込んではありましたが、俺は帰んないよ、帰るよ、将来帰るよという3つのパターンがあるということなんです。その中での調

査というんですか、一次の申し込みで全部配線したけれども帰ってこなかったと。これ負担も伴うんですね、2万円だか、3万円。そういうものもあるものですから、その辺の確認と事業効果というものはどうなのでしょうかね。

総務課長（中井田 榮君） 今ご指摘あるように、避難前に400戸のつなぎ搬入をやって、さらに第2期で121戸の計画をしているところでありますけれども、避難によってできなくなった。今回の予算措置でありますけれども、今ほどご指摘があったように、とにかく121戸も含めて一旦申し込んでとらせていただいて、申し込みあったものについて事業をやらせていただくと。予算措置としては、マックスのその121戸を予算計上させていただいたといった内容でございます。

委員（伊東 利君） 次に、14ページであります、防犯灯の修繕が載っています。昨年も同額のようにありましたけれども、この防犯灯の故障だとかというのは、昨年の答弁ですと、見守り隊とかなんとかが見て言うてくるんだというような内容だったような気がするんですが、この修繕は計画的にやっているものなのか、報告があったときにやるのかというのが1点。あと、私昨年申し込んで、いつ直るんだと思ったっけ、しばらくかかっておりました。これは1件で直さなくて何件かまとまったら直すのかというのも1つあります。早く直さないと、村民がいない村なので暗くて本当に大変なように見ていました。その辺の計画的に修繕していくのか、申し込み、故障が発生すればすぐ直すのか、その辺伺っておきたいと思います。

あともう一つ、これで何個くらいを、何基くらいというのかな、計画しているのですか。住民課長（藤井一彦君） 防犯灯の件でございますけれども、まず計画的にやっているか報告がある部分なのかということでございますけれども、これは故障の報告があったものを順次直していくということでやらせていただいております。それからあと、業者のほうに大体1カ月ぐらいでまとめて発注をしているということがありまして、ですからちょっと前に消えているというところだと工事までに1カ月とか1カ月半とかかかる場合もございまして、それのところについてはなるべく早くできるようにしたいと思いますけれども、業者のほうも大変ほかの事業で忙しくて、なかなかこっちのほうまで手が回らないというようなこともちょっと聞いておりますので、その辺はなるべくご迷惑かからない範囲でやってまいりたいというふうに思っております。

予算的には、今年度150基分の修繕料をとらせていただいております。

以上でございます。

委員（伊東 利君） 質問を変えます。

16ページですけども、ちっちゃなことなんです、広域の負担です。南相馬市の斎場なり、し尿処理センター等なんです、これは昨年よりは金額が若干ですけども下がっています。この計算、負担の割合というのは、この利用、我々避難してからこの金額が変わるということはあるんですか。確認。

住民課長（藤井一彦君） 今のし尿処理のことでよろしいんでしょうか。（「し尿と斎場」の声あり）斎場のほうですね。はい。（「両方」の声あり）両方ですね。これにつきましては、均等割がございまして、それとあと利用割というのがございまして、それによ

て計算されてやっているということでございますので、ですから均等割は20%ぐらいなんですけれども、利用が多ければ多く払う、そうでなければ少なく払うということで、前の年度の実績に合わせてやりまして、年度の最後に精算して払うといった形になっております。以上です。

委員（伊東 利君） そうすると、この下がって計算されている理由というのは、こっちに余りないから利用がなくて減ったと理解すればよろしいの。（「はい」の声あり）

じゃ、次に18ページです。全村警備保障です。これについては、42局で220戸、43で150戸あります。これについては、警備で異常というんですかね、防犯とかそういう盗難とかそういうものの報告というのは、あるんですか。

住民課長（藤井一彦君） 26年度についてはございませんでした。

委員（伊東 利君） 次、19ページかな。済みません、ちょっと待ってください。22ページでした。22ページの各種検診事業であります。委託料で5,303万。これで、きのうの説明ですと60%の受診率で予算は70%に乗っているんだというお話をして、昨年54%の受診率だということでありましたが、この受診について、54、新地に次いで高いんだということではありましたが、もっと高めていく啓蒙活動についてはどう考えていますか、お聞きします。

健康福祉課長（高橋正文君） 受診率についてのご質問ですが、受診率は平成25年度は細かく申し上げますと53.7ということで、一番低かったのが平成23年度の45.1、これは特定健診の受診率でございます。委員おっしゃるとおり、浜通りでは新地町に次いで2番目に今のところ高いと。さらに上げる努力はしております。当面の目標は6割、60%を目指しておりますが、昨年度から3年間受診がない方にお手紙、あとは電話勧奨等、あとは保健婦の訪問指導で受診の勧奨をやっていると。今年度につきましても、3年間未受診の方には同様の勧奨をして受診率向上につなげてまいりたいと思っております。

委員（伊東 利君） 今伺いますと、かなりの啓蒙をやっているわけですが、この受けない、それにしても受けないという理由、判断というのはつくんですか。つきますか。

健康福祉課長（高橋正文君） これは推定であります。一つはこちらに来て医療環境が飯館にいたときよりも大分よくなったと。お話を聞きますと医者にかかっているから村の健診は受けなくても大丈夫なんだという方もかなりいらっしゃいます。あとは、村内にいたときから受けないで、こちらに来ても相変わらず受診しないという方もいると考えております。ただ、そういう方についても、村のほうからいろいろご連絡を差し上げて、今後もぜひ受けていただくような啓蒙活動は続けていきたいと思っております。

委員（伊東 利君） 継続して受診率を高めて、村民の健康を守っていくという意味で、いや別な原発の災害の放射能のほうのものもあるわけですが、こちらも総合健診を含めて受けられるような努力をしていただきたいと思いますと思うのであります。

あと、もう一点、24ページに園芸医療で心のケアということで社協に委託しているんだという話でありまして、借り上げ住宅訪問、年2回ほどということであるんですが、これは我々も借り上げ住宅の一員でありますけれども、昨年でいえばどういうことをしたんですか。

健康福祉課長（高橋正文君） 現在、社協に委託しておるということでありまして、社協で定期的にお茶会という、方部ごとに、借り上げ住宅の方を主に対象に実施しております。そこにいらした方について、この園芸療法の事業をお知らせして、その方に参加いただいているという状況でございます。だから、来ない方はこの事業はまだお使いになられていないのかなという状況でございます。

委員（伊東 利君） これ、いや行かない人が悪いと言えればそれだけのことなんですけど、訪問といえば難しいんだかわかりませんが、最初に何でしたっけ、ゴーヤの苗配ったり、またみんな各家庭になっていましたね。そういうのがこの事業でやるとして理解しているんですけど、行った人だけ、それもわかるわけですけども、ある程度、そういう形で何かの余暇になるものという意味もあるんでしょう、これ。ですから、そういう均一とはいかなくても、やや均一的なものとして配布することができないのか。例えば種ならば、かなり送られるわけだ。苗だの送るのに大変だと思うけれども、種なんかだと、昨年JAではフウセンカズラだかの種送ってよこしました。私も栽培してかなり立派にできて褒められました。だから、この苗で配るには難しいかもわからないけれども、種で発送してやれば、広報さでも入れっちゃえば行くわけですよ。ですから、何か工夫があつて私はよろしいのではないかなと。行った人だけ、行った人だけとやると、また限られた人だけなんです。行かない人はどこまでも日が浴びないというか何というのかな、そうやっていくんではないかなという疑問で発言しました。このもう一点を。

健康福祉課長（高橋正文君） 委員おっしゃるとおり、今の状況だと事業の効果的にも疑問があるということでもありますので、その種とか苗とかの件につきましても、今後社協と村と相談して、そのやり方についても新年度は協議してまいりたいと思います。

委員（伊東 利君） 1回やめます。

委員長（松下義喜君） そのほかございませんか。

委員（北原 経君） それで、No.5でお願いします。

4ページの帰還再生生活道路整備工事1億円、これにつきましては、二枚橋等がなかなか5軒くらいではかいかかなかったというような、違うか、あるでしょう。いいんでしょう、4ページで。なかなか冬に差ししかかってしまって進まなかったというようなお話をお聞きしました。それで、今年は50件というような、ここにもとってあるように、ここというか別のほうにあるんだけれども、あつたようですけれども、どれくらい業者等をお願いするようにしてあるのか、また時間がとれなくてとか、もうできなかったというようなことのないような形にさせていただきたいんですけども、その辺に関して。

復興対策課長（愛澤伸一君） おただしの帰還再生生活道路整備事業、いわゆる昇口舗装でございます。26年度に国のほうの予算がつきまして、8月か9月ごろだったと思いますけれども、予算がついたのがそのころの時期ということで、そこから着工いたしましたので、9月ごろの着工と。そこから3カ月なり4カ月という時間かかってしまいましたので、26年度は試行錯誤をしながらということもございましたので、7件にとどまっております。27年度の事業計画でございますけれども、当初予算に50件ということで上げております。今議員おただしのとおり、非常に多くの路線を限られた期間の中で実施し

なければならないということで、担当課のほうとしても、今その執行体制、あるいは手順についてる協議をしているところでございます。基本は、工事内容といたしましては、個々の工事につきましては通常の土木工事、舗装工事ということでありますので、そんなに難しい工事ではありませんので、村内で営業されている業者さんも含めて通常の土木工事の範囲の中でできるものというふうに考えております。27年度につきましては、新年度に入りましたら早々に発注できるような体制を組んで、年度初めから計画的な執行に努め、極力件数を上げていくということで、今内部で鋭意体制を整えているところでございます。

委員（北原 経君） 村の業者を使うということですが、何社くらいを予定しているのでしょうか。この舗装工事というのは専門的な分野で結構技術的にも要求されるという考えを持っておりますけれども、どのような、何社くらいを選ぼうとしているのか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 村内の業者は5社ございますけれども、個々の工事につきましては、各地区、近接している工事エリアを一つの設計という形で1設計書当たり3件ないし5件程度を一まとめに入札にかけるということを予定してございます。

入札に当たりましては、村の基準に従って指名業者の中からその都度指名委員会の中で指名されていくものというふうに考えてございます。

委員（北原 経君） それで、27年度の50件という箇所につきましてはですが、除染の関係もあるんでしょうけれども、ふえるということは全く予定されていなくて、その5社で大体やっていける可能性はきちっと持っているということなんですか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 今ほど議員のほうから50件というおただしでございます。昨日の説明の折にも申し上げましたが、当初予算で50件上げてございますが、こちら福島再生加速化交付金を財源として考えてございまして、先ほど来何回かお話にもありましたが、国のほうの財源がいつまで続くかちょっと見通しが立たない状況でございまして、ということもございまして、全村域での整備の希望状況、推計でおよそ400から500程度あるのではないかとこのほうでは想定しておるんですが、年間50件のペースですとこれ10年もかかってしまうわけでございます、国の財源がいつまで続くかわからない中ではもう少し加速化しなければならないというふうに考えてございまして、現在、復興庁のほうと新たな追加予算の協議を進めているところでございまして、予算がつき次第、さらに件数をふやしてまいりたいと思っているところでございます。その中で、これを全部村内の5業者、もちろん先ほど申し上げたとおりどが入札の中で指名されるのかわかりませんが、5業者の中で全部ができるのかどうか、仕事の進捗等も見ながらやはり随時いろいろ方策を考えながら進めていかなくてはいけないのかなと考えているところでございます。

委員（北原 経君） 本当に10年もかかってしまうというようなそれくらいの数になっているということを私もわかっておりましたので、やはりスピーディーさが必要だと思います。これに関しては、やはり頼んだ人が、いやもう頼んだけれどもおらえでは9年もたっちゃった、8年もたっちゃったということではないようなやはり策を行政側としてきちんと立てて、スピーディーさが必要ですので、その辺をきちっとやっていただくように。

同じページで、宿泊体験館きこりに関しての修繕、1億5,603万9,000円ですけれども、これに関しての今年の予算がこれ入ってきたということですが、今の建物の現状はどのようなになっているのか。

生活支援対策課長（細川 亨君） ただいま質問ありましたきこりの現状でございますが、震災当初、ある程度宿泊体験館のほうは直してきたわけなんです、その後余震等でまたひび割れ等、室内のほう、大分劣化もう進んでおり、今回建築工事も必要ということで、状況的には震災直後よりは幾らかいいかなという感じではございますが、なおオープンに際してはこれだけの工事が必要だということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員（北原 経君） この修繕がどうしてこう27年なのか、その辺もちょっとお聞かせください。

生活支援対策課長（細川 亨君） 3月議会の提案理由でもありましたが、いやしの宿からのシフトチェンジということできこりの利用を考えておりますので、27年度で実施したいということでございます。

委員（北原 経君） いやしの宿のほうも予算がとってあるようであります。それで、きこりのほうの修繕もとってあるようなんですけれども、説明では早いうちにきこりのほうに今までいやしの宿に行っていた方々を移動させて、村のほうでお風呂に入れてリフレッシュしていただきたいというようなお話をお聞きしたんですけれども、それでよろしいんでしょうか。

村長（菅野典雄君） ご存じのように、飯館村は避難に当たって、いやしの宿をほかの自治体では全くやれなかったことをやらせていただいて、今まで7万人以上の利用をいただいているところであります。ただ、残念ながら老朽化しておりまして、しょっちゅう問題を起こして修理をしたり、あるいはそれが大体限度になってきたとこういうことでもありますので、何ら代替を考えなきゃなんないなということで、いずれきこりが今までの村のような状況でやらなければならないということで、今回直そうとこういうことでもあります。ただ、代替ができるかという、いわゆる宿泊はまだできない状況でありますから、完全な代替という形には全くなりません、こういふことだと思ひます。いつこの期間の中で、宿泊もいいということになれば、いろいろなことができるだろうと思ひますが、その辺との絡みがありますから、27年度にするか、28年度にするかということでもありますけれども、一方で今再生加速化、ご存じのようにとりあえず第1期は27年度で終わりとこういうことでもありますので、早いうちにやっぱり直しながら、もしその宿泊ができないということになれば、その間、いわゆる帰村宣言といひますか、解除になる間の何か代替的なことも考えなければならないかなという気はしますが、いずれにいたしましても、早目に直しておきたいとこういふことでの27年度に上げさせていただいたとこういふことでもあります。以上であります。

委員（北原 経君） 再生加速化事業、それを使ってとりあえずお風呂の辺を直すと。今スタッフも見守り隊のほうに今までやっていた方も行っているわけですので、その辺のそこで管理していただく方に関しましては、どのような考えでおるんでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 震災以降、きこり、休業ということでは、職員については、一応公社の職員以外はどうしようもないという事情でやめていただいております。新たな職についてももらっています。去年の飯館楽園の総会の際に事業やっていないものから、賠償のほうの処理だけの総会になっていましたが、再開に向けて飯館の楽園の株主が今村と農協とサクセスの3つの団体で構成しております。それで、いずれの団体も復興に向けて一生懸命やりましょうというそういう意思確認はしているところであります。ただ、いざ経営となれば、当然収支の問題も出てきますので、その辺、宿泊がなくてお風呂だけの経営の場合、あるいはちょっとした集まりとか懇親会の場とか、最初はその程度かなというふうに思っていました。そういう意味からすれば、その人員体制、例えばお風呂改修をしてこれから使うということになった場合に、職員の体制であるとか、勤務の条件であるとか、あるいは待遇の問題であるとか、いろいろ検討しなければならない項目がありますので、そろそろ今年も総会の時期になって、いつも4月にやっていますので、4月から5月にやっていますので、その間、よく詰めて今後の方向性、ある程度当面と中期ぐらいまではどういう体制で進むべきかということをも3つの団体で十分協議をしながら、多分収入だけで経営が成り立つというふうには思いませんので、その辺のところも含めて、また具体的になりましたら議会の皆さんともご相談させていただければとこんなふうに思っているところでございます。

委員（北原 経君） いやしの宿は、飯館村の皆さんもあちらのほうに避難しております。結構利用した人数も多かったと思っておりますけれども、やはりきこりでそれをその人数が来るということは全くあり得ない。もう完全に少なくなるというのは目に見えているわけですので、その辺をやはりきちっと考えて、食事の提供はどのようにするのか、弁当か何かでも買ってこというんだかわかりませんが、その辺をやはりきちっとして村の財産をまずいざ直しておかなくちゃならない、これはわかりますけれども、27年にやるという背景がそれでいいのかというラインもありましたので、お聞きいたしました。

あとは、5ページの公民館の建てかえ工事につきまして、3億3,248万8,000円ですけれども、これに関しましては、あそこ駐在所とあと消防署と、先ほどお話にもありましたけれども、ちょっとした図面等もあれ変更にもなりますけれども、図面みたいなものもちょっと見せていただきました。それで、先ほど高野委員からもありました。消防のいわゆるポンプ操法が一番距離的に使うと思うんです、私として、私も昔そういう経験ありますから。それで、どうも見た感じでは庭があったり、何かオブジェがあったりするような、どっちかという雪はきにはちょっと邪魔になるようなつくりにしたがる傾向がございました。ございました。ありがとうございました。過去形で、やはり駐車場をまず広くとっていただいて、その場所を訓練の場所にもできる。あと、緊急時の避難場所にもできる。避難訓練の訓練もできる。やはりそういった多様にできる施設というか広場が、広さがあればいいんじゃないかと私は思っているんですけれども、その辺はどうお考えですか。

村長（菅野典雄君） そういうお話もありましたので、いろいろ今修正なども若干はかけてお

ります。ただ、基本的にそのところで消防団の訓練ができるということになりますと、多分駐車場ですから、車をどこか置いていかれる方もあったりとかいろいろな難しい問題もあると思いますので、できるだけそういう広さはとりたいと思いますけれども、本来の訓練はやはりしっかりとした近くの広場でやっていただくという考え方がやはり一番順当ではないかなという気がします。ただ、除雪にしろ何にしろ、不便があって、何でこうだったのというふうにならないようにはできるだけやっていきたいとこのように思っております。

委員（北原 経君） そういったものがきちっとしてつくっていただけるならば、全くそれということはないですから、そういった形で使いやすい方向で除雪とかそういったことにも余り無駄なお金をかからないやっぱり設計でつくるべきと思っています。

委員（飯樋善二郎君） 私からは、No.5の資料を使って、まず質問をしたいと思います。

本日で事故後丸4年となってしまいました。一日も早い先行きの見通しをつけることが望まれているわけですが、今年度の予算は過去最大の予算と高野委員も質問ありましたけれども、24.2%の昨年と比べて伸びがあるという説明でしたけれども、この復興・復旧の予算、主なものをまず伺っておきます。

総務課長（中井田 榮君） 提案理由に載せてありますけれども、それぞれ基本方針5つございます。その中の主なものを出したといいますか、あと36ページに書いてあります基本方針の「生命（いのち）をまもる」のところでは、主なものとしては、この飯館分署の建てかえる2億3,916万8,000円というのがまず一つ目。あとさらに、37ページの基本方針の3つ目の「人と人がつながる」のところでは、3番目の公民館の建てかえ分ですね。じゃ、提案理由なくても読み上げます。公民館の建てかえ分で11億、あとさらには宿泊体験館きこりの改修で1億6,800。あと、さらに、深谷の拠点エリアですね、3億5,000万円。あと、さらに、モニタリングポストの設置、88基分でありますけれども、3億7,000万円。あと、大谷地団地の建設事業で2億6,000万円というところが今年大きな事業かなというように思っています。

委員（飯樋善二郎君） 今説明がありました。主なものとしては、急いでやらなくちゃならない部分、これが今答弁にありましたように思うんですが、ずっと私考えているんですけども、非常にいろんな除染のおくれやいろんな見通しの甘さなどからおくれが来ています。そんなことで、このままずっとこのようなことで、今の話されたようなことが順調に進むとするならばいいんですけども、なかなか難しい状況にあって再三見直しがなされているような気がするんですけども、今年度、この計画はおよそ見通しのとおり進むと思っていますか。

総務課長（中井田 榮君） 重点事業につきましては、それぞれ各課精査をしながら今回当初予算に上げているわけでありまして、とにかくご承知のとおり、集中復興期間が27年度までというようなことでありますので、とにかく今上げた事業についてはある程度見通しがついて事業が進むものというふうに考えております。

委員（飯樋善二郎君） 見通しがつくということで、まずはぜひそういう形で進めば復旧・復興も予定どおり進むとこういうふう解釈されるわけですけども、このような中で、

復興計画、過去4回出されました。今度5回目を間もなく発表するということですがけれども、その復興計画の中に、この今話されたようなことが反映されているかどうかは見えないとわからないわけですがけれども、まずずっと私このまま進んでいったんでは、今までの計画が、いや見通しがどんどん先送りされてしまうのかなという危惧をしているんですけれども、その辺についてはどうお考えになっているんでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） 見通しについてでありますけれども、27年度までは国の集中復興期間というようなことで、最近の新聞にも出ていましたけれども、10年間で30億円がつくというようなことで、今後5年間については後期復興期間としてさらに6兆円というようなことであります。確かに今後5年間については今までの集中復興期間から比べれば4分の1くらいの支援になるわけでありまして、そうはいつても飯舘村については、これから帰村に向けて復興していくわけでございますので、これは村も初め、議会も一緒になってこれから国・県に対して復旧・復興の財源の確保をしていく必要があるのかなというふうに考えております。

委員（飯樋善二郎君） 再三にわたって、この復興の予算がまず第1期目は27年度で終わるんじゃないかということではいろんな要望をしているところですが、このままでいきますと、この復興予算も全て使えるのかどうか非常に疑問なところがあるんですけれども、この辺は今年27年度ということになれば今年中に実施しないとだめな部分もあると思うんですが、この辺はどう思っているんですか。

総務課長（中井田 榮君） 今までご承知のとおり生活環境整備、トラクターの除草とか、あと過疎化ではいつきバスとか、いやしの宿、さらには村施設の草刈り、あと福島再生加速であればWBC、リスコミ、昇口舗装、あと公民館の建てかえ等、あと復興交付金であれば飯野町団地の事業なんかも入れながら進めてきたわけでありまして、27年度まではある程度この事業につきましては財源措置がされているというようなこともあって、27年度の当初予算につきましては、ある程度この事業で進めることができるというふうに捉えております。

委員（飯樋善二郎君） それでは、今度は説明資料の11ページを使って質問させていただきます。この中の一番下ですか、までの村に陽はまた昇る基金、今年度1億円ということで、総額6億程度の予算が計上されたわけですがけれども、これはずっと復興に当たっては一人一人にしっかりと寄り添っていくということで説明がなされてきましたけれども、具体的にはどのような支援を考えているのか、まずお伺いいたします。

総務課長（中井田 榮君） 3日の全協資料にもお出しさせていただきましたけれども、とにかく復旧・復興は一遍にはできませんので、とにかく基金に積み立てをして、そして事業を進めていくというふうな基本的な考えがございます。あと、さらに飯舘村は小さい財政規模でありますから、とにかく国・県の事業をとりに行く、その裏分ですね、その残り分をこの基金で賄う。さらには、国・県でどうしてもできない事業について、この基金で進めていくというような考え方を基本的に持ちながら、財源としては今ほどお願いしております2億円、さらには27年度の1億円の3億円、村長が前にお答えしておりますのは、大体5億円くらいの基金の財政規模で進めていければというようなことであ

ります。

あと、さらに、やる事業でありますけれども、3日の制度のフロー図にもありますように、大体7つの事業を考えております。1つ目には営農の再開のための事業、あと2つ目には農林業の活性化のための事業、あと3つ目には企業再開、あと創業支援のための事業、あと4つ目には商店の再開、営農支援のための事業、あと5つ目には学校教育・社会教育の充実のための事業、あと6つ目には健康福祉充実のための事業、あとその他というようなことであります。これを第5版、ずっと進めてきたわけでありましてけれども、なかなかそれぞれの部会で方針等、多くの施策は出していただいておりますけれども、それを具体的に進めるまではいっておりません。27年度につきましては、当初の説明でもしましたように、それぞれの担当課にそれを受けた形でさらに具体的に事業を進めていくような方策のためにそれぞれのところに報償費と旅費をとらせていただいて、専門的な委員会を進めながら今後具体的な事業になっていけばというふうに考えております。

委員（飯樋善二郎君） 5億ぐらいを予定して7つの事業に取り組むという今段階での計画のようですが、ここが一番大事な取り組みになってくると思うんです。村に戻る人、これは大きな拠点エリアとか公民館とか、目に見えてきています。しかしながら、そうでない部分の寄り添った支援、そこが大事だと思うんですよね。帰る人にしてみれば、いろんな細かいところまで支援していかないと、非常に生活を再生するに当たっては難しい部分が多いのではないかなというふうに思っているんですけれども、ここをやはり今後、27年度、1年間でこの計画をしっかりと5版も反映しながら考えていっていただいて、このそれぞれの人に寄り添うということになると思うんですが、その辺は今後の計画を見直す際に必要になってくると思うんですが、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） 今ご指摘のとおり、今後一人一人に寄り添うというようなことで進めていかななくてはいけないわけでありましてけれども、帰村に向けて今後どのような事業を進めていくかという具体案、それを先ほど申しましたように、4つの部会をさらに具体的に進めながらまずやっていくことが必要なのかなと。戻る人、戻らない人、いるわけでありましてけれども、ただ戻る、戻らないだけの議論ではなくて、第5版で今議論になっておりますけれども、ネットワーク型の、戻る人も戻らない人も、人、物、あと情報ですね、その辺のところをどういうふうにつなげて新しい村をつくっていくかというようなところの視点も必要なのかなというふうに考えております。

委員（飯樋善二郎君） 今答弁いただいたような内容でしっかりと取り組んでいただいて、今迷っている人も多くおりますけれども、その内容によっては心が変わる、そういうことも考えられるので、しっかりとここは考えて取り組んでいかなくちやならない。そんな中で5億と言っていますけれども、これをその人たちに寄り添うためにはちょっと少ない金額なのかなというふうに思うんですが、その辺はどうでしょう。

副村長（門馬伸市君） までの基金の件については、総務課長のほうから今お話し申し上げましたが、実は委員ご指摘は、戻って生活のことを大分心配されているのかな。例えば、

インフラ、診療所とか、介護のサービスとか、あるいは店屋さんとか、あるいは商店街の再開するための支援であるとか、いろいろ生活をする上で必要なものを心配してどういいう支援があるのかということだと思います。それは、専門部会、あるいは復興計画の推進委員会で検討してもらってはいますけれども、それはそれとして、村は村として最低限の戻ったときにこうなるという方向性というのは当然帰村の時期に合わせて示していかないと、今ご指摘の不安だけが先立って困るという話だと思いますので、その辺は具体的にここ、多分秋口まではかけていられないのかなというように思いますので、その辺まで復興計画のほうとは別に庁内のほうで具体的に一定の方向性というのかな、そういう道筋を検討していく必要があるというふうにもう十分考えております。

それで、今の基金の5億円で足りるのかということですが、これはあればあったことにこしたことはありませんが、当面、その5億円から6億円程度の規模で、それでその範囲内で動いてみると。どうしてもとなったら、これまた追加ということはあると思いますので、それは5億円、6億円で打ち切りとこういうことではなくて弾力的に今後の復興の国・県の補助事業なんかもありますので、それらを十分検討を、その予算の歳入の確保なんかも見ながら、限度額についてはそれで終わりということではないので、また追加することも十分あり得るということだと思います。

委員（飯樋善二郎君） それじゃ、質問を変えさせていただきます。

説明資料の17ページ、4款2項2目です。この中に、13番委託料、収集運搬の分別作業というのが載っていますけれども、村が56%で国が44%を受け持つんだということですが、これは要するに今村が実施している回帰への内容と重なる部分があると思うんですが、これはどんな内容で取り組むのか、まずお伺いいたします。

住民課長（藤井一彦君） 17ページの委託料の、これは分別作業ではなくて収集運搬のほうだと思うんですけれども、やっぱり今まで村のほうで、これはクリアセンターの維持管理などを含めまして、それからあとごみのステーションのごみの集めるといったこと、それから南相馬のほうにお願いして持っていくというようなことを主にやっておりました。ただ、南相馬市のほうが、今まで燃えるごみを持っていったんですけれども、ちょっと持ってきてもらっては困るというようなお話になりまして、その分ごみちょっとどこに処分するかと困っておりまして、環境省と相談をさせていただいて、環境省は今回小宮の仮設焼却炉のほうで片づけごみを燃やすということになりましたので、それと一緒に処分をしていただくという運びになりまして、そのごみの収集運搬に係る部分については国のほうで片づけごみとしてやりますよということになりまして、その経費を案分すると約44%なんです、その分は国が出していただいて、残りの分を村が負担をするということで今村のステーションのごみの収集運搬についてはやらせていただいているところでございます。以上です。

委員（飯樋善二郎君） ちょっと説明聞きにくかったんですけれども、多分このことは1回村でやっていますよね。それをまた新たにやるということなのか、それともまた別な形で集めておいたものを分別するということなのか、その辺はどうなんでしょう。

住民課長（藤井一彦君） この分別作業につきましては、実際は今やっておらず、これ

は集めてきたごみを燃えるごみと燃えないごみに分けたりする作業をやるということなんですけれども、現在は燃えるごみしか村のほうでは集めておりませんので、これについてはそういったことが発生した場合、今後、予算が必要になるということで毎年とって予算計上させていただいている事業費でございます。

委員（飯樋善二郎君） 質問を変えさせていただきます。

説明資料の23ページ、4款1項4目の一番下、内部被ばく検査の質問ですけれども、今年度も健康、内部被ばく検査を実施するということで委託料が上がっておりますけれども、この部分も非常に重要な検査事業で、3,200人で3,100円を予定している。800人ぐらいを予想しているということですが、これは要するに村として毎年計画しているのか、それともあづま脳神経外科にお任せでやるのか、まず伺います。

健康福祉課長（高橋正文君） 内部被ばく検査につきましては、長期的・継続的に受診するということが非常に大切なことになりますので、今後も村のほうで毎年事業を実施したいと。実施主体につきましては、村の指定管理者でありますあづま脳神経外科さんのほうにお願いしたいということでございます。

委員（飯樋善二郎君） その際は自分で希望して行くということなんですか。

健康福祉課長（高橋正文君） 児童・生徒につきましては、村の学校に通う生徒につきましては、学校で村と連携をとって取りまとめて受診すると。あと、一般の方につきましては、自分で申し込んで受診するということになると思います。

委員（飯樋善二郎君） その下の甲状腺検査ですが、県は2年に1回でいいということで、今年はその年に当たるわけですけれども、これも受診率が一旦受けた方も大丈夫だということで安心して受けないという傾向があるように見られるんですが、その辺はどんな形で希望を募るのか、伺っておきます。

健康福祉課長（高橋正文君） 甲状腺検査につきましては、委員おっしゃるとおり2年に1回が県で実施と。27年度は村単独で実施の年になります。対象者は1,108名ほどの対象者がございますが、これにつきましても、村内の学校に通う児童生徒につきましては、村・学校で取りまとめて受診すると。あと、県外等に避難している方についても、広報等、文書等で受診のお願いをさせていただくと。外で受けた方については、償還払い等で村のほうで対応していくということでございます。

いつまでということですが、県では対象者が二十になるまでは2年に1回で継続してやっていくと。それ以降は5年に1回程度の受診をやっていきたいということでございますので、村といたしましても、財源等の相談もございますけれども、長期的に、継続的に実施してまいりたいと考えております。

委員（飯樋善二郎君） ぜひ今答弁いただきましたような内容で、安心をしていただくことが一番大事ですので、ぜひ啓蒙活動もしっかりとして受診をしてもらおうと、それが大事だと思います。

まず、学校に行っている方は学校からということですが、そうでない、村がなかなか把握できない方もいると思うんですけれども、この方はどんな形で対応する考えでしょうか。

健康福祉課長（高橋正文君） 委員のおっしゃるとおり、村外の学校に通っている方の受診率はやはり若干低いという現状もございますので、今までどおり文書をお出しして受診の勧奨に努めたり、タブレット、あと広報紙などでも受診の勧奨に今後も努めてまいりたいと思います。

委員長（松下義喜君） そのほか。

委員（佐藤八郎君） 予算書を渡されてからずっと見てみましたが、私としては、完全除染、放射性物質除去なくても村民を戻すような予算。先ほど飯樋委員からもあったように、計画を立てられてもなかなか実行されない。特に除染関係は非常におくれた。今後、そういう意味では、今回こういう予算を組まないと、2年、3年の後に実現できないという走りなのかというふうには思うんですけども、まず健康、もとどおりの自然環境というものがどう確保されるかをなくして帰村云々の話は私にはなかなか理解しがたいというふうに思っています。その観点からいろいろ質問をさせていただきたいと思っています。

まず、おとしあたり、村長の方針で復興元年、帰村に向けたスタートの年だと。スタートの年、3年で来年なるんですけども、そういう中で、昨年はおくれた放射性物質除去に本格除染が入ってかなりの成果を上げられたという報告でありますけれども、この運営方針からして復興元年ともならないような、まだまだ除染が道半ばの中でありまして、今年の予算の中では完全除染の取り組み、どこまで行くというふうに思われるんでしょうか。計画されるのか。今の中では、20%に満たない、村全面積の。残りの80%以上に放射性物質がまだそのまま存在しているというのが実態でありますので、伺うものであります。

除染推進課長（中川喜昭君） まず、除染の27年度の状況であります。何度もお話ししておりますが、除染については今国の計画に基づいて行っているということでございまして、28年度末、28年内までには農地も含めて国の示している対象エリアについては除染を行うという形になっております。それで、その中でもいろいろ線量の高い箇所とかそういう部分についてはフォローアップ等の対応をしながら、でき得るだけ線量を下げていくというのが計画でございます。

それで、29年度以降についても、いわゆる下がり切れないような高線量の地区の対応とか、そういう部分とか、あとは今後除染をする中でいろんな課題が出てくるのかなというふうに思っております。そういうものについては、29年度以降、国は何らかの措置を講ずるといふ部分を今の除染計画の上でうたっておりますので、それらを盾に可能な限り線量を下げるといふ除染を27年中には求めていきたいというふうに思っております。

ただ、今回の国の除染計画については、何度もお話ししておりますが、森林、あとは森林といいましても住環境の20メートル以遠の奥山とか、あとはため池、河川等については環境省が出している除染計画には出ていないということで、これも今まで議員の方々と村も一緒になって国のほうに要望・要請活動をしてきましたが、何らかの環境省としての回答は出てきていないというのが現状であります。ただ、一方では、例えばため池については農水省のほうで底質土の除去の実証やら、またはため池に森林から入るデー

タとか、そういうのも実証で出しているということでございます。

ただ、あと森林についても、ある意味林野庁のほうでは森林再生という切り口の中で実証事業も行っているという部分もございます。ただ、河川のほうは、今まだその方向性を見るためのものの事業等を行っておりませんが、国のほうでもその除染という部分ではなくて、ほかの切り口の中で低減効果を図っていくような考えもしているということでございます。何しろ村としては今の28年度末まであります計画に際してのできるだけの除染効果を期待しつつ、今後も国との協議を進めさせていただければというふうに思っております。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 私、最初の年からずっと言っているんですけども、村で普通の災害がありましたら、壊れた箇所がどの程度壊れた、修繕がきくのか、新たに改良・新設必要なのか、壊れた原因は何なのかをきちんと把握されて、それに基づいて予算作成され、申請され、国・県なりの補助を受けて、道路なりそういう危険区域をなくしていくという流れですよね。ただ、この放射性物質については、みずからがどれだけの放射線量、物質がどこに、村全体の中でどれだけあるのかを調べるのはなかなか容易でないという流れの中で、目に見えない、においがしないのをいいことに、さもう既に問題ないかのような運びで延々と丸4年の月日が流れてきたんです。今に至っても、除染一つとっても、監視機能も住民で持てない。村としてもやろうともしない。まして自分たちで村の自然がどれだけの放射性物質があるのかつかもうともしない。そういう予算要求もしない。そういう流れでいったら、このままでいったら、村民はモルモット化した村民になってしまうんじゃないんですか。放射能のある生活をしなくちゃならないという。そういう意味で完全除染をどういうふうに求めていくんだという。国の流れの中で、私が思うような、村民が描いているような完全除染になるんですか。

#### ◎休憩の宣告

委員長（松下義喜君） 暫時休議します。

（午前11時48分）

#### ◎再開の宣告

委員長（松下義喜君） 再開します。

（午前11時48分）

村長（菅野典雄君） 完全除染という話であります。何度かお話ししていますが、完全除染というのはどういうことなのか、全くもとに戻るということであれば、多分それはなかなか不可能、あるいは俗に言う30年、40年先の話なのかなとこんなふうに思っています。ただ、そのときには除染というか線量は下がったということにはなるだろうと思います。ただ、村はそのときは生活ができるような状況になっていないということになれば、それは完全除染になったけれども成り立たないということになるのではないかなという気がします。一人一人残念ながら感じ方は違いますので、健康に対する考え方も、放射能がある程度ここぐらいまで下がらないとだめ、健康には悪いという方もいます。しかし、いやいやもとの今の村に戻ったほうが健康に今の段階ではいいという方もいます。した

がって、それぞれの考え方、感じ方、あるいは健康に対する思いというものがありますので、少しでも皆さん方の意を酌むようなところで総合的にこれから考えていくということではないかなとこのように思っているということでもあります。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 質問を変えます。

放射能、住宅問題、インフラ整備など、戻る、戻らないにかかわらず、村民は大変不安を持っているわけですが、この村民に対しての施策、組み立てはどういうふうになってくるのか。放射能については少なくすることで除染というものがあって、住宅問題はリフォームから、これから解体事業やいろいろあるわけですが、インフラ整備については、どういう流れでいくのか、それをこの予算の中でどう組み立てて村民に示すのか、伺うものです。

村長（菅野典雄君） 少しでも復興がなるようにとこういうことではありますが、いわゆる一番最初の復興計画から一人一人にできるだけこれ寄り添わせていただくということでもありますけれども、一人一人の生活に全て対応できるということにはならないだろうと思います。ですから、まさに村に戻る人も、戻らない人も、悩んでいる人もいるだろうと思いますから、最終的には今この生活を崩された中での賠償金といいますか、あるいはこれから生活の支援策といいますか、それを最大限に村としては皆さん方に行き届くように国なり東電とさせていただきながら、あとは足りないところは村としてできるだけインフラ整備するなり、あるいは情報提供するなり、健康づくりに手を差し伸べるなりということをやっていくしかないのではないのかなという気はします。ですから、基本的に一生懸命一人一人のこと、全員のことは考えますが、それぞれ各人も村が一生懸命戦いますその賠償金なりなんなりの中で、それぞれのやっぱり生活を考えていただくというところの上に行政として最大限の努力を払うと、こういうことでないと本当の復興にはならないのではないかとこのように思っているところであります。

#### ◎休憩の宣告

委員長（松下義喜君） 喫飯のため休憩します。再開は13時10分からとします。

（午前 11時53分）

#### ◎再開の宣告

委員長（松下義喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時10分）

委員長（松下義喜君） これより質疑を許します。

委員（佐藤八郎君） 今答弁、午前中答弁いただきましたんですけども、この除染で放射能は生活環境の中で低くなった、住宅もリフォームする人なんなりの手だてができた。そして、インフラ整備もこういう、村民が戻ることによっての組み立てとかそういうものを示していかなくちゃならないと思うんですけども、示せるんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 今のご質問にありましたように、戻るとなるとそれなりのいろいろな村として、それぞれまた各個人として準備をしなければならないことがいっぱい出てきます。そういう意味からすると、じゃそれですぐ準備ができるかということ、村のほうも、

まして個人のほうも、リフォームにしろ、あるいは水道を直すにしろ、いろいろかかってくるわけでありますから、その辺がわからないためにどうしようもないと。頼むにも、いざ頼むとなると業者がいない。あるいは村のほうもそのうち国の予算が少なくなるという話であってはいけないわけなので、できるだけ早くやはり先を見えるようにやっばりしていかなきゃなんないとこんなことではないかなというふうに思っています。ただ、そのときにできるだけやはり支援が長く続くようなそういう形をやっばり考えていかないと、つまりくといえますか、生活、先が見えないとこういうことになるのではないかなというふうに思っていますので、その辺を村としてはやっばりこれからしっかりと訴えていかなきゃなんないとこのように思っているところであります。以上であります。

委員（佐藤八郎君） この平成27年度の予算の中での除染は、何回か答弁いただきましたように、うちの周り周辺を含めて、農地、道路については来年度以降も入っていくというところでありますから、その点ではわかりますけれども、今村長も言うように、この住宅のリフォームやいろいろ、村内の大工さんなりなんなりいろいろ聞いていますと、非常に村内でのそういう作業はなかなかできないのではないかとこのもあって、その辺での村の今度施策というのは、この予算の中で何か考えられているのか。さらには、Aコープの中にセブンイレブンという買い物の場所云々ありましたけれども、診療所の関係も含めて、どこまでこの27年度予算でなるといふふうに言えるのでしょうか。

村長（菅野典雄君） 除染の予算ということは何回かおっしゃられています、除染そのものは国直轄の事業でありますから、村の中には入ってきません、村の予算には。ただ、少なくとも、除染に対する対応、注意、あるいはいろいろなものに対してのモニタリングとかそういうのは、村として当然村民の安全のために予算をとっていくということでもあります。やはり戻るに対してどんな予算があるかということでもあります。全てという言い方はちょっと誤解あるかもしれませんが、とり方によってはですが、全てまさに帰るまでの予算でありますけれども、今年度については先ほど答弁させていただきました、いろいろなハード事業、さらにはソフト事業とこのようにして全予算の中に直接的、間接的に盛り込ませていただいているということでもあります。

委員（佐藤八郎君） 村民から見えねで、そんな答弁では。

村長（菅野典雄君） これから第5次の復興計画も村民にお話をしていきますし、議会が終わりましたら区長会もお話をしますし、いろいろな機会でのこの27年度の予算は説明をさせていただきますので、全てとは言いませんけれども、おわかりいただけたと思いますし、私らはそのために努力をしていくということでもあります。

委員（佐藤長平君） まず、4点について説明を求めるものであります。

No.5の資料で答弁をいただきたいと思います。答弁は簡単で結構でございます。

まず、①の「生命をまもる」ということで、健康福祉医療再開準備検討委員会104万5,000円。「子どもたちの未来をつくる」ということで、学校再開等検討委員会事業104万5,000円、③として「人と人がつながる」、生活環境基盤整備検討委員会104万5,000円、④として「原子力災害をのりこえる」ということで、森林資源の活用検討事業150万円、陽が昇る基金の財源のようでございます、それぞれ何を指すのか、この際ただ

しておきます。

総務課長（中井田 榮君） 前に3月3日の全員協議会の陽はまた昇るの基金の制度の概要でもご説明しましたように、現在第5版の復興計画の中で4つの部会検討していただいております。現在、方針と多くの政策を出していただいたわけでありますけれども、一気ににはできませんので、ここの基金の中で今ご質問ありました予算をとらせていただいて、それぞれ各課で専門的に部会を設けながら検討していくという形での予算計上でございます。

委員（佐藤長平君） 各課長、それぞれ目指すところ説明願います。

健康福祉課長（高橋正文君） まず、「生命（いのち）をまもる」ということで、再開準備委員会104万5,000円の当初予算でございますが、これはまず一番には医療機関、いいたくリニックの再開の準備というのがまず一番に挙げられると思います。また、その医療機関の機器等の現状の調査等もあわせてやっていくということになると思います。また、避難が解除された場合の村に帰った方の介護サービス、あと健康管理システムをどのようなものでやっていくか、よりよいそういうシステムを考えていくということが平成27年度に帰還を目指す第一歩となる年と位置づけて検討してまいりたいと考えております。

教育課長（村山宏行君） 10ページ、26番の学校再開等検討委員会の事業でございますが、学校につきましては大きく2つの目的があると思います。1つは、もちろん子供たちの教育の場、それと同時に学校については地域のよりどころ、あるいは防災拠点という役割もあります。村のほうに戻って学校再開する場合、学校だけでなく地域の公共施設、そういったことも含めながら全体的に検討してまいらなければならないということで考えているところでございます。

復興対策課長（愛澤伸一君） ご質問にありました森林資源活用検討事業ということで、検討会議を開催することといたしております。こちらについては、村の中の森林資源の有効活用の方策を探るということで、今までの木材利用から多面的なエネルギー利用に向けてどのような利活用ができるのか、幅広く関係者のご意見をお聞きしながら検討してまいりたいという会議でございます。

総務課長（中井田 榮君） 4つ目の生活環境基盤整備検討でありますけれども、これは4つの部会の暮らし部会でありますけれども、帰村に向けて、帰村したときの日常の用品等、あとさらには防災関係、さらには地域コミュニティーの部分について総合的な部分がございますので、企画のほうで担当させていただきたいというようなことでの予算措置でございます。

委員（佐藤長平君） 学校再開等検討委員会、村に戻った場合、これは飯館村に戻った場合ということでしょうか。地域のかかわりもあわせて検討しているという説明がありました。そこで、昨年3月議会において当議会は問責決議案を可決しております。草野と飯樋と白石の3人の校長がいたわけでありますが、それが1人に減ってしまったと。その責任をとったものでありますけれども、この検討委員会の中では、この辺の問題が出てこないのかどうか、この際伺っておきます。

村長（菅野典雄君） これは教育委員会のあれかもしれませんが、学校をこれからどう

いうふうにしていくかというのは、教育委員会の問題でもありますけれども、我々村全体の問題だとこんなふうに思っています。ですから、学校をこれから村に戻すに当たって、どういうふうな形がいいのか、当然いろいろな保護者であったり、いろいろな人たちとお話し合いを聞きながらやっていくということではないかなと。そうしないことには前には進めないのではないかなとこんなふうに思っていますから、この教育、学校再開プロジェクト、どういう形になるかはこれから協議をしていくわけでありますけれども、先日ちょっとお話ししたかなと思いますが、4月から行政と教育部署、ある程度やはり教育委員会の自主性を保ちながら一緒にというようなこともありますので、その辺で課題になるというふうに、あるいはならざるを得ないとこんなふうに思っているところでもあります。以上であります。

○ 委員（佐藤長平君） 議会は、改めて3校長の専任をしていただくようお願いをしてきたわけでありますけれども、まず県教委への働きかけについて、去年の3月に村長は県教委のほうに出かけておりましたけれども、その後の働きかけはあったのかどうか、この際伺っておきます。

村長（菅野典雄君） やってみてという話で、また考えさせていただきますという話だったんですが、いろいろな機会といいますか特別なことはありませんけれども、保護者のPTAの関係等のお話、あるいは学校のお話などなど聞きますと、非常にスムーズにいつていると。むしろそれぞれ校長先生、例えばどこかの別な学校の子供の問題が起きると、「ああ、それは私の問題ではない」という形になっていたのが、全てやっぱり統一された中でそれぞれ校長と教頭と相談してできるところということで、大変よくなっている、あるいは保護者のほうも何ら問題はないとこんなような声をかなり多く聞きましたから、県の教育委員会のほうには何ら私のほうから言ってもいけませんし、言うべきことでもないなとこんなふうに思っているところでもあります。

○ 委員（佐藤長平君） 教育長は、問責決議を受けて、この問題に関する努力はどのくらいしたんですか。

○ 教育長（八巻義徳君） 昨年大変議論いただいたり、ご心配をおかけしましたが、昨年も申し上げたように私ども3つの小学校、小さな小学校でございます。その中で、今村長からお話があったように、うちの子供たち、またうちの児童、あるいはうちだけの問題というふうなことで、子供たちの安全なり学びが維持できないということで、この避難に限り1人の校長にして、そして後の2人の校長の部分は教諭でいただくと。そういうふうにして手厚く教育をさせていただきたいということでのあれですというようなお話をさせていただきました。さらに、戻った後においては、当然3つの小学校、それぞれの場所にそれぞれの校長を置いていただくというようなことで、重ねて県のほうには確認なりお願いをしてきたところでございます。以上でございます。

委員（佐藤長平君） 3人の校長の専任はお願いしてきたんですか。

教育長（八巻義徳君） 先ほど、今申し上げましたように、私ども3つの学校がそれぞれの場所に設置された場合には3人の校長を置いていただくことを再度確認し、お願いしてきたところでございます。

委員（佐藤長平君） 何をお願いしてきたの。意味わがねえな。

教育長（八巻義徳君） 改めて申し上げます。現在、1つの場所で今3つの学校が教育活動をしております。その中で、それぞれ小さな学校もありますので、何とか複式にならないような教育活動、さらにまた小さな学校であっても、学び合ったり、教え合ったりできるようにというふうなことで今教育活動をしていただいています。そうした中で、私も保護者から意識的にお声をできるだけ聞くようには留意しておりますが、その中で今の体制がいいというふうな声が多いというふうに思っております。ただ、当初より、戻った場合、3つの学校がそれぞれの場所に戻った場合、3つの学校にそれぞれの校長、それぞれの教頭というふうをお願いしているところでございます。

委員（佐藤長平君） 教育長ははぐらかし答弁がうまいようでございますな。3人の小学校長がなくなった。それを復活するためにどういう努力をしてきたんですかと私は聞いているんです。はぐらかし答弁で済まさんねえよ。

教育長（八巻義徳君） 同じような答弁になって恐縮なんですけど、当然私も現在それぞれの白石、飯樋、草野という3つの小学校がある。その中で1人の校長にそれぞれ3つの校長を兼務というふうにしております。そして、それぞれの学校の先生方には、それぞれの学校の子供たちだけじゃなくして全ての学校の子供たちを見れるように命課というふうな兼務を発令しています。そうした中で、今一緒になって教育活動をさせていただいていると。そして、一生懸命やっただけだと。ただし、当初から確認させていただいているのは、3つの小学校のそれぞれに戻った場合にはそれぞれに校長を置いていただきたいと、それぞれに教頭を置いていただきたいというふうなお願いは重ねて確認しながらお願いしているところでございます。

委員（佐藤長平君） 働きかけはしなかったということですか。委員長、動かせ。

教育長（八巻義徳君） 働きかけと確認というのがどういうふうな兼ね合いがあるかちょっと今迷ったところではありますが、ただ、私ども、基本的に子供たちの学び、子供たちの教育活動の質というようなことを考えながら教育委員会というのはどうしても判断せざるを得ないところがあります。そうした中で、今の3つの小学校が同じ場所で、そして小規模の学校を、何とか子供たちの教育の質を維持できるために今の環境をやむを得ないんだろうというふうに思います。ただし、戻った場合においては、継続してそれぞれの校長にそれぞれの学校をしっかりと守ってもらおうというふうな働きかけをさせていただいております。

委員（佐藤長平君） 県教委に3人の校長を復活することについて働きかけたのかと言っているの。

教育長（八巻義徳君） それぞれの場所に戻った場合において、それにそれぞれの学校にそれぞれの校長、教頭を置くようには働きかけているというふうには申し上げます。

委員（佐藤長平君） 問責決議、理解してねんだべ。村民に寄り添う、被災民に寄り添う、そういう静かな学校環境をつくっていかねばならない。戻ってからはだめだ、今の状況の中で。特に白石小学校、全部複式になっているわけでしょう。戻って再開のときにまた校長を入れて検討する、何言っているの。村民に寄り添うということはそういう

ことではないでしょう。我々議会が県教委に対して、戻るまでは、幾ら子供が少なくなっても、それぞれの学校を置いてくださいという要求をずっとしてきました。それと違うことをやったからあなたは問責決議を受けたんですよ。問責決議、何で受けたんだか、この際、はっきり言ってみなさいよ。

教育長（八巻義徳君） 私としては、それぞれの、今委員が言われたように、今私ども飯館村立草野小学校、飯樋小学校、それから白石小学校、3つのそれぞれの学校があるというふうに認識しております。そこに今緊急避難的に教育の質を守るために兼務で校長を1人に行っていると。その校長が2人分は教諭でいただいていると。そういうふうにして我々教育委員会としては、教育委員会としての子供の教育の質を守るために今緊急避難的にそうした教育活動をしていると。これに対して、私は保護者なり子供たちから村民に寄り添っていないというふうな評価を受けないだろうというふうに思っ教育活動しております。そしてまた、子供たちの学びの質を落とさないで済んでいるというふうにも思っております。ただ、繰り返しになりますが、戻った暁においては、先ほどから申し上げたように、それぞれの学校にそれぞれの校長、そしてそれぞれの教頭というようなことは、これは委員と同じ見解かと思っております。今緊急避難的に教育の質を守るというふうなことでの対応だということでご理解賜りたいと思います。

委員（佐藤長平君） 問責決議案の後、3人の校長を復活する件について県教委に働きかけたんですか。

委員長（松下義喜君） 再度の質問でございますので、今の質問に対してお答えください。

教育長（八巻義徳君） ですから、たびたび申し上げているように、今緊急避難時には今の体制、それから戻った場合においてはそれぞれの校長というようなことで確認なりお願いをしております。

委員（佐藤長平君） 県教委には働きかけなかったということですか。

委員長（松下義喜君） これも最初の、当初の質問でございますので、教育長、簡潔に。

教育長（八巻義徳君） 申しわけございません。同じような答えになりますが、緊急避難時には今の校長の兼務ということになっておりますし、そして戻った場合にはそれぞれの校長にというような働きかけはしております。

委員（佐藤長平君） 県教委には働きかけなかったんですか。

教育長（八巻義徳君） 今の申し上げていることは、福島県教育委員会の出先機関であるところの教育事務所とのやりとりはしております。

委員（佐藤長平君） 3人の校長を復活する件については、働きかけはしなかったということですか。

教育長（八巻義徳君） その……、現行の学校、これはどう考えても3つの学校が今あるわけでありまして。それぞれの学校にそれぞれの校長ということで、それが1人兼務発令されているということでありまして。そして、これは以前から申し上げておりますが、戻った上においては、それぞれの学校に、それぞれの場所に、それぞれの教頭を置いていただきたいというふうな働きかけをしております。それは福島県教育委員会の出先であるところの教育事務所とのやりとりでございます。

委員（佐藤長平君） 何回も同じことを言います。3人の校長を専任していただくように県教委には働きかけなかったんですか。

委員長（松下義喜君） 再度の質問でございますので、働きかけたのか、かけなかったのか、簡潔にお答えいただければわかるのかなと思いますので。

教育長（八巻義徳君） 申し上げます。これはずっと繰り返しておりますが、戻った上においては戻してくださいというような働きかけをしております。

委員（佐藤長平君） 3人の校長を戻す、専任させるということで、県教委には働きかけなかったんですか。何で認めねんだ。

◎休憩の宣告

委員長（松下義喜君） 休議いたします。

（午後1時40分）

◎再開の宣告

委員長（松下義喜君） 再開します。

（午後1時42分）

委員長（松下義喜君） 再度質問に対して働きかけなかったのか、かけなかったのかからについての答弁をいただきます。

教育長（八巻義徳君） また同じようなお話になって恐縮なんです、私は今3つの学校があるということについては思っていますし、それによって兼務を発令していると、教育の質を守るため。そして、その戻って別な場所に置いた場合には、別な場所になった場合においては、それぞれの学校に置くというようなことで働きかけております。（「委員長の言うこと聞かぬってことは、議会の言うこと聞かぬということだな」の声あり）

◎休憩の宣告

委員長（松下義喜君） 休議いたします。

（午後1時42分）

◎再開の宣告

委員長（松下義喜君） 再開します。

（午後1時44分）

委員長（松下義喜君） 再度教育長の発言を求めます。

教育長（八巻義徳君） では、2つに分けてお話しさせてください。

今あったように、今の現状において教育の質は今の現状がいいだろうというふうに保護者等のご意見から判断して、今の時点において平成27年度に向けてのお話というのは働きかけておりません。現行維持。そして、戻った場合においては、当初お願いしているように、それぞれの場所にそれぞれの教頭を置いていただく、それぞれの校長を置いていただくというような働きかけは確認はしております。よろしいでしょうか。

委員（佐藤長平君） 問責決議を出して、その内容が3校長に戻すということになったわけなんだから、それが違うほうにあなたは持っていったんでしょ。何で議会で説明しないのよ。また議会で説明しねで県教委とやってきたんでしょ、それ。聞いた話によりますと、3人を1人にしたのはあなたから提案があったという話じゃありませんか。しら

ばくれんなよ。何で県教委が3人から1人にすんの。あんたが最初からそれを策略したんでしょ。何も知らないで。だから、この問題が起きてんだよ、これ。だから問責決議が出たんだよ。あなたはそれをわかってない。あなたはとんでもないことをしたんだよ。せっかくみんなで県教委に行ってお願いをきて、やっと3つの学校を存続させて、校長を置いて、このまま戻るまでという約束までして、そういう労力をあんた泡に帰したんだよ。現状がいくいつているのは別な話。だから、私は今学校再開等検討委員会の中で質問したんです。この中では課長も答弁したべ。戻った学校のこと、地域のかかわりのこと、言ったんじゃないですか。そこには地域の小学校というのがなくてはならないんだ。そこをあなたはわかんない。そう思いませんか。何でこんな周りの言うことを聞いてやらないの。佐藤長平の言うことだけは聞くことない。今までずっとでしょう、あんたは。みんなの話を聞かない。そっから全部これあなた問題が発生しているんだよ。トップダウンはやめろ、みんなの話をよく聞いて進めろとずっと言ってきたでしょう。結局あなたは自分の言いわけしか言うことができないふうになっちゃっているんです。みんなの話を聞かないから。問責決議だって、あんた、思っていないでしょう。議会の決議を受けた後、あなたから謝罪の話一つございませんでしたからね。そんな当局ってありますか。いつも言いわけしかない。働きかけはしたのか、しないのかと、何回言わせてんの。イエス・ノーで答えないで、のらりくらりとはぐらかし答弁ばかりしやがって。それが教育を扱う人ですか。はぐらかし答弁ばかりするなよ。反論あんのか。

教育長（八巻義徳君） 非常に重要な問題があるかなというふうにあります。特に、2点ほどお話しさせていただきたいと思います。

学校の人事というのは、ご承知のように、飯舘村の採用の職員を飯舘村が決めるように、福島県の教育公務員の人事というのは福島県の教育委員会が決めるものであります。そして、その決めるに当たって、教育事務所とその出先機関が校長等にヒアリングして、そして結論を出していくというふうなものだろうというのが第1点であります。

それからあと、先ほど私どもの課長がお話しさせていただいたところの学校再開等の検討委員会についてであります。これは学校の地域における役割というのは、先ほど課長が言われた、1つには学びの機能、子供たちをどう育むかというふうな問題、それからあと2つ目として地域コミュニティーの核となる機能、要するにそこで伝統なり文化なり継承していく拠点としてが2つ目の機能かなと。それから、3つ目として防災であります。そうした、あと4つ目として、その他として生涯教育の拠点になり得るというようなことについては、大きな差異はないのかなというふうに思っています。以上です。

委員（佐藤長平君） あなたは問責決議を何で受けたんですか。

教育長（八巻義徳君） 十分に議員の、議会のほうに昨年の人事においてお話を通していなかったというふうなことで受けたというふうに認識しております。ただ、先ほどから申し上げているように、人事というのは本当に難しい問題だというふうに思っております。

委員（佐藤長平君） 3人の校長を1人にしたから問責決議を受けたんです、あなたは。その責任を持たなきゃなんなかったんだよ。何で持たなかったんですか。

村長（菅野典雄君） 今やりとりを聞かせていただきました。全村避難ということで、何とかこれ3つの小学校を仮設の校舎で勉強をさせることができたわけでありまして。道路脇に3つの小学校の名前がしっかりと書かれています。今も3つの小学校はそのまま存続はしているわけでありまして。本来はその3つの小学校に3人の校長があり、3人の教頭があり、3人の担任の先生がいるとこういうことでありましようけれども、やはり先ほどちょっとお話をしたように、なかなか一緒に勉強しているものですから、それぞれが自分のエリアという考え方があるというのと、そんなことがあって1人という話になったんだろうと思います。詳しいことは私もわかりませんが、ただそういう中で問責決議案をいただいたわけでありまして、非常に学校の中、スムーズにいつている。保護者もほとんどの方は、何ら3人の校長がいなくて困ったという話はほとんど聞こえてきません。もちろん中にはいるのかもしれませんが、だからそういう意味からすると、そこについては多分このままでいいんじゃないかとかういうことで働きはかけなかったんだろうと思います。ただ、少なくともそれを議会のほうに、言ったことは言ったんですが、時期としてはやっぱり遅かったということで、それは多分反省、あるいはおわびということになるんじゃないかなとこのように思っていますので、何とぞよろしく願いたいと思います。以上です。

委員（佐藤長平君） 避難した学校でこういうことがあったそうです。村長が一番知っていると思うんだけど、やっぱり親子はばらばらにしてはいけない。もともとの小学校を大切にしなければならない。草野と白石小学校かな、真ん中につい立てをして、生徒の、3人の先生が同じ科目の同じ授業をしていたんだそうです。それは同じ先生が授業をするんだけど、草野小学校はこっち、白石小学校はこっちということで、最初のうちついでまで立てたんだそうです。後からそこまでは必要でないということで取り払ったそうなんです、それだけ避難したときのショックや大変なことをいかに隠していくかということ、言葉は悪くなりますけれども、それぞれの学校が一つにしていかなきゃなんねという努力を現場ではしたそうなんです。そういうのは学校の指導要領にはありません。前の教育長は、文科大臣が来たとき、「こういうことをやっているんです、学習要綱にはないけれども、こういうときはこれでいいんでしょう」と言われたんだそうです。現場は現場なりにそういう工夫をしてくているんだよな。上のほうで後から来た教育長がほんのそういうことをわかんないで、成果主義、うまくおさまりさえすればいいだけで、私は素人ですけども、運営するのは難しいのかなと見てんの。悪いという人といいという人がいると今村長言ったけれども、特に白石小学校なんていうのは、運動会や学習発表会があると、1次会をやって2次会は何でかんで校長先生の家でやるというのがしきたりになっていて、そこで白石の学校のこと、白石の地域のことを話し合っていて、小学校だけでなく白石地域全体の学校として父兄の皆さんが協力して運営してきたというのがあったんです。これ草野にもあったんです。飯樋にもありました。ですから、こういう田舎の地域は地域なりにそれなりの努力をみんながしながら、一生懸命みんなで作ってきた。白石小学校の校長がいなくなって、草野小学校の校長がいなくなっていくって言う人がいたら私の前さ連れてきてください。張り倒してやっから。そ

ういう営々とした営みの中でこの村の学校教育というのが成り立ってきて、ですから、そういう成果主義だけで物事を推し進めるといのは、ちょっと私は難しいと思っています。そこからまた成果を求めるには、求めるなりにもっと努力をしなきゃなんないんです。トップダウンではだめなんですよ、これ。うんと嫌う。特に飯館の人は。危機管理のときまでトップダウンすんななんて私言いません。でも、この営々と営んできたところに対する処方仕方は、やっぱりボトムアップで対応してくんねと、みんなばらばらになっちゃいます。原発災害を受けて、どうしようもなくなってばらばらにされて、その中で我々まとめていかなきゃなんない。あっちが多くてこっちが少なくてだけやらっちゃうんでは、困っちゃうんです、これ。今年も当初予算の方針でマルかバツかでねぐ、ネットワークなんでしょう。ネットワークといたら、村長の言っているの、さっき言ったのはうそだべ。マルもバツもみんな仲よくやっぺというやり方なんでしょう。こっちが正しくてこちらはだめだというやり方は成り立たない。そんなことしていったんでは、まとまんないもの。その辺、わかりませんか、教育長。

教育長（八巻義徳君） 今お話しいただいたように、私どもも当然最大の関心事というのは子供たちの教育の質でありますので、私どももPTAのお話をお聞きしたり、それからあと学校運営協議会に実際に学校運営協議会の拡大した形で保護者をお呼びしてお聞きしたり、それからあと私どものスタッフも出ておりますが、第5版作成の教育部会でご意見をいただいたり、さらには議員の皆様方にも学校訪問として実際に学校長のほうから教育の課題なり、それから成果なり、それからあと問題点なりをお話しいただいたりしているところであります。当然これからもそうした努力を積み重ねていって、そして何とか子供たちの学びの質をできれば補充していきたいというふうに思っているところであります。そうした部分ではしっかりと今後とも努力していきたいと思えます。

村長（菅野典雄君） 補足させていただきたいと思えます。

飯館村は、3つの小学校がありまして、先ほど佐藤委員からありましたように、それぞれ地域と先生と子供とぴったりとしてこれやってきたわけでありまして。そういう中で、今回は残念ながら避難生活ということで、どうするかと。1年間は川俣にお願いをしたところでありましてけれども、何とかということであそこに土地を買って仮設を建てた。仮設を建てるときに、さあ、あの狭い中でどうするかということで、白石の幼稚園は草野小学校のところの幼稚園に通っているの、何とかその白石小学校と草野小学校が一緒に、そして飯桶小学校は別ということ、前と後ろで2つの校舎をつくらせていただいたところであります。これは、場所が場所ですから、何とも皆さん方にご理解をいただいたということでありまして。それで、1年でしたか2年だかやってみましたらば、やっぱりどうもおかしい、不便だというのが学校のほうから出てきて、今はいわゆる校舎が別ではなくて前の校舎に白石と草野小学校の1年生が1組、2組が飯桶小学校とこういうふうに全く校舎は一体になってやってきていると、こういうことではないかなというふうに思えます。ですから、トップダウンというよりは、またそういうのもあるのかもしれないけれども、それぞれ地元の先生方も一生懸命子供のことを考えて、何せ一体になっていくことがこの避難中には大切ではないかと、こういうことで来ていると

ということもありますので、そういう中で今ももっともって一体感をというところからの来ている話であります。ただ、何せ議会の皆さん方との意思の疎通が足らなかったということだけは実感であろうとは思っていますので、ただ全く今おっしゃったことが全てということではないと思っておりますので、一生懸命それなりにこれからもやらせていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上であります。

委員（佐藤長平君） 今後、3つの小学校に校長を専任してもらおうという働きかけを教育長、村長はこれからしていくつもりはあるのかどうか伺います。

村長（菅野典雄君） もう一度、先生方、保護者には、聞かせていただくことにしたいと思っておりますが、多分私の今までの感触だとすると、避難中は多分今のままでという声のほうが圧倒的に多いのではないかなというふうに思っています。ただ、戻るに当たってはどのようなふうにしたらいいかというのは、先ほど当時このように子供たちが減るとも思いませんでしたので、戻るときはしっかりと3つの学校にということでもありますけれども、これから先どうかはわかりませんが、少なくとも子供の数によってはもっと別なやっぱり考え方もしていかなければならないのではないかなというふうにこう思っています。それはまた皆さん方とも相談をさせていただきますが、少なくとも、できるだけやっぱりトップダウンではなくて現場の先生方の、子供たちの、そして保護者の声を今まで以上に聞かせていただきながら、議会の皆さん方と相談をさせていただきたいとこのように思っております。以上であります。

教育長（八巻義徳君） 今ご指摘いただいたような形で、トップダウンにならない仕組みが、ここにもこれから新しく教育委員会制度もありますし、それからあと首長との協議をする総合教育会議というのがありますし、それからまた第5版での学校再開等検討委員会というふうな委員会も立ち上がるかのように思っておりますので、あと保護者なり皆さん方と学校協議会等と相談しながらしっかりとやっていきたいというふうに思います。

委員（佐藤長平君） 村長、学校再開の検討委員会、いわゆる学校あり方について、来年、再来年でないんです、これ。10年スパンくらい考えなきゃなんない。そうしたら、そのときにずっと一緒にやらせておいて、10年後にだよ、複式学級の学校を1回戻すの。そこから統廃合をやんの。違うでしょう。この学校再開の中で子供たちのために学校のあり方をどういうふうにしたほうがいいのかということで、統廃合を含めて考える責任が我々にはあるんでしょ。でなきゃ現実的でないよ。10年後にそれぞれの学校さ1回戻して、それから統廃合を考えましょうなんて、そんな現実的でねえべした。そんなの平時の考え方だぞ。平時の考え方です。これから我々の考える子供たちの学校はどうあるべきかというの、今から考えていかなきゃなんない。そこでだ、やっぱり白石小学校の校長が要なんだよ。地域と先生と子供を含めたどうしていくんだべなという議論をするときには、それがいないと、この間からも話あったように、それがなくて1人の校長では最初から合併ありきとなっちゃう。そんでは困るでしょう。だから、この検討委員会の中ではどうしていくんだと。じゃ、検討委員会ではそこまでやんないの。当然、そのことが出てくるんでしょ。戻ったとき校長先生がいればいいのではないでしょう。今必要なんだべした。ほら、双葉郡の学校、生徒いなくても、校長先生、教頭先生、いん

だよ。何でうちらんとこ子供らがいるのに校長先生と教頭先生をなくしたの。もう一回言う。双葉郡の高校、小中学校は、生徒一人もいなくても、校長先生と教頭先生、いんだよ、これ。何のためにいんの、これ。子供たちに寄り添うためにいんだべ、ばらばらになっただけ。何で飯舘だけが違うくすんの。もう一回言うよ。子供がいなくても、校長、教頭、いんです。統廃合、考えてやんなきゃなんないでしょう、これ、有事となれば。10年後にもう一回、3つの学校、校長先生入れて戻す。そんなの平時の考えだべした。今こういう中であってそういうことを一つ一つやっていくにも、校長先生がいなきゃ困るんだよ。それが白石のコミュニティー、草野のコミュニティー、飯舘のコミュニティーじゃないんですか。村長、答弁してくださいよ。私の考えが間違っていますか。

村長（菅野典雄君） 何か今10年という話が、それに対して現実的ではないんでないかなと。もっとやっぱり現実的には10年なんていう話はある得ない話でありまして、できるだけ早くやはり戻って、そこからまたスタートということになるんだろうというふうに思っています。校長がいないと、なかなかこれからどうするんだという話でありますけれども、確かにそれはそれぞれの皆さん方と話し合うのにいろんな人たちが大勢いたほうがいいことは確かでありますけれども、基本的に村の学校を、村の子供たちをどうするかというのは、校長ではなくて我々まさに村であり、教育委員会であり、議会がしっかりとやっていく、話し合っていくということが私は一番大切なことだというふうに思っておりますので、何せ一生懸命これからもやらせていただきたいと思います。

委員（佐藤長平君） もう一回、双葉郡の学校には、子供がいなくても校長先生はいんです。これに対するコメントいただけますか。

村長（菅野典雄君） こういう大変なときですから、子供がいらないからいいでしょうという話は県教委だって出ていないわけですから、当然そういう形で何とか皆さん方という思いがあるんだろうと思います。ただ、私たちは幸いにこうして避難のときに、若干いろいろ時間はかかりましたけれども、ほかの避難地域とは全く違って、一年一年下がってはきていますが、約50%近くの子供たちがこうして頑張って母校に通っていただいているということでもありますから、そこをどういうふうがいい形にできるか、ここでいろいろ騒げば騒ぐほど、どんどんとやっぱり村の学校を離れていくとこういうことになりますので、みんなでここはやっぱり力を合わせて、どういうふう子供たちを、保護者の皆さん方の思いを伝えて、少しでも村の学校がこれから再開できるようにとこういうふう考えていくべきではないのかなとこのように思っているところであります。

委員（佐藤長平君） 一番最初言わなきゃなんねかった。政教の分離だから、私もこの場でこういう追求型の話はしたくございませんでした。でも、村長、何か教育現場では、飯舘村の学校さ先生はいたくないと言っているんだと。いたくないんだすけ。そうなってっから、そんではやっぱり直すところは直さなきゃなんねんでねえのと言っているの。政教の分離、あんです。不文律ですから。でも、子供たちのために、村のために、やったほうがいいのか、やんねほうがいいのかと、私悩むんです、これ。いろんな話が聞こえてくる。教育長のパワハラだのの話が聞こえてくる。議員さ告げ口したのは誰がなんて

いう話も聞こえてくる。何でこんな状況になってくるんですか。人事の問題も出てきた。みんなで静かにやりましょうなんて、我々にだけ言って中で隠しなっちゃうんでは、話になんないでしょう、これ。おもしろくおかしくやっているわけじゃないです。いいですか。政教分離というのがあんだよ。でも、村のため、子供たちのためと思うと、そこをひとつ、これ上がんなきゃなんないことになっちゃうんだよ。そういう原因をあなた方がつくっているんですよ。今私これ事実言ったの。政教分離なんないように、村長、あんたガバナンス能力としてはどうなんですか、これ。

村長（菅野典雄君） 原因は何であれ、政教分離はやっぱり今の中ではきっちり守っていかなければならないということで、私も何ほどこいろいろ喉まで出ながら、やっぱりきちんとそこは守らなければならぬとこんなふうにかう思ってきたところでありまう。一部の先生に、どういふ方かわかりません。どういふ声なのかかわかりせんけれども、飯館村に行きたくないという人も、それは数の中ですから、先生の中にもいろいろな人たちがいますから、あつても仕方ないかなという気はしますが、ほとんどの先生は任地に赴いたところであ精いっぱいやっぱり子供たちに思いをかける、そういう方が先生になつていてこのように思っていますので、その点は私ら心配はしていないというところでありまう。

委員（佐藤長平君） では、私の心配しているのは全くないということですか。

村長（菅野典雄君） ええ。我々の議会とのところには大変かういふ形になつていまして心配はしておりますが、何せ子供たちのことに関しては、精いっぱいやっているものかう思いますし、先生方も頑張つていただいているとこのように思っていますので、ただ残念ながら、この避難中でありまうから、いろいろなことあるだらうから、できるだけやっぱりその場その場でいい状況をつくつていくという考え方で、それをできたものをやっぱり応援をしていくという形で我々政治のほうはやっつていくということではないかなとこのように思っているところでありまう。

委員（佐藤長平君） 大阪教育委員会でパワハラがありました。第三者委員会で黒となりました。任命権者はこれを不問としました。あなたもかういふ立場をとるんですか。

村長（菅野典雄君） 今パワハラ、セクハラ、何ハラといっばい出ております。非常にある意味では厳しい時代だなというふうにかう思いますし、またやりづらな面もあるなという気がします。かういふことがあつてはいけませんけれども、物によつてはやはりきちんと命令があつたり、あるいはいろいろなものがあるという形の中で、よりよくしていこうという気持ちがお互いにかあればかういふことも起きないだらうとは思いますが、残念ながらやっぱり何といひますかね、かういふ時代でありまうから、そこには十分意を用いていかなければならぬなど。あるいは、気をつけていかなければならぬし、やっつてはいけないというものはやっぱりやっつていけないとこのように思っています。

委員（佐藤長平君） 役場という組織の中で、みんな課長さん、係長さんがいる。昔はパワハラなんていうのはいっばいあつたんでしょ。でも、これ今はだめなのな、全部。今まで許されたことが許されなくなつた。私も政教分離を守つて村長とか副村長には庁内か

ら上がってきたその意見が正しいのかどうか確かめてくださいよとちゃんと頼みました。政教分離は守んなきゃなんない。でも、隠してばかりいたんでは、悪いものは悪いんだし、それは役場全体でも是正していかなくゃなんないんだよ、組織としては。そうでしょう。直してくださいよ、そういうことがあんなでは。また役場の中から話が出てきました。議員に告げ口したのは誰だって。あなた方の組織の中でそういうことが行われてきたんですよ、知らないだけで。私は、村長のガバナンス能力にちょっと問題があるのかなと思っている。ずっと強く思ってきた。そうでない形でみんなですべてに対応して、対処していくのが役場の組織なんじゃないですか。私これ議会人として言うんだけれども、私らは年に何十日しか来ません。あなた方は、毎日いるんです、これ。そういうことが昔は許されたけれども、今は許されないことが起こっているんです。それを組織の力でなくしていく努力を役場職員全体がこれからやっていかなくゃなんない。村長が今「そんなことはありません」と言う、私そう言いたくなんのかな。んだべ。これ内々に言っているんだけれども、本人から謝罪の一つもないんだよ。「議員に告げ口したのは誰だ」、そんなことぶっ放しているというんだ。皆さんの中で懲らしめてやんなさいよ。謝罪もないんだから、これ。政教分離。まずいんじゃないかなと思ってずっとやってきたんですよ、私は。それがその組織の中で解決できないとすれば、私だけ役立たずなんです。私に告げ口をした人が、私から言えば、私に情報をくれた人が、私に対して役に立たないな、この議員さんほど。そういう議員さんがいる議会は役に立たねえなと、私は言われるような気がします。ですから、村長はそこを言わないで、「そういうことはありません」とばかり言っていくと、こっちはこれどんどん出したくなっちゃう。私も人間ですね。どうでしょうか。

村長（菅野典雄君） 公務員の規則の中に守秘義務というのがございます。我々もこういう時代ですから、個人のプライバシーなどなどは一切これはやってはいけませんけれども、隠し事などは全くやれば後で大変なことになる。隠し事をまた隠すのに大変になるというのは、もういろいろなところでそれぞれが経験していますから、全て何せ出すようにということでやっているの、隠し事があるというふうには私は思っていないので、もし何かありましたら、幾らでも言っていただければというふうに思います。

ガバナンス能力、足りないんじゃないかと。確かに私は民間人から上がりましたから、ガバナンス能力、村長としては足りないかもしれませんが、私はガバナンス能力も大切でありますけれども、人と人とのやっばり心のつながり、思いやり、その中で小さな自治体というのをやっていくというのも大切だろうというふうに思っているところであります。以上であります。

委員（佐藤長平君） 今話を聞いて、教育長はどう思いますか。

教育長（八巻義徳君） 発言の機会をいただきましたので、ちょっと先ほど委員の質問に私が何かパワハラあるようなニュアンスのお話がありました。私も職業人として40年になります。初めて受ける大変残念なご指摘だというふうに思っております。まずもって公式、非公式の場、会議の出席も含めてそうした事実はないとはっきりとお答えします。

なお、当事者あるいは法定代理人から訴状が届けば、内容を見て、答弁書あるいは準備

書面を提出してまいることを申し添えます。

いずれにせよ、これからしっかりとコンプライアンス、法令規則遵守は継続してまいりたいと思っております。

委員（佐藤長平君） もう一回聞く。そういう事実はないということですか。議員の告げ口も、何にもないのね。もう一回答弁いただけますか。頭下げるだけでなく。

教育長（八巻義徳君） ありません。

委員（佐藤長平君） ないと言っている人さこの次まで楽しみにしてもらえないね。そういうところから始まった土曜授業であります。全協では、我々はいろんな問題の対応も、専門的ではございませんけれども、聞いてまいりました。それで、福島市並みの5日ではどうでしょうかというふうに考えたんですけれども、教育長は、「10日、10日」とばかり言っています。何か政教分離でありますからいろいろ言いませんけれども、現場サイドのほうの探りを入れたところ、6日前後でこれをこなすことができるのではないかというご意見があったということを知りました。では、その辺で折り合いをつけられないものかどうか、その辺の柔軟な姿勢が教育委員会にあってもいいのではないかと私は思ってきたんですけれども、どうなんでしょうか。

教育長（八巻義徳君） 土曜授業についてであります。先日全員協議会でお話をさせていただきました。また、それ以前にも全員協議会でお話をさせていただきました。先日の全員協議会で学校のほうから中学校の教頭とそれから小学校の教頭と30時間欲しいというふうな根拠というのはこのデータなんですというようなことをお示しさせていただきました。そして、何とかそれに基づいて、小学校、発育段階に応じますが、中学校、学年に応じますが、その中で30時間を確保させていただきたいというお願いを申し上げます。そうした中で、私ども教育委員会での議決、それから学校運営協議会の決議ということで、順序立てて保護者も含めてお話をいただいてきたものですから、それがだめだということになれば、その逆の順番で調整が必要なんですというようなお話もさせていただいたところでございます。（「何だ、答えてねんでねが」の声あり）

#### ◎休憩の宣告

委員長（松下義喜君） 休議いたします。

（午後2時33分）

#### ◎再開の宣告

委員長（松下義喜君） 再開します。

（午後2時33分）

委員長（松下義喜君） 再度。

教育長（八巻義徳君） それぞれの教頭たちが30時間という形で出てきておりますが、ただそういう中で、例えば文化祭、あれが午前と午後であれば当然1日で6時間等々、いろんな形があるものですから、そのあたりは今ご指摘があるように、現場なり、それからあと保護者なり、それからあと教育委員会、学校運営協議会の中で必要な協議はしてまいりたいと思います。

委員（佐藤長平君） 俺の耳悪いんだか何だかわかんねけれども、いろんなところからいろん

な意見が出て、教育委員会もああいうふうに議決したと。でも、世の中ほんではこれうまくいがねわけだ。それで、現場から上がってきた6日間というのが真ん中辺だから、その辺の柔軟な対応をとれませんか。そうすると、政教分離も何もなくうまくおさまるんじゃないですか。議決したところにはもう一回あなたが頼めばいいんでしょう。議決したところにあなた権限あるから、これ。あなたは権限外のところまで権限を振っているから、いろいろみんなこれぎすぎすになっちゃう。さっきも訴えろということだべ。「訴状見て考えます」と言ったんだけど。その辺の柔軟な対応がとれないんですか。

教育長（八巻義徳君） 今申し上げたように、当然現場があるわけですから、現場とも協議させていただきます。

◎休憩の宣告

委員長（松下義喜君） 休議いたします。

（午後2時36分）

委員長（松下義喜君） 地震発生時刻、14時46分に合わせて犠牲者への鎮魂のための黙祷をさげたいと思いますので、少々休議してまいります。

◎再開の宣告

委員長（松下義喜君） 再開します。

（午後3時10分）

委員（佐藤長平君） どこまで言ったか忘れたな。もう一回聞くかな。柔軟な対応をとっているのでしょうか。（「土曜授業ですか」の声あり）10日間、6日にすんのかと。

教育長（八巻義徳君） 土曜授業に関しては、先ほど申し上げましたように、現場と協議しながら対応してまいりたいというふうに思います。

委員（佐藤長平君） ぜひ歩み寄って、子供たちのためにみんなが一丸となれるような体制をとってもらいたいという声が強く出ておりますので、この際強く求めておきます。

先ほどの答弁の中で「訴状を見なけりゃわからない」と言ったんですが、それは私どもがどんな手続をとればいいんでしょうか。

教育長（八巻義徳君） 私も法律の専門家じゃありませんので、そのプロセスにおいてはわかりません。届いた後の対応をお話しただけでございます。

委員（佐藤長平君） 届いた後は、じゃわかるんですか。やったことあんの。

教育長（八巻義徳君） 司法手続については、事例として私が経験していますというよりは、一般的にそのプロセスとして公表されていることが多いのかなというふうに思います。以上です。

委員（佐藤長平君） じゃ、一番最初に戻ります。私の問いかけに答えいただかなかったので、3小学校の校長を1人でもいいという人事案を教育長は県教委に強く要望したという話があります。今回、聞き伝わっている人事についても、教育長が教育委員会に強く要望した、これは事実でございますか。

教育長（八巻義徳君） 今伝わっているということが私は把握できておりません。（「2つ聞いてねど。委員長、2つ聞いているの」の声あり）昨年も議会でありましたけれども、

あのときに思い起こせば県の教育委員会のほうに私が再三再四お邪魔して要望したというふうなご質問いただいたかと思います。それに対して同じように「そうしたことはありません」とお答えしていると思います。

委員（佐藤長平君） じゃ、もう一回。じゃ、3小学校の校長を1人にするという要望を出したこともなく、今回の人事でも、校長、教頭の人事を強く要望したということはないということでしょうか。

教育長（八巻義徳君） お答えします。人事については、先ほども若干触れましたが、ご承知のように、これは飯館村の人事もそうでありますが、任用者が決めることであります。任用者が決めることであります。したがって、福島県の教育公務員の採用、それから昇任、異動は、福島県教育委員会が決めるものであります。その個別の人事に私ども市町村教育委員会がかかわる、あるいはかかわれるというふうな立場、権限はありません。以上です。

委員（佐藤長平君） 本当にそれでいいんですか。

教育長（八巻義徳君） それ以上でもそれ以下でもありません。そのとおりです。

委員（佐藤長平君） 教育長がわかっていると思うんですが、人事異動に関する内規というのがあるんだそうです。いろんな原則がございまして、県の条例、あるいは県教委のいろんな内規の中で、この人事異動に関するものが記されているものを私実は見させていただきました。まとめると、人事異動は原則として2年以上とする。原則としては、学校統廃合、教師自身の休職・退職については、やむを得ないものとする。これは、学校教育の継続性の原則から、特に管理職の異動については、校長、教頭のいずれかを在任させる人事がこの内規ということであります。よって、2人同時の人事異動はあってはならないというのが内容です。去年の春も白石小学校の校長先生をこの内規に触れた形で異動させました。今回もまたこの内規に触れる話どころか、教育の継続性まで及んでいきます。このことについて、教育長はどう思うんですか。

教育長（八巻義徳君） 私は、その内規自体、義務教育の関係の内規自体お読みしておりませんし、また私が仮に読んだとしても、福島県の教育委員会が決定することにおいて、先ほど申し上げましたように、採用とか、異動とか、それからあるいは昇任とかにかかわれる立場じゃないと重ねて申し上げます。

委員（佐藤長平君） 先ほどそういう人事をしたことがないと言われました。でも、現実起こっているようであります。それで、それだけ否定されるなら、もう一度教育長は、この人事に関する内規をお読みになって、今回の人事のあり方がこの内規に触れるのではないかとということで県教委と争う考えはありますか。

教育長（八巻義徳君） 今回の人事ということ自体、私は理解できていないんです。

#### ◎休憩の宣告

委員長（松下義喜君） 休議いたします。

(午後3時19分)

#### ◎再開の宣告

委員長（松下義喜君） 再開します。

(午後3時20分)

委員(佐藤長平君) もう一回聞く。人事異動で校長、教頭の2人を異動させる強い要望を出しましたか。

教育長(八巻義徳君) 重ねて申し上げます。私ども教育委員会として、またあるいは私どもとして、そうした権限なりかかわるということはできませんので、出しておりません。

委員(佐藤長平君) 私の聞いた話と事実は異なるんですが、私のほうがじゃ間違っているんですか。

教育長(八巻義徳君) 私どもと校長とのかかわり、あるいは教員とのかかわりということについて、接点があるとすれば、私ども、9月1日付で教員なり校長の評価の、例えば教員であれば私が2次評価者になります。校長であれば私が1次評価になります。そして、それがどんなところを評価するのかというようなところを申し上げますと、1つには勤務の状況が1つのグループです。それから、2つ目が特性です。その勤務の状況というのはどういうことかということ、学校運営に適切な組織づくりをしているか、あるいは計画と達成に向けたどのような取り組みをしているか。3点目が職員への動機づけはどうなっているか。4つ目が施設なり設備の活用を有効に使っているか、それからあと事務の適正化、そして最後に地域と連携しているかというようなことであります。それに基づいて、6点ですが、教育事務所が最終評価者になると。なぜかということ、出先として県教育委員会の最も学校に近いところにあるからであります。あと、特性については、その統率力、それから……(「言ってることは、いい」の声あり) そんな状況です。

委員長(松下義喜君) 簡潔にお願いいたします。(「どうしたの。それがどうしたの。ぺらぺらしゃべんのいいけれども、それがどうしたの」の声あり)

◎休憩の宣告

委員長(松下義喜君) 休議いたします。

(午後3時23分)

◎再開の宣告

委員長(松下義喜君) 再開します。

(午後3時23分)

委員(佐藤長平君) 4月以降、明らかにしてもいいということ、よろしいでしょうか。さっきも言ったとおり、私の言ったのは間違っているということでしょうか。

委員長(松下義喜君) 教育長、4月以降明らかにしていいですかというのについての答弁をお願いします。

教育長(八巻義徳君) 人事は4月1日付ですので、明らかになると思います。

委員(佐藤長平君) 私が言ったのは、裏づけをとったのは間違いですということでしょうか。

◎休憩の宣告

委員長(松下義喜君) 休議いたします。

(午後3時25分)

◎再開の宣告

委員長(松下義喜君) 再開します。

(午後3時27分)

委員長(松下義喜君) 再度同じことですがけれども。

教育長(八巻義徳君) 何ともわからないやつをわからないと答えることしかわからないんですが、いずれにしろ人事に介入することはありません。これが1つ目。それから、私のところに4月1日付の辞令の情報はありません。

委員(佐藤長平君) この人事は、あなたのパワハラと絡んでいただけれども、これ訴状見なきゃわかんないのかな。

◎休憩の宣告

委員長(松下義喜君) 休議いたします。

(午後3時27分)

◎再開の宣告

委員長(松下義喜君) 再開します。

(午後3時29分)

教育長(八巻義徳君) 先ほど簡単にパワハラがあるというのであれば、実際に文書でもらって、それを読まさせていただいて、それからしっかりと私なりの答弁書なり準備書面を提出しますということです。

委員(佐藤長平君) 議員に告げ口をしたというのは本当なんだ。そいつも訴状なきゃだめなのか。

教育長(八巻義徳君) 全く思い当たりません。

委員(佐藤長平君) そういうことはさっきから言ったべ。そいつも訴状がなきゃだめなのかって。

◎休憩の宣告

委員長(松下義喜君) 休議いたします。

(午後3時29分)

◎再開の宣告

委員長(松下義喜君) 再開します。

(午後3時31分)

委員(佐藤長平君) じゃ、訴状なるものをここで出せばいいのか。否定すっこったら。出せばいいのか。

教育長(八巻義徳君) 訴状を出すかというのは、私が申し上げるような内容じゃないと思います。それぞれの事実に基づいて出す必要のある人が出すお話であって、私がどうのこうの言うようなお話じゃないと思います。以上です。

委員(佐藤長平君) そんなに否定すっこったらよ、出しますかっつうの。(「これはだめだ。この質問では答弁しようない。前と同じだべ。出すか出さねがは教育長は言う立場にない」の声あり)

◎休憩の宣告

委員長(松下義喜君) 休議いたします。

(午後3時32分)

◎再開の宣告

委員長（松下義喜君） 再開します。

（午後3時33分）

委員（佐藤長平君） こういうことが出てきて、あの村の学校にはみんな行きたくない、こういう話になってつから、私は心配しているんです。笑いながら答弁してんでねえよ。私だけが知っている、私は今まで思っていたの。政教分離の中で、ここには向かないなと思って、村長にも相談しながらやってきたんだよ、これ。知らぬ存ぜぬでやられたんでは話になんねえよ。それこそあなたの方針だけだ。もっとこれ今の情報が大きく動いて、あなたは裸の王様になっているんですよ。答えろって言っても答えられね。まず言っておくけれども、村長、去年こういうことを言われました。「佐藤議員とは考え方が違う」と言われました。考え方が違うんだ。おめえどはしゃべっちゃぐねという意味なんだけれども、そういうこの切り回しをすんだ。私はあなたの方と対等の立場で議論をしていくという仕事だと私思っていたんだけれども、「あんたの言うことは聞かぬ」と言われたから「この野郎」って大きい声で怒ったんだけれども、そうしたら「大きい声上げんな」と今度言われて、何か俺おかしいなこの人とは思ったんだけれども、対等な立場なんだけれども、村長とも対等な立場でやっている。どうなんでしょう、任命権者として。そういうことがこれからもあって、それからさっきからのパワハラも何もちゃんと出します。そのときあなたはその責任をとりますか。

村長（菅野典雄君） 考え方が違うということは、しゃべっちゃくれない、言うこと聞かないという話とは全く違うんじゃないかなと思います。私も長平委員とは全く同じ考えのときもあって、いい話を聞かせてもらったなと思うときもあるし、あなたの考え方と私は全く違うということもいっぱいあるわけでありますから、だからといってしゃべりたくない、言うこと聞かないというわけではありません。やっぱり人と人ですから、それぞれやはり考え方はある中で、それぞれ目標は同じだと思いますから、話し合ったり、お互いにある意味では相手のことを考えたり、あるいは妥協したりして、やはりよくしていくという姿勢が大切だろうというふうに思っていますので、そういう意味で任命権者としてという話がありました。教育、非常に今回避難生活になって厳しい状況でありますから、ここをやっぱり切り抜くためにはいろいろ硬軟必要だろうというふうに思います。そういう意味で、若干「軟」のほうは足りないというところもあるかなというふうには思っておりますが、精いっぱい、教育長、子供たちのことを思ってやっておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。（「終わります」の声あり）

委員長（松下義喜君） そのほか、質疑を求めます。

委員（渡邊 計君） 高野委員、それから八郎委員、飯樋委員からも、除染のことがちょっと出たわけでありますけれども、私もこの予算書を見ていて除染のことも何も載っていないということで、ただ村長の言うとおりの今国直轄であるのでどうにもならないというお答えでしたけれども、今回、森林・河川については、まだ国、何ら発表していませんが、ため池に関しては、国のほうが80のうち15調査して6カ所対処をしたと。今後は、復興再生加速化金の交付金を使って村や県が申し出ないと作業ができないと、これ国のほう

で言っているわけで、となればこれ早急に計画を立てなければいけないんじゃないかと。そのための委員会というものを早急につくって、ガイドラインは国でやった方法いろいろありますんで、そういう対処していく必要はあるんで、そういう予算上げるべきかと思うんですが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 前の質問は除染が予算にどうなっているかという話だったものですから、除染そのものは飯舘村は国直轄でありますので、除染がどうのこうのという話には予算の中には出ていないと、こういうことであります。ただ、まだちょっと調べていませんが、前の一般質問の中で総額どのくらいかかっているんだという話は、なるほど総額ぐらいはやっぱり教えてもらっておいていいんじゃないかなと思っていましたので、それはおいおい聞かせていただくつもりではいるところであります。

そういう中で、いろいろなこれからのことについてであります。多分、課長のほうからあとお答えをさせていただきますが、除染についての委員会も今までやってきたはずでありますし、その中の意見を我々は国のほうに、環境省のほうに要望として出しているところということもありますので、もっといろいろな、このほうがいいとなればそれはそれで私らやっぱりしっかりと除染をしてもらわなければなりませんので、やっていくのにやぶさかではないと思います。なお、課長のほうから答弁させていただきます。

復興対策課長（愛澤伸一君） ため池の除染の実証事業、26年度に国のほうでやっておりまして、今ほどご質問ありましたとおり6カ所で底質の除去等が行われてございます。せんだつての全員協議会の中で国のほうから議員の皆様にも結果の概略の報告があったわけですが、国のほうでは来年度も引き続きため池の線量調査は継続するというお話も聞いてございます。また、26年度の今回調査しました結果については、行政区並びにため池管理者のほうに状況のほうを説明するというようなお話も聞いてございます。村といたしましては、こういった説明をしていただいて、住民の皆さんがどのようなお考えをお持ちになるのかということとをまず見極めたいなというふうに思っております。

あとは、ため池の対応についても、6カ所で底質の除去という作業をしたわけですが、通常は、通常の平水時には、水がたまった状態では、水の中にも溶け込んでいるセシウムの溶存態というのが非常に少ないということが調査結果でわかっておりますので、通常の使用の分には余り農作業には影響ないのではないかなというふうな結果というふうに聞いてございます。ただ、ため池は数年、あるいは10年単位で底土をさらうような作業をしている、そういう管理をしているため池が村内にも何カ所かあるということとありますので、今回の報告書の中ではそういう底質を取り去るような管理をするタイミングに合わせて放射性物質の対策をとることが必要ではないでしょうかという報告書になっていたかというふうに思います。

村といたしましては、今後の営農再開の時期を見据えながら、やはりタイミングを見極めてそういった必要な補助事業を活用して対応することも今後考えていかなければならないと思っております。27年度に営農再開検討会議というものを立ち上げてこれから村の中での営農再開の方向性について議論をする場を設けたいと考えておりますので、そういった中でも議論がなされるものというふうに考えておりますので、その旨答弁さ

せていただきたいと思います。

委員（渡邊 計君） ため池に関しては、今後国は調査やるかどうかわからないけれども、実証実験的な実証はしないと。それで、これは今後は福島再生加速化交付金、これ国費100%ですが、それを使って、県や村が申請しなければ作業ができないとこれ国が言っているんです。ですから、復興交付金、今年27年度一旦切れて、総理はきのうあたりのテレビでも今後また5年ぐらい出すという話も出ているわけですけども、ですので早急にそういう計画を立てる委員会をつくって県や国に申請をして、できるだけ早く営農再開できるような、どの場所からするかとそういう計画づくりをするための委員会を早急につくるべきじゃないかと、それを予算化すべきじゃないかということをお私言っているんですけども、どんな見解でしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 報告書の中にもありましたが、ため池の線量を下げる方策については、いろいろ案が出ていたかなと思います。まず一番は底質を全部取ってしまうというようなこと。それから、あとは防護フェンスを設けていわゆる汚れた状態の水が出てこないように対策をとるとか、方策についてもいろいろあるんだろうなというふうに思っております。こういった方策をいつの時点でやるかということについて、27年度に設置をいたします検討会議の中で十分協議させていただきたいというふうに思っております。

委員（渡邊 計君） その検討会議をやるということをお聞きしたんですけども、いろいろ附属がついたみたいで。

もう一つは、今回復興第5版の印刷になって、それも第4版と同じくアンケートの結果が後ろに恐らく載るものだと思いますけれども、そのアンケートの結果は今回復興庁、国でやったということなんです、それだけで村民の意志、意向の把握ができるのか。それに関して、村独自の調査、これはアンケートになるか対面調査になるか、そういうことをするための計画とか予算は上がるということは現在考えていないんでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） 今回、アンケート調査の予算につきましては、国のほうと一緒にやるというようなことで、26年度分につきましては減額補正をさせていただいたわけがありますけれども、27年度につきましては、アンケート調査費用は上げてございません。これは、前にもお答えしているかと思っておりますけれども、帰村に向けてこういった形かでの意向はとらなくてはいけないのではないかというようなことでありましたので、今後は帰村に向けて話がだんだん見えてくるにしたがって補正対応でとらせていただければというふうに考えているところでございます。

委員（渡邊 計君） ぜひしっかりと把握、とっていただきたいと。そういう計画なり対処をしていただきたいと。それがもし予算化できるのが一番いいと思うんですけども、あと24ページなんですけれども、健康リスクコミュニケーション、これは新聞発行年4回となっていますけれども、要は講師謝礼も出ているわけですし、何回ぐらい住民とのコミュニケーションの場所をつくるのかということをお聞きします。

健康福祉課長（高橋正文君） リスコミの講師謝礼という、報償費等でございますが、これは今行っていますのが座談会形式の小さなリスコミというのと、あと村内に戻っている企

業の従業員等への講演と、リスコミということでございます。

回数につきましては、講師の先生の単価もいろいろ違いますので、合わせて年に10回程度予定してございます。

委員（渡邊 計君） これ今後ますます放射線についてのコミュニケートが必要になってくると思うんですけれども、これ今回、去年より大分予算下がっているわけですけれども、この下がった状態で十分賄えるのかと。内容的にも十分それでやっていけるのかということをお尋ねしたいんですが。

健康福祉課長（高橋正文君） 予算規模がちょっと落ちているということでございますが、平成26年度は、ご存じのとおり「までいなリレートーク」、これを4回実施しておりました。新年度につきましては、リレートーク形式ではなくて講演会等は1回分の予算を計上してございます。

委員（渡邊 計君） じゃ、その下のあと、次、しあわせカフェについてお尋ねします。これも前年の約半分ぐらい下がっているわけですけれども、これ前年が7カ所で年12回と。今年が5カ所で年6回とこういう回数も下がっているし予算も下がっているんですが、これ下がった状態でも目的達成できるんでしょうか。

健康福祉課長（高橋正文君） 前年度当初予算は、当初合わせて7カ所の立ち上げを予定しておりました。昨年、かわまたカフェ、わたりカフェと2カ所立ち上げさせていただいております。今年度は、ちょっと7カ所だとスタッフの関係とかもございまして若干多いということで、5カ所を予定しております。1カ所当たり10万円ということで、50万円で5カ所の運営を計画してございます。

委員（渡邊 計君） これ2カ所減ったわけで、それで計画どおりの目的を達成できるのか、その辺、ちょっとお聞かせください。

健康福祉課長（高橋正文君） 5カ所ではありますが、この新たに南相馬地区、伊達方部、南福島方部と、あと既存の川俣、渡利ということで、対象エリアを若干、当初7カ所のとより広めに設定して、できるだけ主に借り上げ住宅の方等にお集まりいただきやすいメニュー等を組み立てて効果のあるような内容にしていきたいと思います。

委員（渡邊 計君） あと、32ページ……。ちょっとページ間違っていますね。子育て支援センターのことちょっと尋ねたかったんですけれども、35だっけ……。子育て支援センター、去年12月でしたか、開園しまして、その後、利用状況、月ごとにちょっとわかれば。

健康福祉課長（高橋正文君） ちょっと月ごとの集計がまだできていなかったんですが、イベントのないときで1日平均5組10人、あとイベントのあるときは多いときで15組の親子で30人程度、これは村内の方以外にも、福島市民の方にも1割程度ご利用いただいているという状況でございます。

委員（渡邊 計君） せっかくすばらしいものをいただいておりますので、今後も大いに利用できるように施策をとっていただければと。

それで次、あとちょっとNo.5のほうでちょっと行かせてもらいますが、No.5、10ページ、28番校舎清掃業務ですけれども、これは飯舘にある学校に関してだと思っておりますけれども、この学校、現状の状況、すぐに再開できるとか、改善しなければできない状態なのかと

か、ちょっとその辺聞かせてください。

教育課長（村山宏行君） 学校の状況であります、避難中、ケアがどうしてもできないということがありますので、雨漏りとか重要な部分については修繕はしているんですが、その他かなり壁紙が剥がれている、あるいは震災のときの壁の亀裂、それからほこり、ごみですね、そういったものがやはりありますので、まずは27年度に掃除をしてということで、その上で検討してまいりたいというふうに考えております。

委員（渡邊 計君） これ学校が、私ちょっと聞いたかったのは、大幅に改修工事しないと使用できないというものはないという確認とって、そういうふうにとっていいんでしょうか。

教育課長（村山宏行君） 大きなものと、草野小学校の体育館、それから飯樋小学校の体育館、それから浄化槽ですね、これが大幅な改修が必要というふうには見込んでおります。

委員（渡邊 計君） この中には窓ふきとか掃き掃除、ガラス拭きと書いてあるんですけども、これ草野小学校のグラウンド、現在深谷の土が大分山になっているということは、これいつ拭き掃除とかガラス清掃入るのかわかりませんが、この深谷の埋め立てが、拭いた後、またあそこでダンプが出入りするとまたほこり立つということもあるので、その辺の兼ね合いをしないといけないと思わなければならないと思うんですけども、いつごろこれ拭き掃除とか計画しているんでしょうか、時期的に。

教育課長（村山宏行君） 時期につきまして、具体的にはまだはっきりはしておりません。委員のおただしのように、現在、草野小学校の校庭には土砂の仮置きという形でありますので、そこの多分27年度中にあれがなくなるということはないのかなというふうに考えております。ですので、まず今年分は今年やるということ。27年度分についてはやるということで、その後、ごみがある、あるいはごみがついているというところは再度考えなければならないだろうというふうに思っております。

委員（渡邊 計君） これ今すぐに使うわけじゃないので、二度手間するのもしゃがかなと思わなければならないんですけども、その辺はどのように考えていますか。

総務課長（中井田 榮君） 草野小学校に置いてある相馬のトンネル工事から出たずりでありまして、現在国交省とも協議をしているのでありますけれども、深谷地区の拠点エリアの復興整備計画の協議をいつにするかによるわけでありまして、復興庁とも相談して、なるべく早く、前にスケジュール出しておりますけれども、27年度中には整備協議会のほうにかけて、そして除外転用を済ませてなるべくこちらに運び込めるようにしたいというようなことで今事前協議をしているところであります。そういうところから、なるべく早い時期にあそこの草野小学校のずりをあそこの深谷の中に盛り土として使うような形にして、今ほどのその清掃業務も年度内にできるような形にできればというふうに考えているところであります。

委員（渡邊 計君） これ国庫支出金でやるので、二度やろうと三度やろうと構わないかと思わなければならないんですけども、できるだけ二度手間かけないほうがいいんじゃないかと思って質問しました。

次、38番なんですけれども、いやしの宿の運営に関してなんですけれども、きこりが始まるのが3月で、いやしの宿のほうが1月かというご返事いただいているんですけれども、この場合、1カ月ないし2カ月になるか、ブランクが起きてくるわけなんですけれども、現在いやしの宿に関しては私の仮設からもう毎日通っている、本当に毎日毎日お風呂に入りに行っていると。大分ありがたく利用していただいているんですけれども、このブランクを防ぐということでちょっと私としてもこれ提案したいんですけれども、飯坂にはちょっと銭湯というものが9件ほどありまして、値段調べましたら200円、鯖湖の湯が300円と。ただ、写真で見ますと、湯船が大分小さいんです。そして駐車場もないと。ちょっとほかのところを見ていましたら、新飯坂という旅館がありまして、そこが入浴だけだと300円で入らせていただけると。であるならば、このブランクの間、回数券か何かそういう券を持って行って、あと事後精算という形でその間何とかできないかと思うんですが、現在60人が1日平均だと。でも、これこうなった場合、60人まではいかないんじゃないかと。金額的にも60人と見積もっても1日1万8,000円、1カ月で54万円。この辺も温泉等、1カ月間使うんだからもう少し安くしてくれとかという交渉もできるかと思うんですけれども、このブランクの間、今まで温泉を利用していただいていた人に使っていただけるような計画を立てていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 先ほどもちょっとお話しさせていただきましたが、今年いっぱいが限度だという飯坂のと、きこりを再開という、そこにはこの避難解除の時期との兼ね合いがありまして、うまくそう簡単に「はいよ」というふうにはいかない。まして場所も避難中でということになりますので、これは来年度だと思う。今年は今ここでいけるわけでありまして、飯坂でいけるわけでありまして、来年度、何かこの過渡期の方法というのがこれから考えれば何かあるんじゃないかなという気はします。いろいろみんなで知恵を出して、きこりにも言ってもらいながら、何かこちらでもちょっと入れるような方法がないのかどうか、多分私の一存では言えませんが、これ回数券安くとか何かという話になるのかな、本人も出してもらってとかという話になるのかなと思っておりますけれども、まだまだもっといい案が出るかもしれませんから、今年1年の間みんな考えたいと思います。

委員長（松下義喜君） それでは、いま一方の質疑を受けたいと思います。

委員（菅野新一君） それでは、私からは、説明資料の10ページということで、村で今回土地取得ということで、大谷地住宅が何ぼと、あと深谷の復興拠点は何ぼ、それでセンター地区の土取り場がということで3カ所買い上げということに出ていますけれども、深谷はどのぐらいで、あと大谷地の本多さんの前はどのぐらいという値段がわかればお聞きしたいと思います。

総務課長（中井田 榮君） 今回、予算の見積もりで計上させていただきましたのは、大谷地住宅でありますけれども、5筆あります。5筆で1,094平米。平米当たり、今の購入費としましては6,930円で計算をしています。あと、もう一つ、深谷になりますけれども、深谷につきましては、ご承知のとおり、あそこのAゾーンとBゾーンのところでありますけれども、合わせてこの面積が……、ここにありますが、ごめんなさい。8万3,974平米で

ございまして、平米当たり2,000円といった内容でございます。

除染推進課長（中川喜昭君） センター地区の土取り場の土地購入であります、村の単価、山林で平米当たり480円で購入単価となっております。

委員（菅野新一君） あと、13ページのこの5款1項2目、賃金のICT支援、7人でやっているということですが、どういう人員構成で、どういう業務というのか。

総務課長（中井田 榮君） 13ページの一番下のICTの支援要員の件かなというように思います。これにつきましては、タブレットの相談業務を主にやらせていただきまして、現在4名でありますけれども、27年度につきましては、さらに増員をして7名というようなことで、2,275万円の予算を計上しております。これいづれも国からの支援というようなことで、10分の10の支援の予算でございます。（「答弁違うんでねえの」「仕事の内容」の声あり）もっと詳しくでしょうか。（「見ているところ違うべ。37ページというんだべ」「13ページ」の声あり）

委員長（松下義喜君） ただ、どういう仕事だがつつうことも教えてくれれば。

総務課長（中井田 榮君） タブレットの相談要員なんですけれども、もっと詳しく……。

委員（菅野新一君） これは修理とか何かでなくて、どういう仕事をしているかという……、俺らはタブレットなんて1回も余りあれなんですけれども、それでこれだけの人員で金額を使ってどういう指導とか何かをやるのかということをお伺いします。

総務課長（中井田 榮君） 失礼をいたしました。今ほどお答えをしましたように、主には村で配布しておりますタブレットですね、タブレット。6つのボタンを押せば今のカメラの20行政区に配置しているカメラを見れたり、その指導要員要るわけでもありますけれども、その予算でございます。具体的にはどんなことをやっているかという、現在4人おまして、呼ばれば個別訪問をしてタブレットの使い方を説明したり、あと自治会で集まりがあって、集まったときにそこに行って使い方を説明をしたり、月に3回から7回程度1人当たりやっています、さらに自治会の庶務のお手伝いなんかもあわせてやらせていただいております。

委員（菅野新一君） 個別に訪問してということありましたけれども、頼めば来るということなのかな。それとも、その辺はちょっと理解できないですけれども、俺の場合なんかは、特に余り詳しくなく、そういうメカには弱いんで、本当は教えてもらえたら幾らか覚えるかなと思うんですけれども、そういうことでありますから、極力これだけの予算を組んであるんですから、丁寧にご指導をお願いしますということです。

じゃ、説明資料の17ページの塵芥処理費ということですが、これクリアセンター、これのごみ焼却施設測量調査及び業者選定業務ということになっておりますけれども、これもどういう扱いで、内容でやっていますかということをお聞かせください。

住民課長（藤井一彦君） これは、今のクリアセンターの中に村の新たなごみ焼却炉を整備をしていこうという事業でございます。今年度については、まず測量、それから地質調査、それから環境調査ですね、それから業者を選定する仕事ですね、これを一つコンサルにお願いをしてやっていくということで予算をとっております。もう一つは、このコンサルが、この業者が決まると、実施設計をお願いするわけですが、これも当然

民間の会社になってまいりますので、その監視をしていただくということで、県の建設支援機構にその辺のところを見ていただいて、ちゃんとやっているかというのを監視をしていただくということで、二本立ての予算どりになっております。あと、業者が決まりますとまた設計の金額なんかが出てまいりますので、それらについては補正で対応してまいりたいというふうに考えております。以上です。

村長（菅野典雄君） 補足させていただきます。

いわゆる一般ごみ、今までは古い、昔小宮で焼却していました。もうぼつ壊れたものですから、南相馬にお願いをしてずっと運んで燃してしてもらったんですが、今回飯舘村が放射能が降ったということで、飯舘村のごみは申しわけないけれども燃すのには反対ですと、お断りですとこういうことになったわけです。今のところ、環境省の直接の仮設焼却炉で何とか燃してもらっていますが、それが終わりますと、村の村民のごみはどこにも持っていきようがないということなので、大体3年ぐらいつくるまでにはかかる、あるいは物すごい金額がかかるということでもありますから、いろいろな調査をして、それから補助事業なども最大限使わせていただいて、3年後ぐらいに自前の焼却炉をつくっていかねばならないんじゃないかということから今このような予算をとらせていただいているということでもあります。以上であります。

委員（菅野新一君） それでは、きこりの1億6,000万円だっけかの修繕費用なんですけれども、それは、きこり、それで完全に使用できる状況になるぐらいの予算であるんじゃないかと思えますけれども、それやるのであれば、このきこりは温泉をメインにしてやるということであって、そうしたらば、もう少し別な考えでやってもいいのかなと私は思うんですが、例えばあしたあたり出るかと思うけれども、森林再生におけるバイオマス燃料を使う、そういう方法を考えながら、もっと大規模な発想もあり得るのではないかと思うんですが、その辺、どうお考えですか。

副村長（門馬伸市君） 震災前はそういう計画しておりました。役場庁舎、もう20年以上たちましたので、ボイラーが大体耐用年数来ている。きこりもそうです。今チップボイラーでいいたてホームやっておりますけれども、チップボイラーというか森林組合がチップを生産して、そこで供給をして地産地消ではないんですけれども、回る、循環型のそういう施設をとということで検討していたんですが、不幸にもこれ原発事故があって、その計画が簡単に移せないということ、今木質バイオマスもこれどんな形になるかわかりませんが、いろいろ調査をして、可能であればそういう方法もこれから、きこりもボイラーが大体寿命なんです、平成6年、7年ぐらいですから。ですので、いずれも耐用年数が来ているということで、その辺の可能性もこれから検討の余地はあると思いますが、今のところは、今のきこりの改修に合わせて熱の供給システムを直ちに変わっていくというのはなかなか今ではできませんので、もう少し検討させていただいて、可能であれば役場庁舎とか、飯舘中学校なんかもそういうふうなことになるかもわかりません。あと、きこり、そんなところの熱の供給のあり方というものもこれから詰めていかなくちやなんないのかなとこんなことを思っていますが、現在はちょっと無理だと思います。（「質問終わります」の声あり）

◎散会の宣告

委員長（松下義喜君） 本日は質疑を打ち切ります。

これで散会します。ご苦労さまでした。

なお、あしたは午前9時からこの場所にて開催いたします。

お疲れさまでした。

（午後4時18分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年3月11日

予算審査特別委員会委員長

松下義喜

○

( )

平成27年3月12日

平成27年度飯舘村予算審査特別委員会記録（第3号）



平成27年3月12日、飯館村役場飯野出張所議場において午前9時00分より開催された。

◎出席委員（9名）

委員長	松下義喜君		
副委員長	高野孝一君		
委員	渡邊計君	菅野新一君	北原経君
	伊東利君	佐藤八郎君	佐藤長平君
	飯樋善二郎君		

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村長	菅野典雄	副村長	門馬伸市
総務課長	中井田 榮	住民課長	藤井一彦
復興対策課長	愛澤伸一	除染推進課長	中川喜昭
生活支援対策課長	細川 亨	会計管理者	但野正行
健康福祉課長	高橋正文	教育長	八巻義徳
教育課長	村山宏行	代表監査委員	佐藤榮一
農業委員会長	菅野宗夫	農業委員会 事務局長	但野正行
選挙管理委員会 書記長	中井田 榮		

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長職務代理者	但野正行	書記	菅野久子
		書記	佐藤将樹

## 飯舘村予算審査特別委員会記録

### ◎開会及び開議の宣告

委員長（松下義喜君） おはようございます。

本日の出席委員は9名であります。これより予算審査特別委員会を再開をします。

（午前9時00分）

委員長（松下義喜君） 質疑を許します。

委員（佐藤八郎君） おはようございます。

何点か、今後の予算措置の中でどうなっていくかということでありましてけれども、まず、先月でしたか、今月の広報かな、子ども議会のことが出ていたんですけれども、あの子供たちの発言をずっと読ませていただくと、何か放射能に対する捉え方が、何年か先の話をしているのか、わかりませんが、非常に心配されている親がいるんですけれども。

学校などでの放射能についての教育というか、大人は村の除染の状況がどのぐらい、どうだ、ああだというのをわかって、放射性物質がどれだけまだそのままになっているというものを大人はわかってはいますけれども、子供はなかなかそういう捉え方をしていないので。実態として、あの文章を、一部ですけれども、読む限りでは、放射能はもうないかのような、未来を見据えたお話でしょうから。その辺では、子供に対する放射能に対する教育というか、周知といいますか、学校の取り組みといいますか、そういうところではどんなふうに進められて、今年度は取り組む姿勢なのか伺うものです。

教育長（八巻義徳君） おはようございます。

今ご質問の関係ですが、基本的にはそれぞれ小学校、中学校で発育段階に応じて文部科学省の資料、そして福島県の放射線教育の教材を使って授業をするということになっております。

さらに、放射線教育については、新しい内容なので、飯舘村独自で放射線教育委員会というものをつくって、そして平成24、25とそれぞれ先生方が教材をつくって取り組んでいるという実態でございます。

委員（佐藤八郎君） 村長もよく言われますけれども、放射能は人それぞれ捉え方が違うんだという話ですけれども、こういうマップもありますけれども、マップの中で示されている部分も含めて、やっぱり正しく怖がるというか、全く、県とか文科省で出されているものを見ましても、基本的には年間20ミリシーベルトというのが基準ですから、20ミリシーベルト以下であればそこで住んで暮らしてもいいという、別に大人、子供に限ったわけではないですけれども。そういう姿勢の資料だけでいいのかどうか伺っておきます。

村長（菅野典雄君） いわゆる国なり県のと、今教育長が言いました。あるいは村のと言いましたけれども、年間20ミリシーベルトで我々は避難させられましたけれども、それだから、大丈夫だよという形になっているかどうかというのは、私も見たことありませんので、わかりませんが。子供たちは、放射能はもう心配ないんだというそういう考え方から、あの子ども議会の発言をしたのではなくて、ふるさとはぜひ再生してほしいと、こういう思いから言ったというふうに私はとらせていただきました。

願わくば、あの発表したあの人たちが皆、解除のときに村に戻っていただければそれにこしたことはないんですけども、ああいう形でいろいろ村に対する思いを発表した子供も、必ずしも帰るとも限らないわけでありますから、ものの捉え方でありますけれども、そういうふうにご子供たちの純粋な心をとっていただければありがたいなど、このように思っております。

教育長（八巻義徳君） 学校関係の数値の問題ではありますが、学校関係で数値を使って、これが何々ですとか、気をつけましょうとかいうようなことはございません。

委員（佐藤八郎君） 学校といいましても、幼稚園から中学3年までであろうかと思えますけれども、その中で、放射性物質というものがどのように今村内の全面積の中で変化したり、どのようになっているかという事実関係に基づいて、やっぱり子供にきちんと伝える上で、文科省なり県の資料に基づいてということにならないと、何か20ミリが基準で、それ以下だったら戻って住んでもいいような話になってしまうのではないかという心配していられる親がたくさんいますので。

その辺は、本年も同じような方向づけでの放射能教育になるのでしょうか。

教育長（八巻義徳君） 放射線教育というのは本当に新しい分野でありますので、一人の先生が、あるいは一つの教科で担当するというのは難しいということで、委員会制度をつかって勉強しながら取り組んでいるというふうに思っております。それは今後とも、今委員がご指摘されたように、継続して、先生方が学びながら子供たちと放射線教育にかかわっていくということになるのかなど。また、そうした努力をいただきたいというふうに思っております。

委員（佐藤八郎君） 質問を変えますけれども、除染に対する不安とか不満が除染始まって以来ずっとあって、最初の実証試験の大師堂の試験も、住民に聞きますと、既に同じ状態だと、高いところがあるというぐらいのお話でありますけれども。来年に向けて、そういう声というものをつぶさに把握しながら対応していくかのような話ありましたけれども、具体的には、そういう局部対応をどの程度国はやるというような交渉をされているのでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 今お話いただきました中で、除染した後、数値が戻っているというお話いただきましたが、全てでは……。あそこ、大師堂の平成23年12月から内閣府のモデル除染をやっている部分と、それから東側、草野小学校の道路を挟んだ東側は環境省のモデル事業でやっておりますが、まず、内閣府でやった部分でありますけれども、モデル事業ということでありましたので、宅地周り、農地のみの部分であったということで、今回、本格除染の中で森林も含めてやるということで、実際に26年度にエリア的にはやっているという状況であります。

数値が高いということではありますが、例えば昔の役場裏のあるお宅などを見ますと、除染前が4.8、除染後が1.76で、ずっと経過を調べて調査を25年12月からしております、26年12月段階では0.92という数値になっています。私どもも今まで村民の方々からも戻るのはないかという話もいただいておりますので、独自の線量調査の中で、何点かではありますけれども、そういう部分で調査をしているということで、除染の終わった時点の数値よりはほとんど下がっているということでございます。

なお、そのようなお話があれば、ぜひとも担当のほうにお話しをいただいて、調査をさせていただければというふうに思っております。村としましても、やはり村民の方々の安心・安全確保は国に対して強く言っておりますので、ぜひとも情報をいただければというふうに思っております。

なお、ホットスポット関係の調査もしておりますので、27年度についても本格除染の中でやっていただくということで、国とは確認しております。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、局部対応を、本格除染の残された部分を含めて、27年度には対応をしていくというふうに確認されているということですか。

除染推進課長（中川喜昭君） はい。地権者の方々というか、所有者の方々にもその旨お話しをして、26年度にできなかったところは27年度にやってほしいということで協議もしておりますので、そのような対応を、国とは、するという確認をしております。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 去年というか、まだ来年にならない、今年もそうですけれども、何回かやり直してやった部分はあるというふうに聞いていますけれども、主にどういうところ、局部対応ではなかったんでしょうけれども、やったけれども下がらないので、除染している中でまた再度やって下げたみたいな例はありましたよね。その部分は、どのような対応をされてそのように下がっているのか、伺っておきます。

除染推進課長（中川喜昭君） 先ほどお答えいたしました、内閣府でやった除染についてはあくまでも除染の手法の知見を得るためということでありまして、宅地なり、建物の屋根の、あの当時は高圧洗浄でどの程度下がるのかとか、それから庭先のアスファルトであれば高圧洗浄でどの程度下がるのかとか、土を剥ぎ取った場合どうなるのか。農地に対しても敷地周辺の部分をやってきた。ただ、山、森林20メートルという部分はまだ実際にやっていなかった。それから、当時冬の工事ということでもありましたので、土の剥ぎ取りができなかったというのも実態がありましたので、今回の本格除染で26年から対応しているということでございます。

結果については、まだ、26年度分についてはまとめる途中でありますので、その結果を見て、また国のほうと協議をさせていただきたいというふうに思っております。

委員（佐藤八郎君） 例えば雨樋の周辺がやったけれども、高かった、まだ、本当このぐらいしか取らないのを、今度は倍取るとか、深さをとるとか、何か二枚橋の辺の部分ではかなりそういう工事をやられた話を聞いておりますけれども、具体的に今年度においては、そこまで局部対応されるというふうになっているんでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 今お話しいただきましたように、一般質問の中でもお話ししましたが、二枚橋地内で、ホットスポットという部分の調査を、今の除染とは別の線量をはかる別工事で発注しまして、除染終わったところを再度モニタリングしまして、高いところについてはフォローアップ除染でやってきたということでございます。

実績については、11件で49カ所かと思っておりましたが、それぞれ1メートルでは50%以上下がった、1センチでは70%以上下がったという実績が出ております。その事業については、27年についても実施するというので、さっきの全協の中で、来年度の工程の

説明をさせていただいたときに、線量の高いところ、局所の部分についての除染は本格除染の中でやりますというような説明をさせていただいたところでもあります。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 23年12月26日にいただいた原子力災害対策本部のステップ2の完了を受けた国・県の指定区域の見直しに関する中でも、これもほとんど20ミリなんですね。20ミリ、20ミリという言葉、子供の部分についても、特別措置法によって子供の配慮をするみたいなことで、20ミリがどうしても基本。村の局部も年間20ミリだと1.23ぐらいになるんですか、時間にすれば。それも8時間表にいて、16時間家の中にいてなんていう話ですからね。

そこを目指していくとすれば、当面5ミリだという話もありますけれども、基本的に、それと相まって、帰村宣言が来年の3月であると前の計画案で出されている。非常に村民は、そういう意味では、どのように整理して考えていいのかわからない。いわゆる、きのうも私申したように、放射性物質、放射能がある村に戻って暮らすほかないような、誤解さえ招くような状況なんですね。そういう意味で、きちんと将来的に1ミリばかり言っていないで、人を帰そうとする、戻れるとするときには1ミリに達していなければ、以下にならなければというふうに思うのが普通だと思うんですけれども。そういう点での協議はどういうふうにされているんですか、今年度においては。

村長（菅野典雄君） 何度も言っていますし、今も質問の中にありましたけれども、一人一人、残念ながら、感じ方はみんな違っている。それがどんな考え方をしても、それは間違いではない、その人にとっては正しい判断。こういうことでありますから、1ミリが帰る条件だよという話にしますと、20ミリでもいいという方は、非常に苦痛の何年も過ごすこととなります。じゃあ、1ミリでいいというふうに判断した人が1ミリから下がったならば、「はい、安全だから帰りますよ」という話になるか、ならないと思いますよ、ほとんど。だから、それぞれの判断を大切にしながら、それぞれ、大変申しわけないけれども、自分で判断をしていただくというのが一番正しい、住民に、あるいは子供たちに周知する方法ではないか。ただ、これだけ大変な思いをさせられているわけですから、我々としては、その賠償、補償をできるだけやっぱりしっかりと村民のために、子供のために、保っていく努力をすると、こういうことではないかとこのように思っているところでもあります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 村長がそう言いますので、敢えて言いますけれども、じゃあ、帰村した後、どれだけ除染を進めてくれるというふうに、今の政府が除染やら賠償にその後どれだけ保証してくれるというふうに見通しているんですか。

村長（菅野典雄君） 除染なり、対応というのは、今膨大な金を使ってこうしてやっていただいているわけではありますが、残念ながら、先ほども言ったように、放射性物質、場所によって、風によって、ところによって、全く違いますから、それを全てという話になるかどうかというとなかなか難しい問題はあるだろうと思いますが、ご存じのように、除染をしながらも依然住民にいわゆる除染対策課が23年3月、4月で44.7マイクロシーベルトから今はこのように下がっているというお知らせ板でずっとやったものを一覧表に

して、図表に出して出させていただいたところでありませけれども、そういうものをやはり考えますと、除染もしっかりやってもらわなければなりませんけれども、ある程度、期間もやっぱり必要なんだろうなという気がします。

ですから、そういう意味で、期間が必要だということになりますと、全員が何年も、何十年もということになりますので、先ほどの判断でお願いをすると、こういうしかないのではないかとということになります。

先ほど、子供のこともありましたけれども、例えばあのグラフを子供たちに出すことが、私は正しいとは思っていませんから、出していません。これは大人の判断になるからこそ、こういうふうになってきていますよという話でありまして、子供にはやっぱりそんなことで、何か放射能に対する安心感を与えたり、あるいは洗脳するなどは全くやってはいけないと、このように思っているところがあります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 今、子供には出すのは正しくない。子供というのはそんなに興味ないんですか、放射能とか。大人に情報公開して、子供には出したくないという話、子供もいろいろな人いますから、村民と同じく。非常に興味高い子供もいるし、長崎や広島（）の歴史だって学んでいる人もいるし、沖縄の部分についても学んでいる方もいるし、深く。子供にもいろいろいると思うんですけれども。今、子供に出すことは正しくない。どこからどこまで正しくなくて、どこからどこまで正しいのでしょうか。

村長（菅野典雄君） 数字が全てだと思わないから、誤解を子供としては招くだろうと思うんですが、出すべきだということになりますので、一覧表を、じゃあ、この次に子供たちに出したいというふうに言ってもいいというふうに理解をさせていただきました。

委員（佐藤八郎君） 子供も含め、我々もそうですけれども、復興した村をどうやっていくかというのは、みんな一丸となってやっていくということで復興ですから、人それぞれの復興であり、地域の復興なんですから、村が持っている情報はきちんと全部公開していただくというのは原則だというふうに思います。

次に、村内全域に今あります放射性物質汚染物ですけれども、実態としては、今まで、仮置場、仮置場でいつまでもいるわけではないですから、27年度において、どの程度（）仮置場や仮置場の汚染物が流れていくというか、搬出されるというか、まずその実態はどのぐらいになるのでしょうか。集約されて何カ所かに、仮置場に集約されるのか、仮置場のままでいつまでもあるという状況なのか。

除染推進課長（中川喜昭君） 除染から出ました廃棄物の対応の部分でございますが、ご承知のとおり、今村内で行政区の皆様方に大変お世話になって保管しております仮置場、仮置場の廃棄物ですが、やはり今のところ、中間貯蔵施設ができればそこに搬出という形になるところでありますが、今、それぞれの該当する自治体のほうでも協議をしていただいたところではありますが、今、国のほうの計画としましては、まずは試験輸送、やはり県内各自治体から運び出すのにどういうルートがいいのか、例えば選定したルートでどういう支障が出るのかということで、試験輸送、パイロット輸送という言葉で新聞等ではなっておりますけれども、今のところ、その試験輸送として各自治体から、保管している自治体から1,000トン運び出したいということになります。その実態を見

て、輸送ルートの確認等をしていくということでございます。ただその後の部分については、まだ中間貯蔵施設の関係で計画が立っていないということでありますが、中間貯蔵施設のほうの進捗を見ながら、国のほうでは計画をしていくということでございます。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） よく村民が言うんですけども、28年3月、帰村云々という話がある中で、この家の前のものなり、仮置場なり、動かないままで帰村宣言というものが出されるのだろうか、大方の人はいろいろな考えを持っていらっしゃるんですけども。私は基本的に放射能汚染物を前に置いて暮らすなんていうのは、帰村宣言する時期ではないし、できれば村全体から中間に運び出した以後でもいいのではないかとこのように思いますけれども。そのぐらい、放射能物質の汚染物というものは大変なものだと。どうもこの4年、道路を自由に歩く犬や、中学校の工場、あの辺から剥いだものが全て川俣町の町の中をどうどうと簡単な輸送体系の中で運んだり、いろいろ自由にやっているものだから、何だか、放射性物質というものが非常に軽んじられている、搬送の仕方も含めて。それによって法も改正されたり、車から6メートル離れば何ら影響ないなんていうことが言い出されたり、事故前になかったような基準がどんどん拡大されて、都合のいいように変えられた中でこのことでもあります。そういうことから見れば、実際は、大変なことだなというふうに思っていますけれども、もちろん、村内においては自由勝手です。一時、長泥から宮内に黙って運ばれていましたけれども。そんなことがまかり通っている中で、さらに今度、放射性物質汚染が今のパイロット輸送で村から1,000トンだけだと、当面。もちろん中間処理施設が拡大していけばそれなりにふえていくのかもしれないけれども。いずれにしろ、仮置場から仮置場にどのように整理されていくのか。さらにはこの仮置場から、今の計画では1,000トンですから、わずかですけども、それに伴う道路の状況やら、予算ではいろいろ道路出ましたけれども、何か、放射性物質汚染物輸送に対する道路改良は、余り新設改良はないような気はしていますけれども。そういう点ではどのように村民にわかってもらうという予算になるのでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 廃棄物の輸送に際しましては、今回の試験輸送の部分を見てという部分がございますが、ただ、今委員おただしのおり、やっぱり輸送にかかった場合の安全性、それから安心さ、それをどういうふうに担保をとるんだという部分があるかと思えます。これについても、国のほうがやはり責任を持って考えていただくということでは話をしておりますけれども、その辺について、やっぱり具体的な部分、いろいろな項目が多分出てくるかと思うんですね。例えば、1台1台、やはりその車がどこにか飛んでいった、なくなったとか、転げ落ちたとか、道路事情にあるかと思うんですが、その監視としては、今のところGPSを使いながら、混み合いなどもそのGPSでそれぞれの運転手と連絡をとるような話もあります。そういう意味では、今回の村内からは1,000トン運ぶ、各自治体から1,000トン運び出す。その際に、村からだけ、中間貯蔵施設に行くのではなくて、やっぱり、もしかしたら県北地方なり、福島市内も飯舘の県道原町川俣線を通るという計画も多分出てくるかと思えます。そういった場合の混み合いなどもどうなんだという部分も、いろいろな課題が挙げられるかと思えますので、それについても、国はきちんと考えるということでもありますので、その辺の内容につい

ては今後、状況については議会のほうにも報告させていただきたいというふうに思っております。

以上であります。

委員（佐藤八郎君）　ここ本格除染は1年ですけれども、その前から除染やられていて、ということが問題になり、どういうことが課題になり、どういうことが今後国と交渉する際にきちっと、被害を受けた自治体として、村民として、要求すべきかというものは整理されていると思うんですけれども、そのことをきちんと文章化して、一つ一つ、どこを解決していくか、解決できないのは何が残っているのかという流れでいくのが当然だと思うんです。もちろん道路状況なり輸送体系も含めて、飯館村から全部なくなっていくときに、どういうふうになっていくのか。まだまだ先の話ですから、来年、再来年も続く話ですけれども、そういう意味では、そういうきちんとした総括された課題をまとめたものがあって交渉というものは成り立っていくんですよ。

今の状態を聞くと、現実起きたことの対応、対応に追われてきたというのは、1年、2年目はやむを得ないことだというふうに思うんですけれども、そろそろ4年たったわけですから、きちんとした村の方針、どこまで、どういう形でやってもらうんだという、加害者に対して、きちんと庶民の立場で、安全・安心確保のために交渉をしていくというのが、これは必要でしょう。だから、そういう部分では、具体的にどのように今までの成果なり、課題をまとめられて、どこを基本に、本年度は国との要求交渉をするのか。

除染とか、地域見直しの話になると、「国ですから」、「国ですから」と、村は答弁していますけれども、私たちが国とやっているわけじゃないんですよ、交渉は。行政執行者がやっているんですよ。その辺ではどうでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君）　除染に当たって、除染関連に当たっては、委員も時々おっしゃいますが、責任は国にあるということで、あくまでも国がやるべきだという話も、多分23年当時から、この議場の中でもいろいろお話もいただきましたし、私もそれを参考にいろいろ対応させてきてもらいました。そういう意味では、何しろ、村がこうしたい、ああしたいと言っても、やはり各自自治体の連携が必要であったり、国の指導があったり、そこでやはり国との交渉という部分になるのかなというふうに思っております。

除染という部分で、直轄除染については、これは県云々と言っても難しかったものから、直接国とお話ししておりますが、今回の廃棄物の輸送に当たっては、やはり県もそこに入らせていただいているいろいろ国と協議をする、それから村からの要望も聞くというような形で、今、この輸送関係は進めさせていただいているところでございます。

その一つの例としましては、実は村内の道路事情も見ればわかるんですが、かなり除染によって道路が壊されてきているという部分があります。その、じゃあ、補修はどうするのかという部分を言っても、今のところ、環境省としては、注意をするというよりはございません。ただ、一方で、やっぱり復興庁との話しもさせていただいているということでもあります。ただ、今回の廃棄物の輸送に当たっては県が、やはり県道も中心に通させる、あとは高速道路も通させるということで、やはり管理する道路管理者としての立場として、運ぶ前から、国のほうといろいろその辺の補修等とか修繕についての確認書のものも取り交わす。市町村道についてもそのような内容で進めるというようなこと

で、今県のほうがリーダーをとってやっていただいているということがあります。

そのほかにもいろいろ課題がありますので、今委員おただしの部分、内容も含めて、村として何か問題が生じるようなものが予想されるものについては、やはり県、国のほうに話をさせていければというふうに思っております。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 質問を変えますけれども、また放射性物質の話ですけれども。

減容化施設、小宮はきのうも出ていましたけれども、それをやってみての現状の課題というのはどうなのかですけれども、それにあわせて、今後、蕨平につくる上の課題、これは交通安全対策も、前に聞いたところでは、3カ所か4カ所、どこか交差する場所でも、待機所でもつくるのかというぐらいの話で、5分に1台、大型ダンプが通るという話を前にしておきながら、あのような形で蕨平の減容化に向けて、施設に向けての搬送体系、私、不十分だというふうに思うんですけれども、今年度においては、そういう、いよいよ具体的になっていくのではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 今おただしの内容のとおり、今後、そういう廃棄物の移動の部分。今いった中間貯蔵施設の搬出の移動の部分もありますが、村内での移動の部分もかなり頻繁に出てくるかなという部分は、本当に今後大変かなという部分であります。蕨平焼却炉に対しての搬送の部分であります。やはり、今、あそこの小宮蕨平線、1.5車線の道路になっております。そこにダンプが往来するとなれば、やはり通行に大変さが出るということで、一応、国とは道路に面しているU字溝、側溝があれば、そこは全てふたがけをしていただくという形で車幅をとることが1つあります。あとは20カ所ほどありますが、ちょっと、手元に資料がなくて申しわけありませんが、20カ所程度だと思ったんですが、見通しの悪いカーブがあります。そこもきちんと拡幅をするという約束で設計も組んでもらって着手するという部分があります。それから蕨平、それから夏井から蕨平に入っていったところをずっと行きますと、ちょっとした峠があるんですね。そこは国有地なんです。道路の路盤を下げていただきたいという要望をして、今国のほうは林野庁のほうと協議をいただいております。あそこをかなり、こちらから行きますと上って下りが強い。それから橋があってすぐカーブになるという部分がありますので、路盤を下げてくださいという形でということでやっておりますし、またその先に行きましても、車幅のないところを、また改良のほうをお願いしたいという話しをしております。

一応、村から出した要望については、国のほうでは受け入れをするということですが、やはり交渉事のある部分がありますので、進んでいないという状況ではあります。何しろ、輸送に当たっては通行の安全性確保ということでのお願いは、村長のほうからも国のほうにお願いしながら、それを踏まえて国のほうも対応するという形にしているところでございます。具体的になりましたら、またご説明をさせていただきたいと思っております。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 減容化施設、蕨平のほうは稼働が27年度中には始まるのかな。今、国が要求に応じて、受け入れてやっていくというようになっているということなので、そう

すると、5分に1台の大型ダンプが村のどこから入ってきても、受け入れするという、自治体から入ってくるわけですから、村のだけ、村内の移動だけじゃないわけですから、圧倒的にほかから入ってくるのが多いです。そうすると、県道12号線中心にして、佐須から、宮内から、どこからでも入ってくるわけですね、来たいところ来るわけですから。最初は、このメイン道路だといっても、そこが混み合えば違う道を探して歩くというのは、これは搬送する運転手の基本ですから。どんな搬送にかけたプロの方々でも。そういう流れになっていけばどんな道路でも使われるというふうに考えて間違いないというふうに。今除染労働者が飯館を通るときに、工夫して、どこをどうというふうに帰るか、走っていると同じく。そういう意味では、今要望しているのは受け入れてやっていくので心配ないという答弁なんですけれども、そういうことで、村民、村内の安心・安全は保たれるということではないでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 今委員おただしの部分、やはり私どもも心配しているところでありまして、設置するということになりましてから、輸送ルートの部分も検討しております。やっぱりメイン道路といいますか、通る路線にはある程度決めていきたい。あとは土砂を、例えば砂利を運ぶ業者が、例えば浜のほうに運ぶというのは、多分1日の回数を取りたいからどんどん、どんどん個人でかなり行くんですが、今回の減容化施設については、やはり燃やす方の状況もありますし、あとは一台一台がどういうふうに運搬されるのかというのものも、一台一台多分計画されると思うんですね。それが運転手の好き勝手に、どんどん、どんどん減容化施設の前にダンプが詰まるというようなことだけは、多分そんなにさせないと私は思っています。

そういうふうにルートも決めますし、時間帯も決めますし、あとは、やはり地元住民の通行の確保という部分もうたっておりますので、その辺については、どういうルートやる、どんな時間帯で運ぶ、一日何台入れるんだという部分の計画も今出されておりますので、そういう形でやっていただくように、また国のほうとは協議しますが、何しろ、今おただしのように、村民の方々の通行の安全性確保というのは一番でありますし、それからそれに当たっての住民へのやはり迷惑にならないようにするのが基本だというふうに思っておりますので、その辺については、細かい点まで含めて、今まで話はしておりますけれども、今後もさらに詰めさせていただきたいと思っております。

委員（佐藤八郎君） 恐らく、帰村宣言、28年3月とずっと村長が言っていますので、多くの村民はそうかな、なんていう思いもあるかもしれませんが、どうしても近くなれば、もちろん余計に行くようになるし、あとは盆、正月、5月連休とか、人が、村民が村に入っていく時期というのはそれなりにあると思うんです。もちろん、村で長期宿泊、毎月のようにあるとすれば、またそれも加わるわけですが、まして、きのうの話ありました「きこり」に云々という、最終の月になろうかと思っておりますけれども、バスを回していくなんていう話しになれば、余計そういうふうになる、いろいろと。そういう部分も踏まえてのお話でしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 今おただしの話の内容も含めて検討しているところであります。以上でございます。

委員（佐藤八郎君） 村民の健康について伺っておきますけれども、4年が過ぎる中で、健康

に不安ある、不安ない、いろいろ含めて、どんな方が、アンケート、データをとっても、半数を超える方が健康に不安を持っているというのが、これはたばこが体に悪いとみんな医者が言うように、この件については分かれないうですね。要するに、健康も含め、心身ともに悪くなっているというのが半数超えているわけです。

そういう中で、村はいろいろな努力をされて、生きがいやら、楽しみをつくりながらやってきておりますけれども、医療費の推移なり、年齢別の体の状況をきちんと対応されていると思うんですけれども、この予算で、そういう特にふえているような部分に力を入れたものというのは、どんなことを重要課題にしていらっしゃるのでしょうか。

健康福祉課長（高橋正文君） 避難先での住民の健康の状況ということでございますが、まず、いろいろな分野の検査項目ございますけれども、多くは、避難直後よりは徐々に改善されている傾向にはあります。ただ、肥満、それからメタボ関係の検査については、なかなか下がらず、高どまりしているという状況でございます。ですから、健康の施策といたしましては、平均で体重が2.1キロふえているということもございまして、その辺にさらに力を入れて、肥満の解消、そして生活習慣の改善等に27年度は力を入れてまいりたいと考えております。

委員（佐藤八郎君） 病的に死に至るようなものも余り変わらないのでしょうか、原因は。

健康福祉課長（高橋正文君） 26年度のデータを申し上げますが、これは64名ほどのデータでございます。一番死因で多いのががん疾患、これは18名、続いて心臓の疾患、これが12名、それから3番目が老衰で9名、その次が脳血管疾患ということで5名。それ以下は、多種多様な死因になっておりますが、避難前から避難後についても、この死因の状況はほぼ同様と考えています。

委員（佐藤八郎君） 仮設もあちらこちらあくようになって、年がたつにつれて、あるんですけれども、仮設でも急に病気になって、あとは何日か置いて発見されたなんていう事実がありますけれども、そういう点では、大きい仮設だと見回り、独自にやったり、社協なり、保健福祉課の努力もあって、そういういわゆる孤独死みたいなものはそんなに重要、社会問題になっているわけではないですけれども、全くないわけでもない。まして、4年もたつて先が見えない、体も弱っている、家族とも一緒に暮らしていない、だんだん家族も行く回数が減っていくというふうになったときに、起きてくるのが、体、肥満云々よりも、精神的なものが大分重症化していくんじゃないか。もちろん、認知等いろいろ見ますと、当然、そういう流れになってふえているわけですが、その点では、どういう対応を、27年度は重点にしていきたいと思いますか。

健康福祉課長（高橋正文君） ひとり暮らしの高齢者とか高齢者の二世帯など、かなりおりますので、まずコミュニティーづくりということで、幸せカフェ、あとはお茶飲み会とか、あとは社教の生活相談員の定期的な巡回、仮設等では、管理人さんと保健師との情報の共有、具合の悪い人がいればすぐ役場のほうに伝えていただいて、保健師が訪問するというところで、できるだけ孤独感を味わわせないような施策をとってまいりたい。

精神疾患の方も増加しつつある傾向がありますので、心のケアセンターという、県の組織もございまして、そちらのほうとも連携を取りながら、そういう孤独死等が発生しないような施策を進めてまいりたいと考えています。

委員（佐藤八郎君） 大きい仮設にはたびたびお邪魔して、天気のいい日は、あちらこちらに井戸端会議があって、いろいろ聞いてきますけれども、そういうところに出る人、それからイベントとかいろいろに参加する人、そういう人は余り、健康状況もすぐに悪くなるようなことはないのかなというふうに、ここ3年ぐらい、ずっと見ているんですけれども。どうしても、閉じこもりなり、外部者がそこを訪問する人が少ない人においては、認知度が進んで、2週間前挨拶できたのにできなくなったりとか、それでも、完全に24時間だめなわけじゃないものですから、はっきりする時間があるものですから、さほど余り感じないというふうな、そういう方もいられて、そういう部分がいっぱい出るのかなというふうに思うんです。そういう意味では、仮設住宅の自治会の皆さん、本当に大変だと思うんですけれども、なるべく出てもらおうようにしたり、どうしても出られない方は、回数をふやして訪問したり、という努力はされているんでしょうけれども、そういうことへの対応としては、そういうことをやるから、助成をもっとすべきだというお話になるのかどうか、わかりませんが、それなりのものとして何か考えていらっしゃるのでしょうか。

健康福祉課長（高橋正文君） 委員おっしゃるとおり、そういうご心配ありますので、まず、行事なんかに出てこない方なんかは、生活指導員とか保健師のそれを重点に訪問指導なんかも行っていきたい。また、仮設なんかでは、ネットワークづくり、見守りのネットワークづくりのために今支援マップというものを作成しております。この部屋にはどういふ方が入っている。この支援マップというものは今つくってございまして、どういふ状況の方がこの部屋には入っている。ひとり暮らしがここにいるということを仮設の役員の方、自治会の方と、社協と共有させていただいて、そのマップに落して、重点的に訪問が必要な方なんかは対応してまいりたいと考えております。

委員（佐藤八郎君） 多分、仮設、借り上げ、いろいろありますけれども、私、福祉会というか、特別養護老人ホームの会議などで感心して聞いているのは、いろいろな人たちが総合して課題を共有化して、立場は違っても同じような思いを持って仕事をしていくという、そういうよさがあるというふうに思うんです。今、課長が言うように、そういう意味では、社協なり、そういう関係でやられているという、今聞きましたので、非常に、仮設以外の部分については本当にそこが大切だなと。そうでないと、私たちが残念な結果と思えるようなことが起きるのかなというふうに思いますので、その辺は非常に、そういう意味では、福祉会のほうのいろいろなミーティングの仕方なり、捉え方というのは、小まめにきちんとよく来ているという、あれを参考にしたりして、もっと工夫した中で、そういう最悪の状態をなくすことをやればなというふうに思うんですけれども。

健康福祉課長（高橋正文君） 委員おっしゃるとおり、今、借り上げ住宅で、なかなか行事等に参加できない方が一番心配されるところであります。ですから、きのうも、演芸療法等で自治会のほうでいろいろなイベントをやってお話をしてしまいましたが、さらに、今は参加していない方も参加したいようなメニューを社協とともに考えまして、社協と定例会で常に情報を共有しておりますので、さらに協力して、そういう方が参加できるようなメニューもつくっていきたいと考えております。

#### ◎休憩の宣告

委員長（松下義喜君） 休憩いたします。再開は10時15分といたします。

（午前10時01分）

◎再開の宣告

委員長（松下義喜君） 再開いたします。

（午前10時15分）

委員長（松下義喜君） 質疑を求めます。

委員（佐藤八郎君） 営農再開に向けてのいろいろな予算が数多くあるのでありますけれども、私だけではないと思うんですけども、除染では、5センチ以内に放射性物質がたまっていて、それをとれば大丈夫なんだという除染の流れの中での農地というふうになっていくんですけども、農地の土壌調査の実態をどう把握されて、今年度、把握するために、村は我々農家のためにどこまで安心・安全の土壌なんだというふうにしていくつもりなのか。既に4年たっていますので、いろいろな自然作用によって放射性物質は下がっています。中には、粘土が浅くて、水であふれて下がらないで流れたものもあるかもしれないけれども、基本的には下がっているというのが事実だというふうに思います。

今年、安全・安心な土壌を提供するとするならば、いろいろな場所を、村独自にでもきちんとある程度のスポットで容器にとって1センチ単位の検査をすとか、そんなことは検査機関が多くやっていますことであります。できないことでもなければ、政府に要求することもできますし、予算をとって発注してやってもらうこともできます。その点では、営農再開を言うのであれば、安心・安全な土というものをきちんと保証すべきではないでしょうか。この27年度において、どこまでそれをやろうというふうになっているのでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 営農再開に向けての農地の土壌調査ということでございますが、一般質問の中でもお話ししておりますが、除染推進課のほうとしましては、23年、それから25年、26年と5回ほど農地47点を調査しているところでございます。今のところ、村職員が独自にやっているという部分でありますので、参考値という形でお話をさせていただきますが、今おただしのとおり、23年12月にはかった濃度から、昨年11月にはかっておりますが、全て下がっている状況にあるということでございます。

特に、除染をしたところについては、1,000ベクレル以下というふうな数値も出ておりますし、今、村が独自に調べている部分についてはある程度除染の効果はあるというふうに考えております。

なお、農地除染についての各所有者等への報告については、空間線量での報告をさせていただいているところでございます。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 2年前ですか、朝日新聞か何かで、独自調査のもとにベクレル数、土壌の、出されましたけれども、ちょっときょう持ってくるのを忘れちゃったけれども、あのベクレルがこの2年ちょっとでどこまで減っているのかというのが、非常に私は興味あるんですけども、今課長答弁だと、47点は全て1,000ベクレル以下なので、土は安心・安全なものだというふうに保証できるというお話ですけども、私も何十カ所かはやってみました。このぐらいのスポットで、このぐらいの深さにとって、刻んで、いろいろ

な大学に検査に持ち込んでやっていただきましたけれども、そういうレベルじゃないんですね、実際は。なぜ、そういうふうに村でやると1,000ベクレル、みんな以下で、私もがやると何万とかとなぜ出るのでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 大変、答弁のほう、私の話がうまく伝わらなかったかと思うんですが、1,000ベクレルというのは、除染をして客土をしたところの話でございまして、除染しないところについてはやはり状況によっては1万ベクレルを超えているところもあるということでございます。答弁のほう、申しわけございませんでした。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 村の土壌検査の仕方は、私ども、土壌専門調査機関に習ってやったら、こういうふうに、LB管でもなんでもいいんですけれども、刺してある程度、30センチでも25センチでもいいんですけれども、1センチずつ切って、そこを全部検査するという。幾らとっても、まぜ合わせて検査する検査もあるんです。村はどちらを採用されて……、まぜ合わせて平均してやっているんですか。

除染推進課長（中川喜昭君） 村のほうで調査しておりますのは、23年度当初、1回目やるときに県のほうの指導を受けまして、それは15センチをやっぱり筒で差し込んで、後、混ぜ合わせをして、しけた状態のものと、それから乾燥させた状態のもので、数値は乾燥させた状態の数値を記録をしているという状況でございます。

委員（佐藤八郎君） それはトラクターのロータリーで耕したときに15センチというふうに見れば、まぜ合わせてという観点から15センチなのか。何を根拠にもって……。混合してというのは、何センチに何があるかわからないということになるのでしょうか、そういう検査のみで、土が安全・安心なものだというふうに村としては言えるということでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 先ほどもお話ししましたように、23年度当初、村職員も知見はございませんで、農地の土壌調査をするにもどういう方法がいいのかという部分で、そのときに県のほうの指導をいただいたのが先ほど言った手法でございまして、国のほうでは、研究機関を使って1センチごとのベクレルをはかっておりますが、なかなか村の職員のやるものとしては、そこまでいくには、例えば47カ所の土をとって、それを混ぜ込んで、乾燥させてやるまでにはやはり10日くらいはかかってしまう。検査もそれなりに時間がかかってくるということでは、なかなか研究機関のような手法はできないということで、当時、県のほうから指導をいただいた内容で現在まで調査をしてきているという状況でございます。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 国は1センチでやった。そのデータはこういうふうにされているのでしょうか。さらに、今後、村として農家に安心・安全な土だというふうに保証していくために、今のままでいいというやり方でしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） まず、1点目の国で調査したという部分でございますが、これは農水省のほうで、村内の農地モデルとしてやった際、草野向押、小宮、長泥の部分をやった際に、農水省のほうではそういう1センチごとのデータを出した。この資料については、多分、議会のほうにも結果として提供しているような覚えがございます。

それで土壌が安全・安心なのかという部分でございますが、やはり、除染をした後の状況は調査をすべきかなというふうに思っております。ただ、全筆やるというのはかなり難しいものでありますので、今後、何点かは調査をしていきたいというふうに思っております。

なお、継続でやっている部分については継続でやっていきますが、あとそのほか、除染の終わったところを何点かは調査していきたいというふうに考えております。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 食品を持ち込んでの検査はできるけれども、というふうな流れですから、当然、食品を生産する土においては、同じく検査できるというふうにするべきだと。特に基幹産業が農業である当村にとっては、土は命であります。何十年来肥やした土が取られて、これからもとの土を取り戻すには何十年かかるわけですから、山の白砂入れればいいというものではないし、そういう意味では、食品検査する以上とは言いませんけれども、少なくとも同等な土の検査というか、それも希望者によっては1センチでの検査なり、そういうことが求められる、する必要がある。そういう意味では、27年度においては、今までの県指導のやり方なり、国でやることを見守るという流れですか。

副村長（門馬伸市君） 土壌については、ご指摘のように、これからは空間線量というよりも、土が大切になってくるなというふうに私も思っています。空間線量と同じく、土壌もどのあたりだったら安全なのか、安心できるのか、というものが具体的には示されておりません。多分、1,000ベクレル程度であれば、そこにつくった作物は安全ではないかという、そういう一般論の話でしか、私わかりませんが。そこで、例えばつくっても、結果として、作物によっては、種類によっては、吸って出る場合、食品の食べ物の中に出る場合もありますし、出ない作物もあるということですから、両方で行くべきかなというふうに思っています。そうすると、今の土の調査を継続してやっていく。みんなに不安のないような形の調査をしていく、検査をしていく。もう一方では、そこでつくった食べ物、作付したものをしっかりと検査にかけていく。その2つをやっぱり並行してやっていかないと、土だけでも安心できなという作物もあります。ですので、その辺は、戻るに当たって、帰村に当たって、農家の皆さん一番心配していることですから、その辺は丁寧に対応していく必要があるのかなというふうに思っています。

委員（佐藤八郎君） 飯館は、都路村と違うので。都路の26年2月に出した、復興庁支援チーム含めて出したものを見ると、除染とか土壌とかという話は全然出てこないです。出てこないということは、そういうことをやる場所はないんですね。だから、私が心配しているのは、来年の3月、帰村宣言云々とずっと言っていることが、この土壌も含め、先ほど言いました放射能汚染物も含め、どうなっていくのかというのが非常に心配なんですよね。まして、今国の動きは、再稼働、原発輸出ですよ。終わったんですよ、原発事故という災害は、かのような動きなんですよ。まして、東京オリンピックを目の前にしたときに、予算をかけてくるというふうに思えるかどうか、判断。

だから、大事なものは、帰村宣言前に私たちが安心・安全なものをいかにきちんと確保するかなんですよね。そういう意味では、県や国の指導のもとにだけの検査やらしていたのではだめだというふうに。今、副村長が言うように、重要なものだとして位置づけて

いるのであればですよ。費用はかけてやっても、東電に請求しても、やるべきところはやるというふうに27年度は考えないと、というふうに私は思うんですけれどもね。

副村長（門馬伸市君） 今申し上げましたように、やっぱり農家の皆さんだけでなく、いろいろな業種の方も、目の前に帰村の時期が来るわけですので、その心配を完全に払拭することはできませんと思いますが、少しでも不安な面を取り除いていくというのが行政の、村としての役割かなというふうに思っておりますので。

例えば、今の土壌調査の件ですけれども、これは今、村で継続して47カ所はやってきたと。それだけで十分だと、私も思っていますが、そのほかにどういう調査がいいのかというものも、当初予算には入っていませんけれども、今後、詰めていくと。あるいは食品なんかも、帰村する前に、村長も前に話ししていたと思いますが、各、食べ物の心配が一番、つくったものが食べられるのかどうかという、そういうことで、集荷場に置くのがいいのかどうか、わかりませんが、食品の検査機器、それも精度の問題もあるというふうに思いますが、その辺のところも今考えているわけでありまして、一つでも不安を解消できるように、今、村としても考えているということでもあります。

土壌検査の件については、まだ当初予算には載っていませんけれども、今後、皆さんと協議を、庁内でも検討しまして、もし、いい調査方法があつてということであれば、それも検討の余地はあるのかなと。継続性というのが一番、調査の場合には、ずっと同じ点を何カ所か決めて、それを継続して測定していくというのが、推移が見られますので、それをまた新たな場所を設定して測定をしていくというのは、またそこからずっと長い期間かかるということですから、どういう地点で土壌調査をすればいいのかも含めて、庁内で検討させてください。

委員（佐藤八郎君） 単純にお聞きしますけれども、再生の会の動き、というか、今までの成果、大変あつたということで、今年も予算化するんですけれども、今年についてはどんな成果を求めて、この予算となるのでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 再生の会の方々に委託をしておりますのは、まず1点目は、村内20行政区の線量調査をお願いしているところでございます。これらの公表についても、タブレット等、あとはホームページに載せるというような形で動いているところでございます。そのほかにも、村内の状況を調べていただく。先ほど委員のほうからもありましたけれども、例えば土壌の状況とか、それから木のセシウムの状況とか、そういうものも調査していただいておりますので、26年度の実績としまして、それらをまとめた報告書なども村民の方々に公表していきたいという考えをしております。

委員（佐藤八郎君） それの継続ということですね、今年も。

除染にとって、村振興公社というか、立ち上げて、村民みずから除染をやつたというのは、非常に効果が大で、他の業者の除染労働者にとつてもお手本になつたというか、見本になつた。そういう中で、しっかりと環境省のマニュアルも持って作業をやつたというふうに聞いておりますけれども。村民の立ち会つた方に聞くと、確かに村民が直接かかわっている除染作業は、本当にご苦労さまと頭が下がるものだというふうには言いますけれども。その他については、やっぱりそれとの比較になりますから、非常に、上っ面きれいにしただけかなという声も大分あつて、そういう意味では、村民みずから除染

作業にかかわった効果というのは偉大であったし、今年もそういうものを位置づけてやっていくんでしょうけれども、それに含めて、村民みずからによる監視体制が昨年の論議の中では村民みずからのものは必要ないみたいな、つくってほしくないのではないでしょうけれども、つくらないと。国としてはそういう方向にないという話だったんですけれども。私は、帰還が近づけば近づくほど、村民みずからの監視体制というものは自分らで予算とって、東電に請求しても、必要だというふうに思うんですけれども。本年度は、どここの予算に、どういうふうに、主体的な、自主的な監視体制の部分はあるのかわかりませんが、どういうふうな流れになるというふうに村民に知らせればいいのでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 委員おただしのように、昨年の実績としまして、公社の作業員が入ったところと入っていないところの差があるというようなことで、いろいろ議会の議員の方々からお話をいただきましたし、村民の方々からお話をいただいているということでございます。確かに、実績としてあったのかなというふうに思っているところでありますが、国のほうには、そういう部分をどうなんだという話をしましたところ、やはり、ガイドラインという部分を国としては守っていただきたいという話がありました。そこを超えて、では、公社はやっているのかという話になれば、それは作業員のそれぞれの内容だということでございますが、ただ、今現在、環境省としても出来高確認をしておりますし、それから村民の方々も戻った際に、あの辺、何かやり残しているような状況もあるよとか、何かこの辺やったのかどうか、わからないよとか、そういう苦情等をいただいておりますし、その際には、業者、あとは環境省、あとは地権者、あとは村も入りまして協議をする中で、村としては、やはり村民の立場に寄り添った内容でぜひやっていただきたいというような形で、大半はその方向でやっていただいているという状況でございます。

それから、監視体制の部分でございますが、平成24年から始まる際にいろいろ議論をしたところでございますが、なかなか体制がとれなかったということでございます。村としましては、臨時職員等を雇いまして、その中でパトロール等を含めて、作業状況を見ながら、その内容がおかしいという部分があれば、環境省を通じて業者のほうに指導していただく、その結果についても報告をいただくというようなシステムをつくっておりますので、27年度についても臨時職員の賃金を上げておりますが、その中で対応させていただきたいというふうに思っております。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） ある業者が、大成のほうに、「ガイドラインに沿って私どもはやりたいんだ」と申しあげましたところ、「ガイドラインよりも早くやることを優先しろ」と、「じゃあ、あなたの会社はいいわよ」というような動きが村民のいるところであったという話もありますけれども。

私は立ち会っていませんから、どこまで事実かわかりませんが、そういう流れで、早期着工、早期完成が優先されてきた1年だったというふうに思える部分がいっぱいあります。除染課長は毎日苦情電話なりいろいろ聞いて、いっぱい不満が出たというのはわかるでしょうけれども、今年度、さらに続くわけですから、どんなところをきちんと、

国直轄とはいえ、請け負った会社に対し、被害者の自治体の執行者として働きかけ、見直しさせ、完全除染をさせるおつもりですか。

副村長（門馬伸市君） 早期除染のために除染がおろそかになっているというお話、今いただきましたが、それも少しはあるのかもしれませんが、私は業者の質の問題かなというふうに思っています。振興公社の場合は、ある程度、仕事の量、年間の量、作業員の数もありますからそうですけれども、プラスして、去年なんかも、何カ所か、予定箇所以外のところも対応しています。これもしっかりやっています。ですから、量的なもの、除染の期間、工事の期間で悪くなったり、よくなったりするということは、通常では余り考えられないのかなと。やっぱり、私らもずっとこの除染にかかわる苦情を電話で大分いただきましたし、懇談会するときにもほとんどが除染のことで意見が出されてきました。

やはり、国直轄といいながらも、環境省の工事業者、ゼネコンに対する指導監督が人数の足りなさからきちっと行き渡っていない。ゼネコンから、今度、一次下請、二次下請の体制もやはり監督員の不足によって目が届かない。それがやっぱり一番のネック、問題なんですね。やはり、作業の業者の質は、当然いろいろ聞いていますけれども、それをきちっとやらせない。やったかどうか確認しない、チェックしない。やっぱりその辺が大きな問題なので、工程会議、環境省、それから村とゼネコンと入って工程会議、村長も入れた会議も年に何回かやっていますけれども、やっぱり行き着くところはそこなんですね。不適切な除染の原因は、基準どおりにやっていないものをチェックしていない。それぞれが、環境省はゼネコン、ゼネコンは一次下請、二次下請の指導監督が行き届いていない。その辺を私は口酸っぱくなるくらい会議の中では言っていますけれども、依然としてなくなるならないというのは、やはりそこまで目が届いていない。しからば、それをみんな村が監視体制を強化するという、それは物理的に無理な話なので、やはり原因はそこに私はあると思いますので、そこをしっかりとやっていただくということにつけるのかなというふうに思います。

あわせて、今担当課長か申しあげましたように、それを補完する意味ではないんですけども、チェック機能を役場のほうでもやらせていただいています。それだけでは十分ではないので、やっぱり業者の指導監督というものが一番なのかなと、こんなふうに思っています。もちろん、そういう声をいつでも届けていただく。届けていただいているというふうに思いますけれども、その辺の届けていただいた苦情がよく業者のほうに伝わっていない、あるいは環境省に伝わっていないという話も私聞いていますので、その辺の連携を密にして、できるだけ、そういう不適切な除染が行われないように、村としても指導監督に努めていきたいと、こんなふうに思っています。

委員（佐藤八郎君） 私の聞き不足かどうか、わかりませんが、あらゆる工事においては、監督する、要するに、図面どおり、ガイドラインどおりやるか、やらないかというのはつきもので、その費用も、請負するときの予算の中に監督するものも入っていると私は思っているんですけども。そういう流れの中でやっている国家予算をかけたの工事、事業なので、私ども被害者と約束したガイドラインを守らないというのは、今、副村長が言う請負の流れは、もちろん孫、ひこまであるんでしょうけれども、発注した国

側にすれば大問題ではないんですか。

副村長（門馬伸市君） 私は全部と言っているわけではないんですが、書類上では、出来高、中間とかと上がってきますよね。書類上ではわからないんです。現場ですから、その現場、書類が出てくる中間なり、出来高の書類が出てくる前の段階の現場での作業の状況がよく監督していないと、書類上ではオーケー、でも、村民から、「このところきちっとやっていないよ」、あるいは「屋根ふいていないよ」、あるいは「足場だけつってすぐ取り壊したよ」なんていう電話がかかってくるわけですよ。ですから、書類上だけではわからない。やっぱり日々の除染の状況を監督をしていかないと、それは当然経費の中に入っているわけでしょうから、それをおろそかにしている業者が、全部ではないですけれども、あるということなんです。

ですから、質の問題になってくる。質だけを私は言っておりませんので、やはりわかった時点でその都度、環境省なり、ゼネコンのほうには話しをしているわけです。ですから、大分、担当課のほうでも言っていますから、かなり少なくなっちはきているというふうに思いますけれども、でも、結構、私らのほうまで電話がかかってくるのを見ると、そういうものも現実的でないということではなくて、あるんだなということですので、その都度、その都度、そういう指導をしているということでもあります。

委員（佐藤八郎君） 今、副村長のお話を聞いて少しは安心しているんですが、村長も入った会議でもそういうことを言っていると。それでも、なおかつこの状況だというのはわかりました。

次、甲状腺検査で、検診進められておりますけれども、この予算での実施内容、検診率アップ云々ありますけれども、きのうの伊東委員からもありましたけれども、どうも、今までの甲状腺検査のみでは、もう少し年月とか、もう少し何か重症化ないとなつてこないような部分あるんですけれども、尿検査や血液検査という検査項目の変更をして、なるべく早く早期症状をつかむことができないのかどうか。何かないのかなと私自身思って、先日、一般質問で申し上げたように、県の部長さんが出た要求というか、交渉に参考のために来たときも、非常に甲状腺検査そのものが一元化されていて、もったきちんちとつかむという努力になっていないということが頭に残って仕方がないんですけれども。将来の子供や若者のことですから、なるべく早くきちんとつかむというのが大事ななというふうに思うんですけれども、そういう意味では項目の変更というものはないんでしょうか。国・県でやらない限りやらないという流れでしょうか。

健康福祉課長（高橋正文君） 甲状腺検査等、放射線の影響等を見る検査ということだと思いますが、まず、甲状腺検査は、県のほうでは2年に1回ずつやっている。その間を埋めるのは村単独で実施していく。県の県民健康調査については、今委員おっしゃったように、血小板数の検査とか、それから白血球の分画検査、さらにはEGFR検査という、これは腎機能の検査ですね。これは生活習慣病の経過を見るということで県のほうでは上乘せをしてやると。それに合わせて、村の総合健診もこの血小板、あとは白血球分画等も上乘せして実施していく。そういうことで、放射線の影響があるかどうかというものを経過をつかんでいくということでございます。

ただ、今委員おっしゃったような、さらに効果のある検査というものがあるとすれば、

専門チーム等からの報告等でそういう検査項目があるとすれば、村でも上乘せして実施するとかを検討してまいりたいと思っております。

委員（佐藤八郎君） ホールボディーカウンターもそうですけれども、「ND」の限りなく近いところにあるのか、「ND」のかなり遠いところにあるのかもよくわからないし、受けた人はほとんど「ND」、「何だ、あれは」と言って、「じゃあ、そんなの受けないわ」という流れができ上がってしまっているんですけども。

自分の体が4年たったときにどういうふうになったか。先ほど、副村長が別な項目で、継続してやることの推移を見るのが大事だということ。それは除染とか土の話です。もっとも大事な村民の体、命の推移を見ることを重要視しないで、どこに村が存続するかというふうに私はずっと思っております。そういう流れからすれば、もう少し継続した、一人一人の体が放射線によって被曝したことによってどういうふうになってきているのかつかめるような、整理できるような年に27年は向かっているのではないかと思うんですけども、その辺はどういうふうに考えておりますか。

健康福祉課長（高橋正文君） 内部被ばく検査は、今委員おっしゃったように、対象が3,200人のうち約800人ぐらいしか、現在は受診していないという状況でございます。これは今おっしゃったような、「ND」なので受けなくてもいいという考えもあると思います。内部被ばく検査については、ある程度、体の中に食物を入れたりしない限りは「ND」なのかなという認識を持っております。

ただ、甲状腺検査については、佐藤委員おっしゃるとおり、長期的に継続して見守っていく必要がなるということでありまして。村民の体に放射線の影響があるか否かというのは、福島県立医大とか専門チームの検証に委ねるといたしまして、村としては、今委員おっしゃるとおり、長期的に検査体制を続けていけるような配慮とか、あとは財源等については今後も国や県に要望していくということになると思います。

委員（佐藤八郎君） 何年も問題になっております災害弔慰金、今年も若干でありますけれども、予算を組まれているようなので。だんだん年数がたつとともに、事故との因果関係、まして審査会の不透明さもあって、どう理解して、どの場合に申請していいのか、あくまでも申請主義なのですけれども、前、村長の答弁を聞くと、いつまでも弔慰金ではないだろうみたいな話がありましたけれども。そのことは、27年度において弔慰金というものがなくなっていくのか。そういうものはもう必要ないとするものなのか。申請主義の部分で、申請させる工夫なり、原因、因果関係を村がきちんと証明してやるなり、亡くなった方への支援というのはどういう取り組みにしていくおつもりなのか、伺うものであります。

健康福祉課長（高橋正文君） 災害弔慰金につきましては、今おっしゃるとおり、3年目以降はなかなか認定になりづらいというのが現状でございます。この原因については、やはり申請された方本人が直接に災害に起因するということを証明しなければならないということになると思います。さらに、自治体によって認定率に幅があるというのも現実でございます。これは、一つには、避難の時期とか、避難経過とか、自治体によって状況がさまざまであるということで、当然幅が出てくるということでありまして。津波があった地方では、家族が亡くなって行方不明のまま、着のみ着のまま避難するとか、そうい

ったことで心へのダメージが非常に大きくなるとか、そういうことでいろいろ幅が出てくるということでもあります。

災害弔慰金は、公的扶助でございますので、一律皆さんに支給するというような性質のものではありません。村としては、そういう災害弔慰金に該当しなかった方に、発災後2年以内に亡くなった方に、単独弔慰金ということで、141名の方に1人当たり30万円ずつ、4,230万円を給付したということでもあります。

27年度についても、一応2名分、世帯にすれば、250万、掛ける2名を計上しております。申請は年々少なくなってきましたが、申請があった方については村の審査会にかけて丁寧に対応してまいりたいと考えています。

委員（佐藤八郎君） 病気になってすぐに亡くなるという方もいますけれども、こういう事故にあったことが病気の発症になり何年もして亡くなる方も、それぞれいろいろ、村長の言う、少し考えたいろいろ以上にいろいろあるのであります。そういうことからすれば、3年以降なかなか認められない状況になるというのは、国の姿勢なのか、審査会の姿勢なのか、わかりませんが、私はそういうものではないのではないかと。

考えてみてくださいよ。飯館の一戸建てのうちで、40年、50年、財産とともに作り上げ、子供を育て、一戸建てで、自然環境豊かで、野山のもものを食べ、そういったものが一気に違う、こういう生活にさせられて、そういう要因が発生し、それが何年も続いた中で亡くなっていくという、こういう状態が続いているのではありませんか、現実には。

この現実、実態に合ったものにしていく、改めていくというのが私は本来あるべき災害弔慰金のあり方かなと思うんですけども。その辺の要求は、村としてはしていつているのかどうか。国なりにだんだん認められなくなってきた、だけで済ませているのか、伺うものであります。

健康福祉課長（高橋正文君） まず、審査会は、岩手・宮城等は県のほうで広域的にやる。福島県についてはそれぞれの市町村に委ねられているということで、この辺も当初、県のほうで県ではやらないということで、市町村に任せられているということでもあります。

国・県のほうに要望しているのかということですが、村の審査会においては、災害救助法に基づいて、新潟地震のときに長岡基準というものがございまして、その基準に大体どの市町村も基づいてやっているということですが、ですから、認定等について、国等には要望ということはしてございません。

委員（佐藤八郎君） 村長、これはやむを得ない状況なんですか、これは。

村長（菅野典雄君） 避難生活で大変な生活を強いているわけですから、一人でも多くもらってあげたいという思いは全く持っています。ただ、その判断はそれぞれ自治体のということに福島県がなっているという話、今ありました。福島県飯館村は、そういうわけで、5人だったと思いますが、審査委員に委ねているという、こういうことありますから、その方たちの判断にお任せをしたわけですから、その判断に従うしかないなというふうに思っています。現実には、どこまでがこの避難のためかというのは、この前も、随分前の答弁にもしましたように、なかなか、だんだん時間とともにわからなくなっているということで、近ごろはなかなかこの関連死が出てこないということではないのかなという気がします。

したがって、これからも判断に委ねると、こういう形で村としてはいきたいと、このように思っているところであります。

委員（佐藤八郎君） 先ほど、除染のところで聞くのを忘れたんですけども、27年度の除染の低下率は2分の1でしょうか、5ミリ以下でしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 27年度の低下率というのは、推定値という話でしょうか。

◎休憩の宣告

委員長（松下義喜君） 休憩します。

（午前11時08分）

◎再開の宣告

委員長（松下義喜君）

（午前11時08分）

除染推進課長（中川喜昭君） 今回、国の直轄除染をやっているということで、国の除染計画で進めております。今回の本格除染に当たっては、前からお話しておりますが、時間当たり1マイクロシーベルト以下を目指す、年間5ミリシーベルトより下げるという考えでございます。

以上であります。

委員長（松下義喜君） そのほか質疑ありませんか。

委員（伊東 利君） 何点か、お尋ねをします。

説明資料のほうでいきますが、30ページにあります仮設住宅入居高齢者等健康管理業務ということで、八子医院に委託をし、歩数管理、高性能の歩数計を配布して、個人的なプログラムによってのおのおのの指導を行っているということでもあります。これについての考え方と、前の年もやっておりますけれども、この実績と管理というものはどういう管理がされるのか、伺うものであります。

健康福祉課長（高橋正文君） これは民間の病院にお願いをして、健康教室等を実施している事業でございますが、例として歩数計という記載がありますけれども、これ等によって、仮設等に住む方々の日常生活の生活サイクルとか、食生活の内容とか、いろいろデータを集めまして、その人個別の、この方は運動不足、この方は食生活、生活習慣のこういうところを直せばいいんじゃないでしょうか。その辺を病院のほうでデータを管理いたしまして、個別に運動教室等で指導して健康につなげてまいりたいという事業でございます。

委員（伊東 利君） 現在、それに何名の方が登録され管理のもとに相談を受けているのかということ伺います。

健康福祉課長（高橋正文君） ちょっと今、人数等のデータ持ち合わせていなかったものから、調べてご報告させていただきます。

委員（伊東 利君） 今のお話ですと、個人の健康管理がされるということでもありますね。ということは、大変にいいことだと私は思います。私の思うには、やはり固定したところだけじゃなくて、やっぱり幅を広げるといって、いいものは広げなくてはならないと思います。やっぱり運動している方、こう見てもいっぱい運動しているように見受けられます。さらには、運動したくてもできないのか、やる気がないのか、それはまた別な話で

ありますが、そういう誘導する一つの、全体的に広げていくということ、仮設は狭い厳しい環境だということも理解できないわけではありませんけれども、ややそれに準ずるような環境の方々はいっぱいおるんじゃないかなと思います。そういう呼びかけ、投げかけ、そういうものをして、例えば、ここでは歩数計を渡して、それに基づいてデータ管理するというのですから、そういうものは貸し与えて、それを回収して、そしてその人のデータを送って、今言ったような答えは出して提供だけでいいんじゃないかなと。単純に考えると思うんです。一部でなくてもっと、手を挙げない人は別な話ですけども、そういう私は管理を、こういうことで自分のデータを見たい、運動不足に陥っているのかどうか分からない、そういう部分をやっぱり広めたらよろしいのではないかなということでの発言でございますので、その辺をもう一度お聞かせください。

健康福祉課長（高橋正文君） 今伊東委員からいただきました詳しい事業内容、26年度からもやっている事業内容を申し上げますと、仮設住宅は、11カ所で出向いてやっております。それから公営宿舎も行っていきます。いやしの宿では月に2回、この事業で健康教室を実施していると。さらに、今あったように、個々の仮設から、こんなこともやってほしいという要望があれば対応してまいりたいと考えています。

委員（伊東 利君） ぜひ、そういういいものは広げて、やっぱり、きのうも申し上げましたけれども、公平にある程度はやっぱりしていただくというのが村民の願いではないかなと思うのであります。

じゃあ、次に移ります。

次に、老人クラブ連合会、それから単位老人クラブの活動助成というのですか、説明の中では、活動が鈍って休む老人クラブも出てきているというような説明もありました。実は、若者も大切ですけども、老人もやっぱり大切にしないといけないと思います。活動というのは、当然、これを見ますと、連合会でやるスポーツとか何とか、あとは健康づくりとかいうものがありますけれども、私はもっと支援をして活動ができるように、というのは、我々も老人クラブに加入なんですね。この年代が今度吸い上がる部分になっていかないから、老人クラブの高齢化なんですね。だから、その下の60代から入れるのでしょうか、加入というのは地域によって違いますけれども。誰も加入しない。自然衰退なんです。何もつながらないから、あとやることがないと。こういう活動の支援を受けながらいろいろな大会とか何かをやって、スポーツでみんなをつなげようとか、参加するようになると、もっともっと70代前半の方々とか何とかが参加しやすくなるのかなと。そうすると、支部の活動も高まってくるのではないかなと私は思うんです。我が行政区の老人クラブの活動を見ても、一回の案内も来ないし、総会もやっているのかどうか分からない。そんなような状況ではまずいと思うんですね。だから、そういう仕掛けをしながら活動をして、やっぱり元気な老人クラブをつくっていくという状況をつくる仕掛けが必要ではないのかなと思っております。

健康福祉課長（高橋正文君） 老人会の関係でご質問ですが、確かに本会のほうは、グランドゴルフ大会とか、ゲートボール大会とか、村全域の老人対象にいろいろな事業を行っているところであります。

今ありました単位クラブについては、行政区単位にいろいろな事業を行っている。た

だ、一部、今おっしゃったように、高齢化が進んでいるということで、一番は役員のなり手がいない。役員改選のときに、次の会長さんを決めるとなるとなかなか手がなくて、それならやめたほうがいいんじゃないかなんていうことになる。それから、いろいろ会議の資料とかをつくるのもなかなかお年寄りの中では大変だと。今、伊東委員言ったように、60歳から入れるわけですから、若い高齢者というか、そういう方に村でもいろいろ支援、お手伝いして、その単位クラブが運営が継続できるような、27年度も対応してまいりたいと考えております。

委員（伊東 利君） 全くそのとおりでと思うんです、私も。なぜ言うかといいますと、今ばらばらになっている。なかなか容易でない。しかし、帰村するときが一番帰るのはこの方々だと言っているんでしょう。帰ったときにまたそこから始まるのではやっぱりなかなか難しいと思うんですよ。だから、継続……、今言ったとおりで大変なんだ、本当に会長さん、特に。どこでもそういう話は、老人会だけでなく全ての団体がこんな状況にあります。それはそれなりで、次の世代をつくっていかないからなので、そういう世代をつくることの何か支援というのか、そういうものがあればまた変わってくるのではないかなと。大体60ぐらいの人はそのくらいつくられる人間になってきていると思いますから、そういう方々に移行していく、しなくてはならないと思いますし、やっぱり帰ったときに、こういう方々がいっぱい多分帰る率高いわけですから、だから、即、そういう活動を通じて、村づくり、地域づくりに何とか貢献できる、そういう仕組みにするには大切なやっぱり組織なのではないかなと私は思って、今発言しています。

健康福祉課長（高橋正文君） 確かに老人会の単位というのは、生きがづくり、今しあわせカフェなんかを新たに立ち上げていますが、既に既存の団体でございますから、生きがづくりなどにも非常に大切な役割があると思っております。

先ほど申しあげました老人会の若手グループというのでしょうか、その方々たちに支援を行う県の社協の事業等もあるようでございますので、その辺も単位クラブのほうにご紹介申しあげて、ぜひ、活用していただくように働きかけたいと思っております。

それから、もう1点、先ほどの八子医院の健康教室の実績でございますが、松川仮設、第二仮設以下、13カ所、いやしの宿までですが、延べで1,966名の参加がございました。

委員（伊東 利君） 今の、戻ります。仮設入居者の高齢者の健康管理の部分です。1,966名ですね。この参加者からの意向というのは、どういう反応というのですか、効果というのか、認められますか。

健康福祉課長（高橋正文君） 全体の意向というのは把握はしていませんが、一部申し上げますと、毎回欠かさず出席を楽しみしているとか、体が軽くなったとか、それから、これは大事なことだと思いますが、心の問題で、気持ちが前向きになったとかという声が寄せられており、効果は上がっていると考えております。

委員（伊東 利君） それでは質問を変えます。

これは毎回お尋ねして聞いているところなんです、35の八木沢移住体験住宅賃貸料ということで、年間12万円ではあります、計上されています。これは発災後、いなくなった何だのという話は、2回くらい、多分私も同じく質問しているわけですから聞いていますけれども、今後というか、今の状況だけ把握したいんですが、どのような状況に

なっているんですか。

生活支援対策課長（細川 亨君） ただいまの質問は八木沢移住体験住宅の賃貸料12万の、借りている人の今の現状ということでございますが、今新居を探している最中でございます。そちらのほうが見つかり次第、そちらのほうに移動するということでもあります。

以上です。

委員（伊東 利君） じゃあ、質問を変えます。

38ページ、復興対策課農政係のほうにお尋ね申し上げます。

ここ2年ほど、園芸団地復興対策とか、支援対策、被災者一時就農支援対策、被災地農業復興総合支援事業というようなことで、これまで多額の支援をし、農業の技術の向上なり、その発展に努めてきたということでもあります。そういうことで成果は認めるものでありますが、帰村をする状況が将来発生します。そのときにこの方々が新たに村に戻って就農するという意欲、そういうあらわれを感じるものか。さらには、調査をして将来の方向づけがされているのか何うものであります。

復興対策課長（愛澤伸一君） 避難先での営農再開の支援でございますけれども、避難直後から住民の方からの営農再開の希望等をお聞きしまして、村としてはなるべく希望に沿った形で避難先で営農再開ができるように、国・県の補助事業を探しながら、随時対応してまいったところでございます。ただ、本事業につきましては、避難先での営農再開はもちろんそうでございますが、こちらは農業者の技術の継承あるいは営農意欲の継承ということを主眼としてございまして、最終的にはと申しますか、根本的な目的は、村の中での営農再開意欲を継続していただくというのが基本的な村としての考えでございますので、こちらの補助事業等々を農家の方にお話しする際にも、ぜひそのようなことで村の中での営農再開を進めるための事業であるので、その点については十分理解していただきたい旨、お話しをしてきたところでございます。

委員（伊東 利君） そういうことで理解されていることと理解するわけではありますが、やはり、この方々はずっと被災後もずっとやっているわけであって、意欲も高い、さらに技術を持っているということですから、将来、飯舘で本当に生活できるのはいつなのかわかりませんが、そういう意欲があるという理解をしておればいいんですね。

それから、もう一つなんです、今年の計画に山武市で牛舎をつくって牛のブランドを守っていくんだという意気込みでやられます。ちなみに、今、飯舘牛ということで、ブランド維持の目的で何頭、この1戸の農家じゃないですよ、何頭がブランド牛というようにして継続飼育されているのでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 厳密に申し上げますと、飯舘牛は飯舘村内で肥育されて出荷されたものということでございますので、今、厳密な意味での飯舘牛というのはいないということでございます。

委員（伊東 利君） 優良牛の持ち出しというのはやったわけですよね。その飯舘の優良牛の持ち出しの部分で何頭あったんでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 済みません、ちょっと資料を調べますので、お時間をいただきたいと思っております。

委員（伊東 利君） じゃあ、質問を変えて、41ページにあります危険木除去業務というよう

なことで、32本撤去するんだ、除去するんだというようなことで29万7,000円ですけれども、計上されました。私は大変にいいと思っています。前も回って見ていて、危ないような木がぞろぞろ出ているわけですね。これは雪で折れる、あとは風で倒れる、交通障害なり何なりもあるんでしょうけれども、そういうもので心配しておりました。この32本のこれはどういうことで32本、これば行政区からの指定とか、村の職員巡回とか、見守り隊とかとあると思うんですけれども、32本だったんでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 村内全域見回ったわけですが、職員と、その後、森林組合さんのほうにも見ていただいて木を特定させていただいたということでございます。

委員（伊東 利君） それでは、今後もこういう危険なものが、今後いろいろ除染も活発になるとなりますと、危険な部分が村道なり、県道なりいろいろ出ているようでありますので、随時この部分についてはふやしながら進めていただきたいということでもあります。

それから、同じページで去年も聞いていた部分だと思えますが、森林保険、これは今価値のない山だと思ふというようなことでやっていた記憶あるんですけれども、昨年、雪で調査を委託してやっているということの話であったような気がするんですけれども、これについての損害額の確定とか、それから保険の対象になるのか等について伺うものであります。

復興対策課長（愛澤伸一君） 昨年の雪害での公有林の被害状況でございますが、26年、昨年4月22日から6月27日までおよそ2カ月かけまして、森林組合のほうで事前調査を行ってございます。それから、それを受けて7月23日に損害発生の通知書を県の森林組合連合会のほうに提出。その後、それを受けまして、12月の15日と16日に県の連合会によります現地調査を行っておりますが、残念ながら、2日間では全部調査できなかったということで、今のところ調査未了の状態でございます。間もなく再開されるものと思っております。この調査が完了し次第、全国森林組合連合会のほうに被害状況の調書が提出され、提出後2カ月ないし3カ月後に入金されると、こういう流れになっているようでございます。

委員（伊東 利君） わかりました。

もう2点ほど伺います。

33ページであります。戻りまして、保育所運営の委託費で給食の検査業務というものがありますね。検査業務は大変必要なことですが、この委託先、ちょっと確認できなかったんですが、委託先。さらには、これは別なところにあるからか、何かわかりませんが、給食センターとの検査の兼ね合いというのは、できないことになるわけなんですか。

健康福祉課長（高橋正文君） 保育所の給食の検査業務ということで、まず、委託先はいいたて福祉会のほうに委託してございます。給食センターとの兼ね合いですが、保育所では、別途、別な昼食を保育所内で作りまして食べていただいているということで、別々な検査体制になってございます。

委員（伊東 利君） じゃあ、最後の質問です。

59ページ、きのうも地域支援事業ということで、文化財なり、何なりの支援、保存をするんだということでありました。それはそれとして認めたいと思えますし、大切なこと

だと思います。さらには、その上に今までもずっと保存してきた村指定の文化財がありますね。若干の保存補修をしています。ここで私伺いたいのは、保存木の11件がありますね。ちょっと前のお話で、除染のために保存木を切りたい、切れないのか等々の話も受けたやに思うんですが、この辺は今どのようなになっているのか確認したいと思います。

教育課長（村山宏行君） 村指定の保存木についての除染でありますけれども、基本的に、保存木につきましても、個人の持ち物であったり、あるいは共有、神社とか共有のものであったりということがあります。どうしても避難によって家のケアができない。あるいは樹木の管理ができないということがあって、屋根にその枝が落ちてしまってどうも不安だということで、切りたいということがありました。昨年、実際に、26年度中に指定を外して、こちらが確認に行ったときには既に切られてしまったというものもございません。現状では、やはり避難の中であって管理が難しいという、そういう状況があるのかなというふうに思っております。

委員（伊東 利君） ということは、それはそれでよろしいんですが、11件についてのあれはそこには入っていない、整理されたものだというのでよろしいでしょうか。

教育課長（村山宏行君） そのとおりでございます。26年度に指定を外したということが、その結果11件ということでございます。

委員（伊東 利君） では、最後に、この文化財の部分の一覧表みたいなものがありましたならばご提供願います。終わります。

復興対策課長（愛澤伸一君） 済みません。先ほどの資料でございますが、ちょっと間に合わないようでございます。もうしばらくお時間いただいて準備させていただきます。

委員長（松下義喜君） そのほか質疑はありませんか。

委員（佐藤長平君） きノウ、村長はうそをつきました。あなたはうそつきだ。去年の3月議会中から教育事務所には行っていないという答弁をしました。あなたはこういう答弁をしています。

教育事務所へ3月17日3時に村長が訪問して、対応者は相双事務所長の佐川正人さんだということであります。この内容については、校長が3人から1人になったことを聞いての訪問であります。相双事務所長としては、この時期に1人動かすのは大変残念できません。県教委としては、来年には3校、3校長ということで善処します。今後は、要請行動がなくても、来年は大丈夫だと言っていたらと、あなたは答えています。

うそをつきましたね。

村長（菅野典雄君） 今のお話を聞いて、そういうことがあったなと思い出したところであります。毎日いろいろなことがありますから、なかなか思い出せなかったんですが、今そのような答弁をさせていただいたのが記録としてあるのであれば間違いはないというふうに思っておりますが、先ほども、きノウもお話ししましたように、その後いろいろな声を聞きますと、今の体制が大変スムーズにいらっていると、こういうことでもありますので、その後のいわゆる問いかけというものは全くしていない、こういうことでもあります。

以上であります。

委員（佐藤長平君） 今後の要請行動がなくても、来年は大丈夫だと言っていました。このことについて、じゃあ、我々に何か説明がありましたか。何もしないで、教育長と2

人でやっていたのではないですか。嚴重処分が出て、問責が出て、その後の経過ですよ、これは。全くなっていない。どう責任をとるんですか。

村長（菅野典雄君） ですから、先ほども繰り返しのようになりますが、現状に、4月からスタートをして、今いろいろな人たちと別な会議やその他で会いまして話を聞きますと、大変いい形になっていると、こういうことでありますので、そのままにしてしまったということでもあります。

特別、私、教育長と結託も何もしていません。多分、教育委員会のほうも、そういう考え方で進めたということではないかなと。

ただ、途中の過程で、その辺の話はしなかったというのは確かに配慮を欠いたなど、こんなふうに思っているところでもあります。責任というのは、まさにこれだけの大変なときでありますから、さらにさらに皆さん方の声を真摯に聞きながら、子供たちのためにしっかりとやっていくということが責任のとり方になるのではないかなというふうに思っております。今言われて、全く記憶になかったことでもありますから、うその形になったというのは心からおわびをここでさせていただきたいと思えます。申しわけございませんでした。

委員（佐藤長平君） 村長みずからが20%の減給処分、教育長も本当は20%というのはいかかなものかということで、議会は問責決議に至ったのであります。その受けたことの責任が2人には……、その責任をとっていないのではないですか。処分を受けただけで、全くの反省もしなくてずっときたんじゃないですか。違いますか。

村長（菅野典雄君） 皆さん方との話し合いの中で、責任のとり方というのは、一つの形として、20%の今までの20に20の40%のカットということと問責決議案であります。もう一つは、やはり道義的にどういうふうに対応するかということが責任のとり方だというふうに思っています。そこを今指摘したんだろうというふうに思いますが、いろいろなお話は聞かせていただいて、いい形になっているということでもありますので、そこに委ねてしまったということで、皆さん方への途中の経過説明はしなかったということは、先ほどからもおわびをしているところでもあります。

以上であります。

委員（佐藤長平君） おわびをする、しないではないでしょう。県教委とこういう一つの交渉、契約をやってきたんでしょ、あなたは。それを変えるというときは、変えるなりの段取りがあるでしょう。その空間はどういうふうに説明するんですか。

村長（菅野典雄君） ですから、そういう話は、多分その当時の教育事務所さんもそのように話したんだろうと思いますけれども、その後、今のような状況があったので、その後の交渉はしなかったということでもありますから、そのままになったと、こういうことだろうというふうに思っております。

委員（佐藤長平君） 県教委とお願いして、一つの契約をしたわけでしょう。文書はないけれども、言葉の契約を。そういうふうになったというか、そのことを県教委とも話しをするというのがあなたの責任じゃないんじゃないですか。何もやらないで、教育長と結託して進めてきたのですか、これは。そうしか思えませんよ。そう思わないですか。簡単に弁明しているけれども。相手方があったんですよ。じゃあ、何しに行ったのですか、

あなたは。責任をとれよ、責任を。

村長（菅野典雄君） 結託とか何かという気持ちは全くさらさらありません。ただ、その話しをしたというのは、全く私の記憶から抜けていましたので、その点では、全く責任者として申しわけないし、やはり大変なことをしたというふうには思っております。ただ、少なくとも子供たちのことは思いながら、それなりに考えて対処を、その都度、その都度、対処させていただいたということでもあります。

以上であります。

委員（佐藤長平君） 子供たち、子供たちと言うけれども、お互いにそう思ってやっているんだからね。あなた方、あなたの専売特許ではないんだよ、子供というのは。軽々しく言ってもらっては困る。みんな同じ気持ちで対応しているんだよ。結果として、20%の処分と問責決議だったでしょう。何を言っているんですか。せっかく3校、3校長、来年は対応しますと言ってもらってきたんでしょう。あのときの燃える思いが通じたんでしょう、あなたが行って。それを勝手に何でこんなふうにかすのですか。そんな権利はあなたにはないよ、説明もしないで教育長を使って動かすなんていうのは。ありますか。ないでしょう。分権からすれば。何を言っているんですか。答弁をいただきたい。

村長（菅野典雄君） 何度も言いますように、教育長を使って結託したとか何かというのは全くございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。ただ、そのようなことを今お話をいただいて、あったなということでもありますから、その結果、こういう形でいきますという話は、教育事務所に私としてはしなければならなかったのかなというふうに思っておりますが、先ほど、間違っ、うそをついたというふうな話がありましたように、全く私の頭からは抜けておりましたので、その後の状況の中で、このままでいいんだなというふうに思ったということでありまして、正直に申し上げているところであります。

委員（佐藤長平君） みずからの責任に対して、どういう責任をとりますか。

村長（菅野典雄君） 記憶を失って、しっかりとした話の中をそのままにしてしまったというのは、全く私としてはあってはならないことだと、こんなふうには思っておりますが、責任としては、今さら、一生懸命やってきましたので、さらによくするという以外にないと、このように思っております。

委員（佐藤長平君） 責任はとらないということですか。

村長（菅野典雄君） 誠心誠意努力するということが責任としてやらせていただきたいということでもあります。

委員（佐藤長平君） 責任については、議会のほうで対応すればいいということでしょうか。

村長（菅野典雄君） 今のお話を聞いてどのようにとられるか、それはそれで議会の判断に委ねるしかありませんけれども、私は私で、精いっぱいやっていくというつもりであります。どのような、議会からの判断をいただこうと、精いっぱいこの難局を乗り切るために努力をするということで、それしか、責任のとりようはないのではないかとこのように思っております。

委員（佐藤長平君） 難局はお互いさまなんだからね。自分の専売特許ではございません。

教育長、教育長もきのう、うそつきましたね。気づいておられるでしょうか。

教育長（八巻義徳君） いや、わかりません。

委員（佐藤長平君） 人事の件について、あなたは全く知らない。その情報は県教委にあって、私のところには来ていない。私も、去年、おとしの教育委員会の流れを見ました。あなたのところには内示は、今までの慣例ですと、3月上旬には来ているはずですが、きのうより前には出ているはずですが。学校長初め教職員の皆さんの人事異動については、今全て、そのゲラは新聞社にもあったそうでもあります。ということは、教育委員会にそのことがない状況の中でゲラが新聞社に回る、あり得ません。何でそんなうそを、きのう、ついたんですか。

教育長（八巻義徳君） きんのう、人事のことで申し上げたことというのは、全くそのとおりでありまして、私ども、当然、村の教育委員会、人事のことを県が決めることについて、そうした情報はない、わからないと申し上げております。全くそのとおりであります。したがって、今それぞれ教育事務所で考えたりしたものが下におりている。そして、それぞれのところで内示について、または内々示についての確認の作業が入っているということは存じ上げています。

以上です。

委員（佐藤長平君） あなたのところに内示、来ていないのですか。来てるでしょう。本当に来ていないのですか。本当に来ていないのですか。県教委はよこさないのですか。それだけ、あなたが無視されているのですか。教育課長のところには来ていないでしょう。課長、内示来ているでしょう、教職員の。

教育課長（村山宏行君） 内示は来ておりません。

委員（佐藤長平君） じゃあ、よこさないということでよろしいですか。確認するから。

#### ◎休憩の宣告

委員長（松下義喜君） 喫飯のため休憩します。再開は13時10分からとします。

（午前 11時56分）

#### ◎再開の宣告

委員長（松下義喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時10分）

委員長（松下義喜君） これより質疑を求めます。

委員（佐藤長平君） 改めて質問をいたします。

教育長、県教委からの内示はなかったんですか。

教育長（八巻義徳君） ご心配をおかけしております。きのう、福島県教育委員会の人事は福島県教育委員会が決めますと。そして、きのう、その個別人事は、私どもかかわる立場にはありませんとお話しさせていただきました。きょう、先ほど、人事の進捗に関するご質問が出ました。私ども、人事の進捗というのは、私は守秘事項だと思います。ここで、お答えできないというふうに申し上げ、お叱りいただくことは察しがつきますが、コンプライアンス上、守るものは守ると、守秘すべきことは守秘させていただきたいと思っております。ですから、今、人事の関係で申し上げることができるのは、今後、私ども村教育委員会のほうに文書が届いて、そして村教育委員会のほうで合議の手続を図るということでもあります。

それから、先ほど委員から新聞社云々というお話がありましたが、新聞発表というのは

正式な辞令が出てからの発表でありまして、その前に新聞に出るとすれば、「何々か」、「何々の方向か」というふうなものは以前見たことがあります。いずれにしろ、本当にご心配をおかけしていますが、私ども、先日、子供たちのアンケートで、小学校が、「学校が楽しい」というのが91%、それから「授業がおもしろい」というのが96%、そんな学校であることも重ねて申し上げて、ご理解賜りたいと思います。

委員（佐藤長平君） 守秘義務上、答えられませんという答えが出ました。

それでは、実は昨年26年度の3月の予算委員会で、私が、内示は24日に出ている話なんですけれども、当村の教育の根幹にかかわる問題として、3学校の校長の人事についてただしましたところ、あなたは、それじゃあ、守秘義務を逸脱して私らに答えたのでしょうか。

教育長（八巻義徳君） 人事と、私は組織の打診ということは別なのかなというふうに思います。こうした組織、あれは兼務体制の打診だったかと思いますが、それとは別だったのかなと。仮に、それが内示というふうな形で取られたのだとすれば私の言葉足らずだったというふうに思いますし、そうしたこと、守秘すべき事項、仮にそれが内示ととられたのであれば、また重ねてその過ちを犯すことは避けさせていただきたいというふうに思います。

委員（佐藤長平君） 守秘義務違反をしたということを認めるんですか。

教育長（八巻義徳君） 今申し上げましたように、その発言の中身、それから組織体制の問題についての私のコメントなのか。あるいは、私はそれはないと思いますけれども、人事に対するコメントというのはないと思いますが、多分、組織構造に対する打診があったことをお伝えしたことじゃないでしょうか。

委員（佐藤長平君） ぐだぐだと濁しやがって。内々示の話をして、村の教育にかかわることだから、その中であなたが認めて、それでは困ったというふうになったんでしょう。去年は逸脱して、今年も逸脱しません。教育人事はあなたのものだけのものではないよ。去年だって、いずれわかることだからという議論の中で、村の教育をどうするかということで、私が提案したんですよ。しなければ、あの議会中に村長が県教委に行ったりなんかできなかったんですよ。自分の保身ばかりして、みんなのことを思っていない。いずれわかることなんですよ。

あなたの今の話を聞いていたのでは、この予算は通りませんよ。教育予算を含めて、村の最高議決機関として来年度の予算を今審議しているんでしょう。そういうぶったくりな話というのはないでしょう。内々にしてもらいたいとか、いろいろな方法があるんじゃないですか。あなたがきのう否定したパワハラについても、内々にやっているんですよ。政治というのはそういうものじゃないんですか。あなたは何かはき違えているよ。そのことの議論をしたくないというところで。

去年、おとし、県会議員の調査で、あなたから県教委に3人から1人にしてくださいという要望があったと、強い要望があったと出ているんですよ。今年も、去年でしょうか、あなたは県教委に対して強く要望したそうですね。さまざまなあなたの周りから出ている問題で、いろいろなことが起こってきている。という議論をしましょうとこちらが言っているんだから、それに対して、あなたは答える義務があるんですよ。

どのような方法で我々に説明をするのか。そういうことを話し合うということもあるんですよ。それをやらないで、守秘義務だの、何義務だの、法律ばかり言う。普遍的な対応しかあなたはしていないんですよ。本来の議論、本来の説明をしなければならない責任を、あなたはみずから回避しているんですよ。そう思いませんか。だから、ここ2年間、あなたと議会はうまくいかない。村長とだけうまくいっていると思っているんじゃないですか。

校長や教頭、サービスの監督、去年、説明しましたね。それだけやってきたんでしょ。43条で、議会から、「こんな説明消せ」と言われたのを、あなた、覚えていないんですか。子供らが満足している、満足していると。父兄からは、先生方からは、いろいろな話が聞こえている。あなたはそのまま、教育長として、この方法でずっとやっていくんですか。教えてください。

教育長（八巻義徳君） ご意見を賜りました。いずれにしろ、本当に重ねて申し上げて恐縮ではありますが、人事に関してというのは守秘事項があります。そして、その中で、私ども規則を遵守しながら仕事をさせていただいている、職務をさせていただいているという認識は今もって変わりません。そしてまた、学校というのはさまざまな先生方がおられます。そうした中で継続して子供たちに寄り添う形の学校運営を現場と協議しながら続けていきたいというふうなことでございます。

以上です。

委員（佐藤長平君） 議会とも、そういうことでこれからもやっていくんですか。

委員長（松下義喜君） 村長。

委員（佐藤長平君） 村長になんか求めているよ。

村長（菅野典雄君） じゃあ、いいです。

教育長（八巻義徳君） 私はなかなか十分ご理解いただいているという自分の力不足、これは重々感じております。したがって、今、できるだけ議会の皆様方にもご理解いただくような説明の場につき最近も出させていただいております。したがって、これからは議員の皆様方、それから、当然学校に関係する方々たくさんいます。PTAも含めて、それから地域の方々も含めて、継続して、そうした方々からご理解いただくような、地道な努力をしてみたいというふうに思っております。

委員（佐藤長平君） しかれば、あなた方のやり方で、わかってきたことあるんです。あなたが否定してきたことで。さっき、忘れていた人もいたけれども。県の教育委員会に、3校長から1人校長体制にすることをあなたは望みましたよね。そして、今度は、自分の気に食わない教頭を、きのう言ったような内容の中で、あなたが守秘義務を守るというのならば守ってくださいよ。肝心なところの説明はあなたはしていないですよ、議会に対して。はぐらかす答弁ばかりなんです。誰も、メモをとりたくないような話ばかりで。議員さんに対する答弁をしてくださいよ。あなたが強く望んだ。残っているんですよ。どうなんですか。どちらもしなかったんですか。

教育長（八巻義徳君） たびたび申しわけありません。なかなか、いずれにしろ、昨年の4月に3人を、3つの小学校に全て兼務で1人の校長にするというふうなお話をいただいたときに、議員の皆様方にお話していなかったということでお叱りをいただいた。確かに

そのとおりでございます。

ただ、そうした中で、私ども、保護者、それから先生方といろいろと協議しながら、先ほど申し上げたような小学校ができていくということもご理解いただきたいというふうに思います。いずれにしろ、今の努力をすることによって子供たちの学びをしっかりとものにできるというふうに思っておりますし、また信じておりますし、また私の教育上の信念であることもご理解賜りたいというふうに思います。

委員（佐藤長平君） 委員長、私は3学校、3校長の件について県会議員を通して調べたところ、その要望は飯舘村教育委員会からの強い要望でなつたと、おとしの話です。

それから、今言っているのは、校長、教頭に加えて、学年の主任様まで異動させる異常な状態があつて、我々も調べたんですけども、これまた教育長からの強い要望でなつたということがわかっています。そういう、私が言ったことが正しいのか、正しくないのかと、今聞いているんです、さっきからずっと。そんなはずはありませんというのだから、それは議員のおっしゃるとおりですというのだから、どちらかだけなんです。そのほかのことを言われると、質問者としては、何をとりて答弁としていいのやら、わからなくなります。

委員長も同じじゃないですか、きのうから、教育長に再三注意していたのは、私はイエスかノーかだけでやっているんですよ。注意していただきたいと思うんですが。

委員長（松下義喜君） それでは、とりあえず、佐藤委員に確認とります。3学校校長の教育委員会の要望と教育長の要望としての出したという件については、確認はとれているんですね。

というようなご説明でございましたので、教育長に再度お伺いいたします。今の質問に対して、お答えを願いたいと思います、簡潔に。

教育長（八巻義徳君） 先ほど、教務主任、3人変えなさいというようなことを申し上げておりません。よろしいですか。

委員長（松下義喜君） 佐藤委員、その回答でどうでしょうか。

委員（佐藤長平君） 2つ言っているんです、2つ。3人というのは、小学校の3人なのか、校長、教頭、主任の3人なのか、どっちなんだ。どっちも言っていないというのですか。

教育長（八巻義徳君） 今、3人というのは、それから飯舘村立中学校の校長、そして教頭、そして教務主任、その3人を変えなさいというようなことは申し上げていません。

委員長（松下義喜君） 小学校に関して。

教育長（八巻義徳君） 小学校については、3人で、それぞれ安全上の問題があるということは議論したことは確かであります。

委員（佐藤長平君） いつですか。

教育長（八巻義徳君） 私が25年来ておりますから、25年の大体秋口ころに学校についての意見交換する場所がありますので、その場で協議していると思います。それは昨年も申し上げた内容です。

委員（佐藤長平君） 議論しただけで要望していない。それから、校長ほか3人の要望はしていないという確認でいいんですか。

教育長（八巻義徳君） はい、よろしいです。

委員（佐藤長平君） 問責決議が出ましたよね。わざわざ、村長が先ほど言ったように、佐川所長とお会いして、来年は大丈夫だという話、これは議会で説明になったんですよ。あなた、これは聞いていなかったんですか。

村長（菅野典雄君） 先ほど、答弁させていただきました。記憶、忘れていましたということとで答弁させていただきましたが、昼休みにゆっくりと考えさせていただきました。若干、違うところもありましたので、ここでお話をさせていただきたいと思います。

多分、去年の3月の議会で、佐藤長平委員が、どこからの情報か、わかりませんけれども、いわゆる校長3人を1人にするという話、いかがなものかという話が出たというところからスタートしているというふうに思っています。それは組織の問題というふうに考えましたから、多分、私もこれは大切なことだなということで、教育事務所に行って確認をしてきたところでもあります。その確認というのは、何せ、今年は異動ができないのでと、こういうことだったので、もし、来年、飯館村が望むのだったならば、それは3人に戻すことはやぶさかではありませんという答弁が、教育事務所長からあったというふうに思っています。「やります」、「お願いします」という話ではなくて、希望があればやりますという話だったと、私は改めて思い出すところでもあります。

さらに、先ほど、うそという話がありましたけれども、教育事務所に行っていないという話、そのときに行ったのは全く私忘れていましたから、これは全く謝るしかないんですが。多分、今度の人事のところでは何なんだという話になったときに、私は全く聞いていませんし、教育事務所に何ら問いかけたことは全くありません、行ったこともありませんという話になったということでもあります。したがって、ちょっと時間的な差というものがありますし、今回は、全くの人事でありますのと、やはり学校全体の組織という問題で、議会の皆さん方にやっぱり言わなければならないということでお話ししたことであり、今度は人事のことですから、今のところは言えないということなのかなと、このように思っていますので、ぜひご理解をいただきたいというふうに思っています。

以上でございます。

委員（佐藤長平君） 俺は村長に質問したんじゃないよ。こっちに質問したんだけど、村長が何だか特別と言ったんでしょ。私質問したのは教育長ですよ。

委員長（松下義喜君） 佐藤委員の質問に対して、教育長。

教育長（八巻義徳君） 済みません。十分に聞き取れなかった部分はあります。いずれにしろ、私は、重ねて申し上げます。人事についてはお話しできない部分があるとご理解いただきたい。これは教育委員会という性格もありますので、そこはご理解いただきたいというふうに思います。

委員（佐藤長平君） 教育委員会でないよ。議会で村長が我々に説明しているの。だから、メモが出てきたわけ。こっちを調べれば、村長が何と言ったか出てくるんですよ。そこで言ったのが、県教としては、来年は3校、3校長ということで善処いたしますから、今年はこの時期には動かすことは、大変失礼だけれども、できませんということと言われてきたと言ったんだよ。要請行動がなくても来年は大丈夫だという言葉をいただいてきているんですよ。今、いろいろな、そうでない、こうでないと言うかもしれないけれども、議会はそういうことで受けとめたんだよ。でも、そういう勝手なことを、我々だっ

て継続的に避難をやってきたわけですから、我々がやってきたことを、あなたはそういうことでひっくり返してしまったわけだ、横でない縦の関係を横の関係の考え方で。ちょっと考えてくださいよということで、問責決議が出たんでしょ。

それに対して、あなたは努力しなければならなかったんだよ。執行部として、議会にこういうことを伝えて、我々を説得したわけだから。でないと、あなたは問責でなくて、その上の決議だったんだよ、あなたがやった行動は。あなたはそのとき、そういうことを、今感じますと、考えなかったのかなと非常に残念であります。

やらなかった、言わなかった、いいでしょう。議長のほうに、引き続き、あなたに対する特別委員会を要求しました、また逃げられないように。今度こそは、ちゃんとあなたがどういう行動をとっていくのか、一々報告をいただくようになります。そんなことはしたくないんだけど。議会が鼻たらしになっている。議場でそういう説明をして、そういう経過になったということ、あなたは頭の中に、心の中に入れていないでずっと行動をしてきたということですか。

◎休憩の宣告

委員長（松下義喜君） 休議します。14時15分に再開いたします。

（午後1時40分）

◎再開の宣告

委員長（松下義喜君） 休憩前に引き続き協議を再開いたします。

（午後2時15分）

委員長（松下義喜君） 佐藤委員のほうから、再度、先ほどの質問、繰り返しになりますが、述べていただけますでしょうか。それで教育長の答弁をいただきたいと思います。確認のためにもう一度。

じゃあ、先ほどの質問に対して答弁をいただきたいと思います。

問責の件について、副委員長に読ませますので、ちょっと、先ほどの質問内容をお読みいただいて……。

副委員長（高野孝一君） これは概要ですけれども、継続的にやってきた。問責が出た。議会としても非常に残念である。議長に特別委員会を要求した。議場で説明して、頭に入れていないというようなことまでしか書かれていないのですけれども、佐藤長平委員、もう少し……。

◎休憩の宣告

委員長（松下義喜君） じゃあ、休議いたします。

（午後2時17分）

◎再開の宣告

委員長（松下義喜君） 再開いたします。

（午後2時17分）

教育長（八巻義徳君） 本当にご心配をおかけしております。私、福島県教育委員会の人事に関してかかわっておりません。かかわる立場にありません。改めて申し上げます。

村長（菅野典雄君） 先ほどもお話しさせていただきましたが、去年、3人の校長を1人という話が議会から出まして、組織のことでありますので、何とかここはやはりうまく進め

ないと学校のほう大変だなということで、途中でありましたけれども、教育事務所のほうに行き、どうでしょうかと言ったら、今の段階で変えることはできないので、来年、希望があればまた3人にすることはやぶさかではありませんと、こういうお話をいただいていたところでもあります。

そのことは、確かに私、今、佐藤委員から言われるまですっかり忘れておりました。ただ、その後、いろいろな形でお話を聞きましたならば、大変学校の先生の組織的にも、保護者にも、いい形になっていると、こういうことだったものですから、敢えて村のほうから、あるいは教育委員会のほうから、3人にしてくれという話はしないで済んだと、しないでいたということでもあります。

以上であります。

委員（佐藤長平君） 村長、うまく、今言っているんじゃないですか。

教育事務所へは3月17日午後3時に村長は訪問しました。対応者は相双事務所長の佐川正人さん。佐川事務所長さんはこの時期になって1人動かすのは大変なのでできません。そのような要望でしたら、県教委としては、来年には3校と3校長ということで善処します。要望があればではない。要請行動がなくても、来年は大丈夫だと言っていました。村長答弁なんです。希望があればではないよ。要請行動がなくても、来年は大丈夫だと言っていました。どっちかですよ。

村長（菅野典雄君） 私が教育事務所と話したのは今言ったとおりであります。ただ、議会には議事録がありますから、そのように話したということだと思います。そこに差異があったということは、もし、議事録が確かに、私の教育事務所と所長との話はそういう話だったというのは、先ほど昼休みに思い出しましたので、改めて、そこに誤差があったと、違いがあったということはここでお詫びをしたいと思いますし、その後のことで、順調にいていたものですから、すっかり、その議事録にあるのは記憶がありませんでしたので、そのような話にさせていただきました。間違いなく、そこには誤差があるといことは認めさせていただきますが、事実はそのようでありました。大変、議会に違ったような話しをしてしまったこと、改めてお詫びを申し上げたいと思います。申しわけありませんでした。

委員長（松下義喜君） 去年、3校長に対しては、1人になったが、現在は良好な状態になっていたため、要望はしなかったというような、再度、執行者のほうから出ております。また、中学校については、評価については出しているが、人事に関しては、村初め教育委員会では関与していないというような答弁ばかりでございますので、ひとつ同じ内容であれば、1回だけ、佐藤委員、質問していただいて、そのほか質問を変えていただきたいと思います。

委員（佐藤長平君） 村長から、去年の3月に要請行動が……。新たに質問しているからね。要請がなくても、来年は大丈夫だと所長に言ってもらったという報告を受けて、我々は安堵したわけ。そして、あなたにはもっと強い決議案を出すところだったんだけど、ワンランク下げて、問責で、そして努力してもらおうと、こういう状況の中で。という思いがあったんですよ。

それをあなたは全くやらないで、繰り返し、今も、1人のほうがいい、子供たちが喜ん

でいる。流れと全然違うことやってきたんですよ、あなたは。そう思いませんか。大体、問責を受けても、この人は謝ったことないからね。謝ったことがなかったという中には、我々と考え方、佐藤長平議員と意見が違うからときたんでしょう、多分、違うんですか。

議会というのは、議論の中の流れをととても大切にするとところなんです。その流れが変わったときには、きちんと議会にも、全員協議会等々が日ごろあるものだから、そこで伝えなければならない。それが議会と執行部の車輪の両軸という関係なんです。近づいてもだめだ、遠すぎてもだめだというものなんですよ。あなただけ、別なところにばかりタイヤが行っているんですよ、我々を置いて。車輪の両軸。車が壊れてしまう、こんなことをやられていたのでは。流れと違うことをやってきたんですよ、あなたは。何でそのことを謝罪できないんですか。せつかく、村長が行って、そういう状況になったんですよ。ワンランク下がったんですよ、処分が。我々はそれを努力するものだと思っていたんだ。全然違うほうに車輪が行っていたわけだ。車輪の両軸になっていませんよ。

どうなんですか。違うようにあなたは行動してきたんじゃないですか。議会との約束、議論の流れと違うことをあなたはやってきたんだ。そのためにこういう結果が出てきたんじゃないですか。どうなんですか、教えてくださいよ。

教育長（八巻義徳君） 昨年、そうしたお叱りをいただきまして、できるだけ議会とお話するというので、全員協議会等々、お呼びいただければご説明に上がったつもりでございます。ただ、力不足は、これは認めなければなりません、これからも継続して議会の方々のご理解を得る努力をしまいたいと思います。どうか、ご理解いただきたいと思ひます。

委員（佐藤長平君） これから議会のほうでこの問題に対する委員会をやっていきたいと思ひます。去年の轍を踏まないように協力いただけますか。

教育長（八巻義徳君） 繰り返しになって恐縮でございます。力不足であります、継続して議会の皆様方、また地域の方々からご理解いただけるような努力をしまいたいと思ひます。

委員長（松下義喜君） 平行でございますので、この件に関しては打ち切りたいと思ひます。質問を変えて、佐藤委員、お願いしたいと思ひます。

委員（佐藤長平君） 全く不愉快なやつだ。

次に、私、ちょっと関係ないと思うんですけども、でも、ちょっと私気になるものから。飯館村職員の健康相談というものを毎年やっておられますよね。その結果について、個人のは出ないというのはわかっています。大まかな所見をこの際、どこに質問したらいいかわからないけれども。

副村長（門馬伸市君） 詳細は担当課長のほうから、あるかなというふうに思ひますが、全体的な傾向としてお話をしたいと思ひます。

村では震災以降、やっぱり環境が変わって、仕事の内容も変わってということで、メンタルの面で大分問題があると、こういうお話もあって、福島市内の業務をしております保健師に、毎年、職員の健康相談に当たっていただいております。多分、スタートしたのが平成24年だったと思ひます。最初は、正職員を対象にした健康相談でありまして、当時はやはり仕事の量、あるいは環境の違い、あるいは仕事の内容が全く避難前の仕事

とは変わってしまった。そんな中で、ほとんどの人がやはり業務が過多になっているために、精神的な部分で問題が出ている職員が多かったというふうに私記憶しております。そういう相談の内容の結果を保健師のほうから受けていました。

2年目、3年目、今年もその保健師のほうから受けましたが、大分問題のある職員の数は年を追うごとに少なくなって、26年度の相談結果からすると6人程度、ちょっと考察が必要だと、こういうことで私は説明を受けております。その後、それなりに私も気を使いながら、その職員の仕事ぶりとか何かは見ているつもりであります。

それとメンタルの面で、保健師だけの相談ではなかなか難しいということで、去年から、平成25年度から、郡山にありますあさかストレスケアセンターというところのメンタルヘルスの業務も互助会のほうで委託をしてやっております。25年度は主に講習会と、それからストレスチェックをしてもらって、そのデータを集計しております。各部署によって大分違います。各課によっても違います。仕事の内容とか、量とか、そういうことで各部署で同じような意見ではないんですが、チェックではないんですが、去年は結構ストレスの調査の中身、結果からは、人数的には10人から12～13人ぐらいいたのかなと、こういうふうに思っています。今年も継続してストレスのチェック、各課、係ごとに配属されている職員の1人1人のチェックをしております。今年健康相談で6人程度と話しましたが、ほぼ、問題のある職員というのはそう差はない、6人から8人ぐらいの間だったかなというふうに思っています。

いずれにしても、仕事の環境が変わって、仕事の内容も変わって、やはり安心して自宅に戻って、ほっとするところが避難先のアパート、あるいは仮設住宅ということですから、仕事で疲れて、さらにうちに帰ってそのストレスが二重に付加される、かかってくる。私は狭いアパートに帰っていくわけですけども、普通だと自宅に行ったらほっとするんですけども、避難先に戻ると、また何となく精神的に落ち着かない。仕事のことを頭の中から離れないとか、そんなことがあって、職員は、多分仕事のストレスと避難先で、職員も家族ばらばらになっている方がおりますので、そういう関係でのストレスなんかも抱えているということで、その辺、去年から、ようやくメンタルな面もチェックなども行いながら、仕事上でのストレス、あるいは家庭上でのストレスを少しでも軽くするような対策をとるということで今取り組んでいるところであります。

年に3回ぐらいだと思いますが、職員安全衛生委員会という組織をつくっております。その中には職員の代表、あるいは組合のほうからも入ってもらって、3名だったと思いますが、組合のほうからも入ってもらって、それぞれ、今の仕事、働く環境の問題であるとか、そういうストレスの問題であるとか、その辺のところを情報交換をしながら、あるいはそういう科学的な根拠に基づいた調査に基づいた対応に取り組んでいるところであります。

委員（佐藤長平君） この中で、仕事のやる気度、非常に低いんですね。私もこの場では言いたくないような数字なんですけれども、これでは役場の中のモチベーションが上がらないのではないかなと心配するんですが、今、私の手元にある数字は25年度のものですから、その後改善されているんでしょうかね。

副村長（門馬伸市君） 庁議のときにも話はしていますが、実は仕事が忙しいからストレス

がたまるかという、必ずしもイコールにはなっていません。物すごい職場の中で残業しながらやっている職場の中でもストレスが余りないところもありますし、仕事そんなに、日中だけで帰れるような職場であってもストレスを抱えている職場がある。私らは、調査の結果を受けて中身を分析すると、やはり仕事の調整をする我々管理職の役割が、やっぱり職員のモチベーションはもちろんだけれども、仕事の調整とかそういうところに配慮しない箇所は、配慮が足りないところが職場全体として仕事の忙しさにかかわらず、ストレスがたまる。そうでないところは、仕事は忙しいんだけど、残業、残業なんだけど、生き生きと仕事をしているということがわかりました。ですので、先般、私も庁議の席でその課長たちに、やっぱり自分の職場のコミュニケーションというか、調整というのかな、仕事だけではないと思いますけれども、やはり一人一人が同じ方向を向いて仕事をしないと全く私たちの仕事は前に進みませんので、やっぱりその辺のところを管理職がしっかり目配り、気配りをして仕事を調整しないと、本当に職員はストレスがたまるんだなということがわかりましたので、さらに、さらに、今のようなところも含めて悪いところを改善しながら、職場環境はどうしようもありません。狭いところで仕事をしていますから、そういうストレスはみんな持っています。会議用の机のところでは仕事をやっているわけですから、それはもちろんありますが、それ以外の部分では、少しでも働く環境をよくしようということで努力しています。

委員（佐藤長平君） 続いて、営農再開の検討会議等々について伺うものであります。

再開に対する検討を今年いっぱいやりたいという答弁はいただいております。その中で、新しい農業といいますか、ブランド、旧ブランドの発掘あるいは新しいブランドをつくるということで、また農業法人の経営等々を出されてまいりましたけれども、会議予算はあるんですけれども、農業法人あるいは新しい農業という場合、私は旅費も必要なのではないかなというふうに思っているんですが、トータル的な予算枠になっていないような気がするんですが、いかがでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 営農再開検討会議のご質問をいただいております。復興計画に基づいて、私ども業務を進めてまいってきましたし、今後もこのような大きな方針の中で営農再開を進めたいというふうに考えております。復興計画第4版の中に大まかな営農再開までの流れが示されておりまして、次の第5版の中では、より具体的な内容が示されるというふうに聞いてございます。

私どもといたしましては、そういった方針が示された中で、その中で示された提案をどういうふうに具体化していくかということに関係者、住民の方も交えて、農業関係者参加のもとで事業に落とし込むような検討会議を立ち上げたいというふうに考えてございます。その中で、新しい農業というようなことで具体的な方針が決まってくれば、既存の旅費等も活用しながら、先進地研修はぜひ実施してまいりたいというふうに考えてございます。

委員（佐藤長平君） 今までの農林業を中心とした飯館村の基幹産業のあり方として、農協の生産部会を中心として組み立てられてきたわけなんですけど、恐らくこの避難によってばらばらになっている。そこで、この新しい農業あるいは農業法人の経営等々について、農地三法許認可の農業委員会、交流会などをやっていただいているんですが、双葉のほ

うの農業委員会の事例などを見ますと、今までの農協のそういう関連団体のような取り組みを既に始まっているというものを新聞記事で見るわけなんです、農業委員会の会長としては、今までの交流会から、どのように営農再開なり村の農業の振興について考えているのか。また、農業委員会自身がどのような考えのもとに今活動しているのか、この際、伺っておきます。

農業委員長（菅野宗夫君） 質問にお答えをいたします。

それぞれ、私たちの委員会、全く大事な命を奪われたと同じような状況の中で、農業者の代表者の組織として活動なり、さまざまな行動をとってまいってきております。避難中にそれぞれ率先して営農を続けている担い手を中心とする人たちとの意見交換会も含めて、さまざまなお話を聞きながら、これからの飯舘の農業のあり方というか、自然の活用の仕方のあり方について、それぞれ意見を聞いたり行動をとっておりますが、それらの見解につきましては、特にやはり若い人が希望が持てるような、将来的には、そのような方向づけ、あるいは今やっぱり意欲を持っている人たちが意欲をなくさないような施策をとってもらいたいとか、そういう面の声がたくさん出ております。当然、農業委員会といたしましても農業委員会独自でアンケートも全村農業者にとっております。そのような中から何かしら、一つでも、二つでも、それぞれプラスの面につながればいいなと思いつつ、今対応しているところであります。

以上です。

委員（佐藤長平君） 日ごろの活動には敬意を表するわけですが、私も今までだと農協の部会という、そういう指導機関がずっと我が村の農林業を指導してきたわけなんです、ここに来て、そこがどうも動かないというのもまた現実としてあるわけなんです。双葉町の農業委員さんはみずからそういうところにリーダーシップを発揮して、地域の農業、新しい農業というところに出てきて、肩書を見ると農業委員会のリーダーというのがわかるんですが、今後、農業委員会としてはそういう姿をつくっていかうとしているのかどうか、お尋ねいたします。

農業委員長（菅野宗夫君） 農業委員会といたしましては、それぞれ地域の農業者の代表としてこれからどういうふうにかかわっていくのか、戻る人、戻れない人、さまざまなデータからも出てきております。そのような中で、やっぱりまとめながらというか、それぞれの見解を集約しながら対応していくことが大事なのかなど。当然のことながら、今JAサイドではまだ、部会ということなんです、動きがないのでありまして、そちらにもお声をかけながら、それぞれ関係する機関と一緒にやって対応していくことの重要さ、これが大事なのかなど思っています。何せ、農業者に寄り添った、農業者に不安を与えるんじゃなくて、本当に希望をやっぱりみんなを持ちながら対応していかないと、次世代に残せるものにこれはつなげていかなければだめな部分がいっぱいあります。やはりそういうところを重点的に考えながら、農業委員会としての目的達成のために活動してまいりたい、そんな気持ちでおります。

以上です。

委員（佐藤長平君） 営農再開について、復興した場合の農業について、いろいろな議論をしてきたところであります。改めて、課長なり村長に伺うものでありますが、今農業委員

会の会長からお話がありました。それから、各行政区の動きもあるようであります。これまた積極的な行政区と消極的な行政区に分かれるのではないかというものも見えてまいりました。

もう一つ、振興公社を中心とした今の除染労働者、これをどういうふうに組み込んでいくかというのもこれからの段階だと思うんです。今、課長の説明をずっと聞いておきますと、その辺がわからないで、ただ農業者、関係者を集めて議論をずっとしているんですけども、私はそれじゃあだめだと思うんですよね。やっぱりもう一步踏み込んで、農協法人なりをどうしていくのか、それから行政区で担えるところほどのくらいあるのか。それからそういうところがないところを振興公社の労働者の皆さんに、こういうふうな流れの中でやっていってもらおうという、一つの方向性はやっぱり出しておかないと、多分、集められた人も困るのではないかなというふうに思うのでありますが、いかがでしょうか。

○ 村長（菅野典雄君） まず、避難になって、まさに農業を一生懸命やっていたそれなりの人がいっぱいいるわけでありまして、行政としては精いっぱいその対応をさせていただいたところでありまして。かなりの方が村外にハウスなり、あるいはその他の対応をしていると、こういうことでありまして、まずもって、今年度中あたりにその方が、今年度から来年度にかけて、これからどういうようなことを考えていらっしゃるのかを確認することがまず先決かなというふうにも思っています。いわゆるそのままそこでやられるのか、場合によっては戻られるのか、あるいは今の施設を飯舘村から通ってやるのかというところがまず大切だろうなど。その方たちはただじっとはしてられないということで頑張っている方でありまして、まずその方ということでありまして。

それから、今お話のありました振興公社、ここをどういうふうにするかというのは、これから皆さん方との話し合いをしていかなければなりません、第五次あるいは第四次の中で、いわゆる農地管理会社的な話も必要ではないか、こんなふうに考えて話が出てきましたし、考えてもいますし、視察にも行っています。したがって、そういうところで、どれだけ経営的にしっかりとした中で、今除染なり、あるいはその他やっていらっしゃる方に、こんなようなことを考えているけれども、移行してもらえませんか、あるいは参加してもらえませんかという話をしていくということではないかと、こんなふうに思っています。

ただ、いずれにいたしましても、厳しい状況には変わらないので、今回の基金などでどのような応援をしていくかというところにこれから真剣に考えていきたいと、このように思っているところであります。

以上でございます。

○ 委員（佐藤長平君） それぞれ、再開した人はそうしてみんな10年間は頑張っていくぞと、私どもに言っております。それはそれとして、戻る側のほうをやっぱりきちんと我々も夢と希望をつくっていかねばならないわけでありまして、早急に方向性は決める必要があるというふうに私は思うんです。

木質バイオマスでの議論と同じく、走り出して考えていくのか、考えて計画をつくってから走り出すのか。私は走り出して積み上げていく手法をとったほうがこの有時の際の

方法ではないかと思うんですけれども、だんだん平時の考え方に全体がなっているんですけれども、それでは私はいかがなものかというのを非常に思っているんですけれども、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 私も走りながら考えていくというのは、非常に、どちらかというところと好きな人間であります。ただ、ものによって、あるいは放射能災害ということでもありますから、そこはやっぱり考える必要はあるんだろうなというふうに思っておりますが。ただ、第五次の計画の中にしっかりと盛り込まれるものと思っておりますので、そういう意味では、早く先が見えるようにしていく、こういうことは大切だというふうに思っておりますので、いろいろ厳しい中の採算性なども考えながら、皆さん方にこんなことをということで提示をして今から段取りをしていきたいと思っております。

ただ、一番は避難先で、いろいろ言っても、なかなか、多分私はそう簡単ではないと思っております。できるだけ、やはり戻った中で、戻る前に案を示しながら戻る先をやはり提示をしていかないといけないのではないかと。そうすると、かなり皆さん方が将来に光が見えてくるという形でいろいろな動きが出てくるのではないかと、このように思っているところであります。

委員（佐藤長平君） 私、モデルかなと今注目しているんですけれども、きのう、きょうの新聞を見ますと、あの小さな川内村、今年度予算200億を超えるそうです。我々とは、方法から、避難から、全然違うわけなんですけれども、何か非常に元気に見えたんだよな。だから、そういうときにそういう力が、戻ってからと、戻らないうちからやっぱり蓄えておかなければならないのかなというふうに思うのでありますけれども、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 川内村長ともしょっちゅう情報交換はしていますし、さすがだなというふうに思っています。その200億にしろ、いろいろな土地造成にしろ、あの場所でなかなか頑張っているというふうには思いますが、やっぱりいち早く、多分23年の12月だったか、24年の初めには帰村宣言をしているわけでもありますから、そこからやっぱり3年も過ぎていきますから、いろいろな組み立てができるんだろうなと、それも一つの大きな要因だろうなというふうに思っていますので、我々もやっぱりそういう考え方に立っ

ていかないとなかなか難しいのではないかとというふうに思っています。

委員（佐藤長平君） そういう中で、今回の農業あるいは商工業の振興なんかを見ますと、商工業に対する手だてというものがグループ補助金、国の、福島特措法、減税措置くらいしか、向うに戻っての手だてはないんですよ。村独自の、どういうふうに既存企業を戻して、あるいは戻っている既存企業をどういうふうに発展させていくかというものが全くこの予算には見えていないんですけれども。3年過ぎた川内村は、村長が消極的な工業団地の造成まで、小さい村でも何とかしようということを出ているようでもあります。ちょっと私は、農業のほうに偏って、商工業のほうの地場産業の振興に対して予算が何ら取られていない。国・県の補助頼みだなというふうに見ているんですけれども、工業団地の造成含めてどのように考えているのか、この際伺っておきます。

村長（菅野典雄君） 商工業、たとえ農業の村であっても商工業がやっぱり牽引してもらわないとそう簡単ではないだろうなど。まして、農業の村であっても、今までも大変な中、今回は土壤が汚されるというアクシデントに遭っているわけでありますから、そういう意味で、何ほどか、商工会のところには毎月、毎月、担当も行きますし、私も何回も行っていろいろな話をしているところでありますが、いかんせん、やっぱり人間がどれだけ戻るのか、村民がどれだけ戻るのか、わからない中では非常に我々動きようがないと、こういう話を聞かされてきているわけであります。

ですから、そういう意味では、内々にはそれぞれがお仕事をする段階で、まさに今度決まりました陽はまた昇るの基金なり何なりを使って応援をしてあげたいと、このように思っていますが、やっぱり頼まれてやる話ではなくて、みずからという形をやっぱり少し持っていただきながら我々が後方からサポートすると、こういう形をつくっていかないと本物にはなっていないだろうなど、こんなふうに思っておりまして、また改めて、今年度、商工会関係あるいは商工業の皆さん方との話し合いを深めていきたいと、このように思っているところであります。そこから案を出していきたいと思っています。

委員（佐藤長平君） 工業団地造成についてはどう考えますか。

村長（菅野典雄君） 村の場合には工業団地をつくるというのも一つの手があったのかもしれませんが、以前、何かそういうものがあれば村民グラウンドをとというような合意形成は議会とあったわけであります。それはそのときでありますから、今後はどういうふうにかような変化の中で変わるかというものも当然あるわけでありますけれども、いずれにいたしましても、後で後年度負担になるというようなことはやっぱり避けなければならないというふうに思いますし、一方では、この機会にできるだけやっぱり国の復興予算を使わせてもらおうと、こういうことでもありますので、その辺を考えながらやっていきたいと、このように思っております。

委員（佐藤長平君） 福島再生の会のモニタリング調査結果、マップに落したものですが、見せていただきました。それから、これまでに東芝の膨大な金をかけた報告書も見せていただきました。それから村に入っている林野庁その他の関係機関のモニタリングの報告も受けています。これはそれぞれ全部ばらばらなんですよ。どこかでやっぱり一つにしてやったほうがデータとしては生きるのではないかと思うのでありますが、今まで一番お金を食っていた東芝さんに、今後このところを担ってもらうという方法はないのでしょうか。

村長（菅野典雄君） 放射能については、今議会も随分質問をいただきました。それぞれやはり一抹の不安、あるいは深い不安、不信を持っているわけでありますから、何とかしてそこを払拭をしていかなければならないなという気がしておりまして、いろいろな形で調査をしデータとして拾っているわけでありますが、今後、一括にできるところは当然しないかなければならないなど、こんなふうに思っているところであります。

東芝に統一という話であります。東芝がいわゆる放射能なり、あるいは村をどうするかという話にはなかなか大変かなという気がします。つまり、我々はできるだけ人材的に、あるいは情報的に応援をしていただきたいという中で、今回は出資者の一員になってはいただいたわけでありますけれども、やはりそう簡単ではないのではないかなとい

う気がします。いろいろな人たちのお手伝いをいただきながら、自前で頑張れるというところと、あとは助けていただくといところはやはりしっかりと見きわめていかないと、今後、途中で足が崩れるということにならないようにしていかなければならないなというふうに思っております。

以上であります。

委員（佐藤長平君） そうすると、ちょっと思い出すんですけども、東芝との協定書がありましたよね。大分、我々に期待をかけさせた協定内容だったわけでありましてけれども、そうすると、あの協定どおりにはいかないという認識で今いらっしゃるのかどうか、伺っておきます。

村長（菅野典雄君） 決してそういうわけでは全くありません。ただ、東芝さんもいろいろな会社の経営の考え方がありますから、そういうものに沿った中で、前にも申しましたように、人材的な応援をしていただく、知恵なり、情報なりをいただきながらやっていくと、こういうことではないかなという気がします。

委員（佐藤長平君） 私どもは大分期待をかけた、そんな協定内容で、それに対する議会からも疑義も当時は生じておりました。本当に村の復興のために、私は、東芝は村の4割のシンクタンクとなって動いてくれるものだなというふうに見ていたんですけども、それは間違いだったんですか。

村長（菅野典雄君） 決して間違いではないと思いますが、今、やっぱり再生エネルギーのほうから、東芝さんも多分原発のほうあたりに動くのか、あるいはもっと別なところに動くのか、そういう中もありますので、会社のほうの方針の中で我々はやっていかなければならないということも事実であります。ただ、全く切れたとか、全く今まで後退したということではございませんので、今もしっかりといわゆる太陽光発電株式会社は何度も足を運んでいただいていますので、そこでいろいろな情報なり、これからのことを今協議をさせていただいているところであります。

委員（佐藤長平君） 私、報告書をいただくたびに思っているんですけども、みんなばらばらに出てくる。そして、ばらばらにモニタリングしている。どこかで統一してやらせることはできないんですかね。どれがどれと、どう組み合わせ、どういうふうに、どういうようなことができるのかというものが全然データになっていないんですよ。結局、データが少ないなんていう結論をみんな言っているでしょう。困ってきた。だんだん線量は低くなっていくんだよ。だから、復興の中でどういう姿を求めながら、そのためには線量管理というものはどういうふうにしていくのかというものがないと、それぞればらばらにやっていたのでは、効果は落ちるのではないかと私は思うんですけども。

誰か、課長、答弁できる人いるのかな

復興対策課長（愛澤伸一君） 私どものほうでは、国の林野庁が行った実証試験の報告の関係について申し上げたいと思いますが、先日、村のほうに若干の報告をいただいているところがございます。今ほどお話ありましてとおおり、個別の報告をいただいておりますけれども、それではこの資料をもって、私どもがどの山に入って、どういう作業ができて、どういうふうに労働者の安全を確保して、どの材をどういうふうに出せば林業が再開できるのかという、そういうところまで、全然、報告書が行っていないも

のですから、今年度、27年度も継続してやりたいというふうなお話をいただきましたので、その際には、とにかく研究のための研究ではなくて、実務につながるような、そういう取りまとめといいますか、そういうデータをいただきたいというお願いをしたところでございます。

委員（佐藤長平君） そのこのところを復興課がやっぱり主導してやっていかなければならないのでないのかな。これは人頼みではだめだな。私も、林野庁の皆さん方と一生懸命やって頑張っているのはわかっているんだけど、あそこに頼っていても私はだめだと思う。やっぱり自分たちがやって、村が主導してやって、その足りないところをやっていただきたいという、そういう話しか、多分向うも知見はあるんだけど、実際に、金額的にはそんなにおりてこないの、やっぱり村がきちんと復興予算を使ってそれなりの先生方を集めて、そして独自の農林業あるいはその他産業に対する、放射線というものがどういうふうになった場合どういうふうにしていけばいいのかというものをやっていかないと、さっきの川内の200億の予算なんていうのはまだまだ先になってしまうよ。私、何だか、みんなが復興をおくらせているのではないかと思っているんだけど。村長、それでも構わないと言っていたんだけど、セシウムに負けるときは。

この際、やっぱり打ち勝たなければならぬから、ちょっと私、前に出てこないし、人もいないし、人がいない、人がいないと、それで誰が困るのかな、みんな困ってしまう。役場独自でやっぱり人を動かし、金を動かし、計画をつくっていくというところに、前線に立ってもらわないと。そして、役場の課長さん、そういうプロジェクトをつくって、そういうところに、その後、天下りなさいよ。そのくらいの鋭気を持たなければだめだよ。定年でやめますなんてばかり考えては……、と私は思うんだよ、この復興の中では。天下りなんていうと悪い言葉だけれども、私は職員のとときに一生懸命やって、その流れの中で責任を負って中に入っていくというのは、これは何らおかしくない。むしろ、そういう人材をみんな求めているんだ。毎日の仕事は大変だ。でも、その中で、やっぱり村民のために頑張っていて、そして動かして、そして軌道に乗ったときはそこに天下りするくらいの元気をもってやる課長さん、あらわれてくださいよ。私は望むところなんです、その辺が。この間から、検討委員会のプランの赤坂さんが言ったでしょう、担い手がないと言っているんだ。計画つくる人も担い手の中に入ってきてくださいよ。そういう勢いがなくては困るでしょう。私は思うんですけども、課長さん、いかがでしょう。

復興対策課長（愛澤伸一君） 叱咤激励をいただいたところでございます。今般の当初予算の中では会議費、研修費ということで上げさせていただいておりますが、この会議の中で、多分貴重な意見がたくさん出てくるんだろうなというふうに思います。それを受けて、必要な調査が出てくれば、また今後改めてまた議会の皆さんとご相談して、どんどんこの事業を前に進めていきたいというふうに考えてございます。

#### ◎休憩の宣告

委員長（松下義喜君） 休憩いたします。

（午後3時13分）

#### ◎再開の宣告

委員長（松下義喜君） 再開いたします。

（午後3時30分）

委員（佐藤長平君） 今休みに見ていたら、ちゃんと出ていた。「あなたが動けば、農林業、商工業も動き出す」、役場にあるから見てください、これを。一般質問でも言ったとおり、戦後の復興というものも、そういう中で行われてきて、我々の先輩方がそういうものを見せてくれたわけだから、そういう先輩に対して、我々も頑張らなければならないなど、私最近つくづく思う。壊れたテープレコーダーのように木質バイオマスを言っているわけ。私も、年関係なく、ここの中で一生終えたいと思っているの。動かれなくなったらやらないけれども、動かれるうちは責任を持ちたいと思っているんだ。ぜひ、村長だって、いつまでも村長やっているわけにはいかないんだから、何か一つ、一番大きい、までい課でも何でも、課長になって、やっぱり元気なうちはこの村のために、この復興にきちんとやっていくという、そういう信号を、シグナルをきちんとやっぱり村民に見せていくというのがこれからの復興に大切なのではないかと私は思うんです。私も一翼は担いますけれども、みんなだってそういうふうにやっていかないと、外部の人たちに「何だ、担い手がいないんじゃないか」と、こんなことを言われた。ぜひ、それぞれの各部署の課長さん方も、それぞれの中で大きなプロジェクトをつくって、我が村の復興のために計画をつくって、その中に皆さんも入って行ってくださいよ、担い手として。そういうふうにして、みんなで盛り上げるのが復興じゃないんですか、村長。

村長（菅野典雄君） 何せ、みんなで盛り上げていかないと、この難局は乗り切れないだろうというふうに思っています。職員の皆さん方に今の立場で精いっぱいやっているところでもありますし、またそれぞれその後の生活というものも十分皆さん方考えているだろうというふうに思いますので、佐藤委員だけではなくて、みんなでやっぱりそういう気持ちでやっていくというのが大切だろうというふうに思います。ただ、それぞれやはり、特に放射能についてでありますから、何度も言いますように、それぞれの考え方をやっぱり大切にしながらやっていかないと、決して強引な話では事は進まない、このように思っていますので、今お話しくださいことを肝に銘じて頑張っていきたいと思えます。以上であります。

委員（佐藤長平君） 次に、農道大森線、積算のシステムが予算に入っています。農道大森線と県道12号線をつなぐ橋について計画が示されたのかなといったら、だんだん何か色が薄れてきているんですけども、この農道大森線の今後の動向なり、見通しについて、まず伺うものであります。

復興対策課長（愛澤伸一君） 農道大森線、今年度震災ということで活動がとまっております、土地研に支払う積算システムの負担金のみ計上してございます。こちらの事業の再開時期について、済みませんが、ちょっと手元に資料がございませんので、しばらくお時間いただきたいと思えます。

委員（佐藤長平君） ここをつなぐ、新田川の橋をかけるという話はどのように計画としては考えているのか、伺っておきます。

村長（菅野典雄君） なかなか、やってみますと、何度か議員の皆様にもお話ししたように、なかなか復興予算全体の中で、ぱっとできるというものではなくて、細々という話であ

ります。したがって、こちらから行って左のほうも、Aゾーン、Bゾーン、Cゾーンと、こういうことでありますから、これから当然、こちらの反対の右のほうも考えていかなければなりませんので、その段階で、またしっかりと計画を立てさせていただきたいと思います。いわゆる右のほうに橋をかけて大森線とつなぐということになりますと、それなりのやはり事業を展開しなければなりませんので、先ほど造成という話もありましたけれども、何らかの計画を立てて、ここはこういうふうにしていただきたいと、こういうふうにしていく必要があるんだろうなというふうに思っておりますので、今後の計画の中に盛り込むように考えてみたいというふうに思っております。

以上であります。

委員（佐藤長平君） そうすると、村長は、当面は深谷地区だけのスマートシティというものを考えて、あと、そちらは後からという話なのかな。

村長（菅野典雄君） 今申しましたように、何らかの理屈がないと、多分あの橋は、ここだけ橋をつくってください、道路をつくってくださいということにはならないと思いますので、以前は何か堆肥とかあるいは農業関係の工場をとというふうに思っています。ですから、その辺を今一生懸命探したり、あるいは当たっているわけでありましてけれども、そういうものができれば、情報として得られれば、そういう計画は盛り込んでいけるのではないかというふうに思いますし、決して諦めたわけでは全くありません。

以上であります。

委員（佐藤長平君） 政治が地域に与える影響というのは、非常に私は大きいんだろうというふうに思うんです。当初から、拠点整備計画は、1つの行政区に集めるのではなく、2つの行政区にまたがるようにすることによって我々の意思を広げなければならないんだよな。需要がないから、こっちから行って左の深谷だけでやっていくかという話なのかな。右のほうは何もやることがないから、この後だなどと考えているのかな。私は拠点整備というのとは、違って、2つの行政区にまたがらせて、そこを拠点としていくんだというのが、政治の側からの村民へのやっぱりメッセージだと思うんですよね。そういう意味では、メッセージが減ってしまうと私は思っているんですけども、どうなんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 2つより3つ、3つより4つというのも、決してわからないわけじゃありませんけれども、当然、道路から右のほうは一切やらないというわけではありませんけれども、道路ということになりますと、しっかりとした理屈をつけないといけないなというふうに思っています。それでなくても、こちらから左の拠点整備でさえも今四苦八苦職員たちがしているわけでありまして、あれも、これもというわけにはいかないので、何せ順序を立ててやっていくしかないのではないかなと。ただ、計画にはやっぱりきちっと入れておかないといけないというふうには思っておりますので、その辺はちゃんと図面の中に入れて、これからも段取りは惜しまないでやっていきたいと、このように思っているところであります。

委員（佐藤長平君） この拠点整備の地区の選定については、議会と村長と議論をずっと、非難もしてきたところであります。最初の予定から変わったわけなんですけど、そのときの理念として、やっぱり2つの行政区をまたがらせる、こんなときでもなければあの橋は

できないというものも、過去の上、下の橋の設置状況からして今までは不可能だったわけなんです。この復興予算の中で、拠点整備の中でしか、私はできないと思っているんです。ですから、後回しにすれば、それはできないというふうになっていくと私は見ているんですけれども。そうじゃなくて、もっとプロジェクト、村の拠点整備としていくわけだから、もっと私は大きく翼を広げるべきだなというふうに思うのでありますけれども、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） おっしゃるとおりだというふうに思います。ただ、今の段階では、半分だけでやるにしてもなかなか大変な状況でありますので、広げはしながらも、やっぱり順序立ててやっていかないと、あれも、これも遅くなったりするということもありますので、今精いっぱいやさせていただくということでもあります。

委員（佐藤長平君） そもそも伊丹沢のあの地権者らの了解の中で、あそこがいいのではないかと、比較的容易な土地であるということから始まったんですよ。何かその後、北向きだからだめだなんていって、北向きでだめだなんていったならば、飯館高校どうするの。変なことを言っているやつがいるんだな。最初は深谷、あそこに橋をかけて、あそここの橋の兩岸を整備しましょう、拠点整備しましょうということから始まっているわけだから。大分、修正されて北へ、北へと向かっている。北へ、北へと向かうのは何かな。普通は、我々は南に向かうんだけど。何かおかしい状況になっているよ。そういう流れの中でできたんですよ。何か今、何もなくなって、伊丹沢の地権者が「何だ、うそついたな」なんて言われるんだ、これ。提案したほうはそういうふうに使われているんだけれども、誰が責任とるんですか。

村長（菅野典雄君） 伊丹沢にそんな話は当然出したこともありますから、それなりに説明はさせていただかなければならないなんていうふうに思っておりますが、何せ、今国の復興の予算の中で、どういうふうに進めていくかというだけでも、なかなか皆さん方、職員、必至になって今やっているところでもありますので、あれも、これもという話にはなかなか今の段階ではいかないのかなという気がします。ただ、計画にはやっぱり載せておかないと、それはいけないということも十分わかりますので、決して諦めたわけでもありませんし、そういう計画をこれからも基本にしてやっていきたいと、このように思っております。

委員（佐藤長平君） 教育委員会、ずっと、私議員になってから、被災した年はちょっとわからなかったんですけれども、ほとんど村内の各学校のPTAから教育環境に対する要望書が出ておりました。去年の12月から今まで、見えないなというふうに思って、きょう、確認したところ、26年度は出ておりません。話を聞きました。これは何かあるのかな。村の議会に出しても何もしてくれないから、出さなかったのかな。それとも、何かおもしろくないところがあるのかな。その辺についてどのような所見を持っているのか、この際伺っておきます。

教育長（八巻義徳君） 村の、今まで要請が出ていて、確かに今年出ておりません。ただ、随時、雨漏りとか、施設関係、適切に、必要なときにタイムリーに対応いただいているというふうに思っております。

委員（佐藤長平君） 先般も議会のほうから、教育関係者との懇談会というものも今まであつ

たのになくなったなと言ったら、すぐ開いていただきました、平日の夜の7時半から。懇談会というから行ってみたら、すぐ乾杯して、酒席の会合でした。何か今までと違う、ただやったというだけなんだけれども。私ら議員にとっては非常に不満だったんだけれども、目的は達成したんですか。

教育長（八巻義徳君） 多分、今、2月のことをお話しされているんだろうというふうに思いますが、私もお聞きしましたら、私の耳に入ってきているのは、議員さんとじっくり飲みながらというふうなことでの話というふうに受けとめておりました。

委員（佐藤長平君） 教育委員会では、何だ、懇談会というのは、懇親会なのですか。懇談会というのは懇談する場があって、時間が短い、長いは別ですけども、夜7時半から福島の居酒屋でやるという感覚は、私は持ち合わせなかったね、ただ、酒飲みに集まったみたいで。だから、教育委員会と学校現場と議会がうまくいっていないからかなと見てしまいました。あなたも、私の後ろからあちらのほうに行って、後はこちらに来ないでいたから。私1時間半はいたんですけども、そこから動かないでいただいたようです。そもそも何しにいったかわからないし、余りおいしい酒ではなかった。二次会のほうが盛り上がってしまったよ。ああいうものならば開いてもらうことはない。せつかくみんなのものを集めて、話しをさせてというのだから、それなりに考えてもらわないと、言われたからと、ぱらぱらと夜の7時半ころ福島の居酒屋に集めてられても困るよ。不満だったね。何かそういうものが教育委員会に……、私は悶々としたんだよ。PTAの要望書が上がってこない。懇親会が上がってこない。あなたのところは、何だかちょっと風通しが悪いんじゃないですか。どうなんですか。

教育長（八巻義徳君） ご指摘いただいた点は、十分に検討して、新年度十分に改善してまいりたいというふうに思います。

委員（佐藤長平君） さっきの壊れたテープレコーダー、もう一回やりたいと思います。これから電力の関係、2016年から電力の自由化が始まります。いわゆる低電圧向け電圧まで自由化されるのであります。今までは50キロワット以上、事業所におけるPPSという、私何だかわからないけれども、PPSという売電会社から電気を買うことが今までできていた。何と、我々知らなかったけれども、霞が関の各省庁は全部このPPSから電気を買っていて、東電からは買わなくなったんだそうです。いわゆる原発依存でなくなったのは霞が関が早かった。それを今度は地域でも、電力の自由化によっていわゆる地産地消ができるようになります。そこで、県なんかもこのPPSを今年は高校の施設等々にも入れたいなんていう発言が教育長からありましたけれども、村として、これから我々は木質バイオマスエネルギーの再生エネルギーを利用して地産地消、地域エネルギーとして、この電力自由化に対応する体制をとっていかうとするのかどうか、この際伺っておきます。

村長（菅野典雄君） 時代の流れは再生エネルギーをできるだけやっぱり使っていくことが大切だろうと、そうでないと、地球が2つあっても間に合わないと、こういうことになるわけですから、流れとしては全くそのとおりで、このように思っています。ただ、一気にできるのかどうかという問題もあるでしょうし、また、この原発事故に遭って、今毎日のように何百万のこういう高い放射能が散ったわけですから、その

影響を受けたところは、いろいろな対応の中で考えていけないといけないというふうに思っています。この前も言ったかもしれませんが、木質バイオマス、村としては一つの再生エネルギーのポイントだというふうに思っております、その後、どういうふうに処理をするかというものを国のほうに投げかけておりますので、もうしばらくそのへんの答えをもらうまでお待ちいただきながら、検討と勉強をしていければと、このように思っております。

委員（佐藤長平君） 難しい対応は、私は東電と国にあると私は思っています。国と東電がこの復興予算の中でこういう被災地の村について、再生エネルギーをきちんとできるように支援するのが私は当たり前だと思っているし、それをいただかなければならないと思うんです。これは政治の最大課題であります。そこを弱く言うのか、大きい声を上げて言うのかの差かなと私は思っているんです。みんなで大きい声を上げましょうよ。セシウム、セシウムなんて、できない、できないなんて言ったのでは何もできなくなってしまう。賢く怖がって頑張りましょうよ。もっと大きい声を上げて、何かそういうところになると消極的なお話ばかりで、「対応していく」と、こんなの時間の無駄ですよ。思いませんか。さようなら原発と、飯館村の誰かの車に張ってあった。脱原発、卒原発、さようなら原発、反原発、私は何でもいいと思う。その一つの方法が、いわゆる我々はあの原子力発電には依存しない地域づくりをするんだというやっぱりメッセージを送らなければならない。それをやらないと風化は進むし、風評被害はなくなる。ぜひ、霞が関が吹っ飛ばすような大きな声を上げて、その困った問題は東電と政府に責任があるんですということを、大きい声を上げて頑張る決意に村長はできませんか。もし、私は、できないとすれば、村長としては失格です。

村長（菅野典雄君） 気持ちはわかりますし、考え方は間違っていないというふうに思いますが、ただただ声を大きくすればできるという話でもないと思いますから、なかなか政治の世界はそんな簡単なものだけでもないと私は思っておりますので。ただ、できるだけ、やっぱりきちんとした責任を、その中で飯館村の再生をやっていかななくてはならない。この思いだけは誰にも負けないつもりですし、これからはしっかりと情報発信をしていき、あるいは要望していきたいと、このように思っております。

委員（佐藤長平君） もう一つ。いいかな、教育委員会ばかり多いんだけど。

教育長、この間の未来議会の子供たちに対するコメント、何か県内の先生方に不評でしたね。私聞いたことないんだけど。褒めないで、何かけなしたというんだけど。南のほうの学校の先生から私の娘を通じて抗議がございました、私の娘が父ちゃんが議員をやっているというのをわかっていて。おかしいんじゃないの。どんなことを言ったんですか。

教育長（八巻義徳君） 今、質問自体に驚いております。大変、未来議会、質問充実しております、それに対して、私どもも準備しながら、そして、あしたに向かってしっかりと質問、そして好評の中で、みんなであしたに向かって進んでいこうというふうな講評を申し上げております。ちょっと今の内容については驚きを持ってお聞きをしておりました。

委員（佐藤長平君） 何か、提案の批評が大人の批評なんだそうです、子供に対する批評でな

くて。その先生だけでなく、うちの家族もそんなことを言っていました。ばあちゃん、「おかしいんでないのか、もっと子供を褒めるべきだべ。一々何だか大人の提案を評価するような話だった」と。何と言ったのですか。

教育長（八巻義徳君） 私は講評において、原稿なしで、子供たちの前でノー原稿でお話するというは余りなくて、あのときも私が講評するということになっていましたので、そして事前に原稿を準備して、先生方も事前に子供たちの質問内容を私どもにお話しただいていましたので、まさか、そうしたお話があるというふうにはゆめゆめ思っておりませんので、子供たち、あしたに向かってみんなで頑張ろうというふうな講評で終わっていると思います。

以上でございます。

委員（佐藤長平君） みんながおかしいよと言っているよ。あなたは開き直っているけれども、反省はしないんですか。

教育長（八巻義徳君） ご指摘いただいた点、具体的にお話しただければ、それなりに……。ちよっとどういう内容を言われているのか、私ども教育委員会の中でも、それから実際に引率された先生方からも、そうした声は届いておりませんし、本当に帰りがけにご指導いただいた先生方と、「よかったね」ということで別れておりますので、具体的にお話しただければ、それが私申し上げている、申し上げていないということは言えるのかなと思います。

#### ◎休憩の宣告

委員長（松下義喜君） 休議いたします。

（午後3時58分）

#### ◎再開の宣告

委員長（松下義喜君） 再開いたします。

（午後4時00分）

委員長（松下義喜君） 今の質問等に関しましては、27年度の予算案件審査でございますので、後といたします。

復興対策課長（愛澤伸一君） 先ほどの答弁、おくれておりました。申しわけございません。

村道大森線でございますが、27年度除染をするという予定になってございまして、除染終了後、工事の再開の時期を探ってまいりたいと思っております。

委員長（松下義喜君） そのほか質疑ありませんか。

委員（佐藤八郎君） 昨年の予算ではあれですけども、昨年の中では常磐道開通に伴う村の状態がどういうふうにと話で、12号線やら相馬福島の高速に絡めたアクセス関係という話がありましたけれども、いよいよ常磐道が開通されたという流れの中で、その点での本年度の考え方といいますか、これからの取り組みといいますか、何か考えていらっしゃるんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 常磐道の開通、近ごろ、いろいろ発表になりまして、開通になるようになったということでもあります。どちらかというと、飯舘村は常磐道のほうからはるかに近いからでありますから、いろいろな情報がこれから入ってきたり、いろいろな形で入ってくる可能性はあるのではないかなという気がします。ただ、何度も言いますように、

飯舘村、いわゆる汚された村というようなことでありますので、そこをどういうふうに逆手にとるかというところが大切なことだろうなというふうに思っています。道路はやっぱり何かと言っても大切なことでもありますから、このつながりの中で、飯舘村に、例えばちょっとした工場なり、会社なりも置いても何とか間に合うと、採算があうと、こういうことになる可能性もありますので、道路のこれからの動きなどを考えながら、今のところ、復興に向けてなかなか大変でありますけれども、先のこともやっぱり考えながらやっていかなければならないなど、今の質問の中から感じ取ったところであります。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 今度、復興した中での村のせっかくできた常磐道、せっかくできる相馬福島間の高速を生かした村とのアクセス関係でどうしていくかということでは、急にインターチェンジできたからどうのこうのじゃなくて、当然、今から準備し、いろいろな考え方をもって要求をしていかななくてはならないというふうに思うのでありますけれども、具体的には27年度ではどんな方向に行くのでしょうか。

村長（菅野典雄君） 今のところ、27年度ではまだそういう対応の予算なり何なりはとっておりません。多分、私は飯舘村がこれからどういうような、やはり村づくりをするか、どういう人たちが頑張るか、どういう発信をするか、そういうところがこれから常磐道なり、あるいは相馬福島間の道路からのアクセスをやっぱり活用していくと、こういうことではないかなという気がします。

したがって、だめだ、だめだという話ではなかなかいい話は来ないだろうというふうに思いますので、その辺はやっぱり皆さん方にご理解をいただきながら、やはりみんなで力を合わせてやっていくというところが、今までの飯舘村があちらこちらからいろいろな情報が入ったり、お手伝いをいただいたということにつながると思っていますので、その道路を活用するのにも、まず村がどういう姿勢なり考え方でやっていくかというところにポイントがあるのではないかと、このように思っているところでございます。

委員（佐藤八郎君） では、具体的な村につながるアクセスについての計画やら見通しは持っていないというふうに理解をして、次に進みたいと思っておりますけれども、原発事故被災市町村という流れの中で、市町村会がいろいろやってきたわけでありましてけれども、この原発事故被災市町村会なるものの動きといいますか、そういうものの今後というか、どのような方向になっていくのでしょうか。

村長（菅野典雄君） 福島県、市町村の数があるわけでありまして、市長会と町村会がありまして、これは全く分離をしているところであります。ですから、我々は町村会の一員と、こういうことでありまして、みんなでやはりそれぞれ役員なり、あるいは全体として集まって、どういう要望を出すか、あるいはどういう動きをするかというものをその都度、その都度、話し合っていくわけでありましてけれども、これまでもかなり町村会としていろいろな要望を国のほうに上げてきているところであります。近ごろは営業損害についてというものを上げておりますけれども、そういう意味では、これから原発についても、先ほどあった再生エネルギーについても、いろいろなアクションを起こしていく組織であろうというふうに思っていますので、その一員として我々は意見を述べ、あるいは協力して要望活動をしていくと、こういうことになるのではないかなというふ

うに思っております。

委員（佐藤八郎君） 今の村長の答弁、オール福島での市町村のお話かどうか、わかりませんが、12市町村という被害自治体ということで始まったいろいろな動きはどういうふうになっていくのか。我々議会も12市町村議会連絡協議会というものがあって、いろいろやって、要求活動もやってきましたけれども、その点で聞いているのでありますけれども。

村長（菅野典雄君） しょっちゅう集まりはあります。というか、国のほうなり、県のほうからの呼びかけで集まりはありますけれども、それぞれ自治体、全く置かれた立場、環境あるいは線量、違いますので、一体としてというのは、多分これは県を通じてしかないのではないかなという気がします。双葉、8町村もそういうような中でやっていらっしゃるところもありますが、相馬地方は、4つは、それぞれ避難をしなかったところが2つ、避難をしても戻ったところ、我々はまだ戻れない。こういうことでありますから、なかなか全体としてという話しにはやっぱりなりづらいというところがありまして、だからといって、それでいいという話ではございませんので、それぞれ集まった中で、それなりに発言をさせていただいて、何とか福島全体の復興を早めるような段取りをみんなでもやっぱり考えましょうという話はいつもさせていただいているところであります。

委員（佐藤八郎君） 営農再開、いろいろな委員からありましたけれども、ご存知のように、国の流れ、政治の流れ、TPP、そしてJA相馬については来年度いよいよ合併の年という、そういう動きがある中で村としての営農支援という部分になっていくんだというふうに考えますけれども、それに対応しての具体的な考え方はどうなんでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 営農再開についてのご質問でございます。

今、村の中では、先行5行政区の除染が農地も含めて近々終わろうかなという時期でございます。また、残りの14行政区については、27年度、28年度の2カ年かけて農地までの除染を終わるといようなスケジュールが今示されているところでございます。村といたしましては、農地除染が終わった後の農地の引き渡しを受けた後、実際に営農が再開されるまでの期間、誰が、どのように、農地を保全管理していくかということについて、いろいろ検討を進めてまいりまして、国のほうからもいろいろ補助金がございます。その中で営農再開支援事業という補助事業が提示されておりますので、この事業を活用して、当面は引き渡しを受けた農地について適切に保全管理をしていただいて、段階を踏んで営農再開に持っていきたいというふうに考えております。

そこまでの道のりの進め方については、復興計画第4版、今度、このたび示されるであろう第5版の中で方向性が出されるというふうに考えてございますので、その方向性に沿って、住民も交えた検討会議を立ち上げて、その中でより実現に向けた具体化の協議を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

委員（佐藤八郎君） 課長、始めることは再三聞いているのでわかりますけれども、動きがあるんですね、TPPという動き、JAの合併という動き。これは被災地だから逃れるところではないんですよ。同じく営農再開した場合はぶつかる壁なんです。その点をどういうふうに考えられているのかだけ聞いているんです。

副村長（門馬伸市君） これは一自治体でどうこうという話ではないわけでありまして、国策

として今の大きな課題についてはやっていますよね。それに加入するという方向で今の政府はやっていますが、それに方向性としては、ブレーキをかけている団体もあります。ただ、世界の流れとしては、我が国だけがというわけにはいかない状況にあるというのは、多分、議員もご承知だというふうに思いますが、そういう大きな問題ですので、ここで私たちがTPPに対する対応策みたいなものを答えられるというのは難しいです。

ただ、先ほど佐藤長平委員からスピードが遅いと、農業にしろ、木質バイオマスにしろ、言われまじましたが、私の知り合いの方も帰村の時期が決まれば、イの一番で行って畜産をやりたいという人もいます。放牧はどうするんだという話をしたならば、田んぼに牧草を、除染したところですよ、そこに牧草をまいて、そこに林間放牧みたいな形にして、それをサークル、定期的に巡回させて、田んぼをかなり広く必要なという話をしていましたから、よその使っていない田んぼを借りて、それで林間放牧みたいな形でぜひやりたいという、それは畜産農家なんですから。普通の田んぼをつくっている人もそんな話をしていた人もいました。ぜひ、除染が終わったところに米を作付をして、農協に出すのではなくて、相対で知り合いの人に販売したいという方もおられました。

ですから、今、担当課長が話をしたのは平均的な話をしましたが、すぐにでもやりたいという人は何人か今でもいるんですね。ですから、そういうところは支援をして、そして、どういう販売ルートで、自分でつかんでいる人は別にしても、そうでない人は、つくっても売れなければどうしようもないわけですから、そういう支援は行政のほうでやっていく。それから、また一方では、荒らさない対策もやっていく。とにかくすぐにでもやりたいという方、農家の皆さんの支援は、一方ではすぐにでもやっていく必要があるのかなど。時期が来たならばすぐに戻ってやりたいと言っているわけですから、そういう方もいれば、ものをつくっても売れないから農業をやめたという人もいれば、さまざまなので、いずれにしてもTPPの問題は私らが簡単に答えられる問題ではありません。

委員（佐藤八郎君） 余り影響を考えていないような、営農再開しか考えていないということで理解しましたので、次に進みますけれども。

教育を語る会の具体的成果を何回か求めていまして、今年もまた、そういうことであるようなんですけれども、学力向上、3校合同のメリット、特色ある学校づくりということで、そういうことをしながら事業化できるものを実施していくんだということでありますけれども、本年もそのようなことを求める、成果を求めた事業なんでしょうか。

教育長（八巻義徳君） 私ども、今子供たちに4つの力をつけさせようということを言っています。その4つの力をつけさせるために外部のお力もおかりしたいということで、今進めております。その中で、教育を語る会等でそうした知恵をいただければというふうにも思いますし、また学校運営協議会でもお知恵をいただければということです。ですから、そのように思っております。

委員（佐藤八郎君） 大変大切なことなので、最後に伺っておきますけれども、食品の関係で、特に学校給食やら食べ物の線量値なんですけれども、平成24年4月1日から新たな基準値が設けられて、特に放射性ストロンチウム、プロトニウムなどを含めての基準値を設定されているんですけれども、そういうことをきちんと検査された中での給食やら食べ

物の線量値を示すというふうに村ではなっていくんでしょか。

教育課長（村山宏行君） 学校給食の放射性物質の検査につきましては、セシウムについてはかかっております。それとヨウ素ですね。ヨウ素、それからセシウムについてははかかっておりますが、おただしのストロンチウムあるいはプルトニウムについては、こちらの施設で計測するというのは全くできないというふうに思っています。専門の機関でないといけませんので、そちらについては、申し訳ありませんが、計測はしていません。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、食品の安全と安心はそのことをしなくても大丈夫なんだという考え方なんです。

教育課長（村山宏行君） 学校給食センターにおいての計測というのはできません。それをもってストロンチウム、あるいはプラトニウム、そういったところについての検査、そういったところについては他の機関に依存するしかないのかなというような考えであります。

委員（佐藤八郎君） 現在なり来年度行う給食の中では、他の機関に依存してもそのことも含めて検査をするということになりますか。それとも今までどおりセシウム、ヨウ素のみでいくということになりますか。

教育課長（村山宏行君） 現在、国のほうのデータによりますと、その量については非常に微量だというのが公表されているところでありますので、給食のほうでというふうには、そこまで見る必要はないのかなというふうに思っております。

委員（佐藤八郎君） 「セシウム以外の放射性物質は対象にしていないのか」というQ&A形式でありますけれども、その中でも、「ストロンチウム90、プルトニウム105まで考慮しています」という回答があって、そういうものに基づいて食品管理がされて安心・安全なんだという話でありますけれども、大丈夫だということですね。

教育課長（村山宏行君） 今その示された基準というのはいかほど教えていただけますか。

委員（佐藤八郎君） 厚生労働省医薬食品局安全部というところから出されているものです。大丈夫だったら、大丈夫でいいんです。

教育課長（村山宏行君） 学校給食、現在、ほとんど購入しているものでございますので、もちろん購入する前に、市場に流れるものについては全てそういった基準ではかられているものと判断いたします。村のほうでも独自に念のためということで計測をして、そちらについてのデータは全てデータとして、中学校ホームページあるいは給食だよりというところで公表しているところがございます。

委員（佐藤八郎君） 終わります。

委員長（松下義喜君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

なしの声によりまして、これで各会計の質疑を全て終わります。

#### ◎休憩の宣告

委員長（松下義喜君） 暫時休議いたします。3分ほどお待ちください。

（午後4時22分）

#### ◎再開の宣告

委員長（松下義喜君） 再開いたします。

(午後4時23分)

これから議案ごとに委員会採択をいたします。

議案第7号平成27年度飯舘村一般会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議あり」という声あり)

委員長(松下義喜君) この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

委員長(松下義喜君) 起立多数です。よって議案第7号平成27年度飯舘村一般会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第8号平成27年度飯舘村国民健康保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(松下義喜君) 異議なしと認めます。よって、議案第8号平成27年度飯舘村国民健康保険特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第9号平成27年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(松下義喜君) 異議なしと認めます。よって、議案第9号平成27年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第10号平成27年度飯舘村農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(松下義喜君) 異議なしと認めます。よって、議案第10号平成27年度飯舘村農業集落排水事業特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第11号平成27年度飯舘村介護保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(松下義喜君) 異議なしと認めます。よって、議案第11号平成27年度飯舘村介護保険特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第12号平成27年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(松下義喜君) 異議なしと認めます。よって、議案第12号平成27年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### ◎閉会の宣告

委員長(松下義喜君) 以上で審査特別委員会に付託されました議案の審議は全部終了しました。

なお、本委員会における審査結果報告書の作成については委員長及び副委員長に一任願

いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(松下義喜君) 異議なしと認め、そのように決定しました。

以上をもって平成27年度各会計の予算審査特別委員会を閉会します。

長時間にわたりご苦労さまでした。

(午後4時28分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年3月12日

予算審査特別委員会委員長 松下義喜

( )

、